

第 1 回高松市総合計画審議会

日時：平成 27 年 9 月 7 日（月） 午後 7 時 30 分～

場所：市役所 13 階 大会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 第 6 次高松市総合計画（仮称）基本構想（案）について

(2) その他

3 閉会

第6次高松市総合計画（仮称）

基本構想（原案）

平成27年9月

高松市

目 次

序 論	1 総合計画策定の目的	P 1
	2 総合計画の名称、位置付け	P 1
	3 総合計画の構成	P 2
	4 総合計画の期間	P 3
	5 総合計画の対象区域	P 4
	6 本市を取り巻く環境	P 5
	7 時代の潮流	P 7
	8 人口の推移	P 9
	9 財政状況	P 11
	10 総合計画の基本的考え方	P 13
基本構想	1 目指すべき都市像	P 16
	2 目標年次	P 16
	3 まちづくりの目標	P 17
	4 施策の大綱	P 19
	5 人口減少、少子・超高齢社会への対応	P 31
	6 総合計画の推進	P 33
施策の方針		P 34
総合計画の推進		P 156
付属資料		P 159

序 論

文章中で使用する専門用語等の解説については、作成中

1 総合計画策定の目的

本市では、昭和48年に「高松市総合計画」を策定して以来、4次にわたる改定を経て、平成20年度からは、27年度を目標年次とする「第5次高松市総合計画」に基づき、総合的かつ計画的に各種施策、事業を推進してきました。

この間、人口減少、少子・超高齢社会の本格的な到来を迎え、労働力人口の減少は、国民経済の成長力はもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育ての在り方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり、様々な影響を与えています。

また、人々の意識や関心においても変化が見られ、東日本大震災以降、安全・安心に対する関心がこれまで以上に高まり、人と人との絆や家族関係の重要性が再認識されています。さらに、瀬戸内国際芸術祭の成功によって、芸術や文化的なものへの関心の高まりが改めて示されるなど、人々の志向は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと大きく動いています。

こうした社会状況の変化や、多様化・高度化する市民ニーズに応えながら、都市として活力を失わず、創造性にあふれ、市民が真の豊かさや幸せを実感し、いきいきと暮らせる持続可能なまちの実現を目指していかなければなりません。そのためには、30年後、50年後の将来を見据え、新たな行政課題への的確な対応が必要となってきます。

このようなことから、第5次総合計画の継続性に配慮しつつ、新たな目標と発展の方向性を定め、新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として、総合計画を策定するものです。

2 総合計画の名称、位置付け

総合計画の名称は、第6次高松市総合計画とします。

総合計画は、高松市自治基本条例第25条の規定により策定するもので、本市における総合的かつ計画的なまちづくりや市政運営の根幹をなす計画であるとともに、次のような位置付けの計画です。

- (1) まちづくりの最上位計画
- (2) 総合的・計画的な市政運営の方針
- (3) 市民を始めとする民間活動の指針
- (4) 国・県などの関係機関から尊重される地域の方針

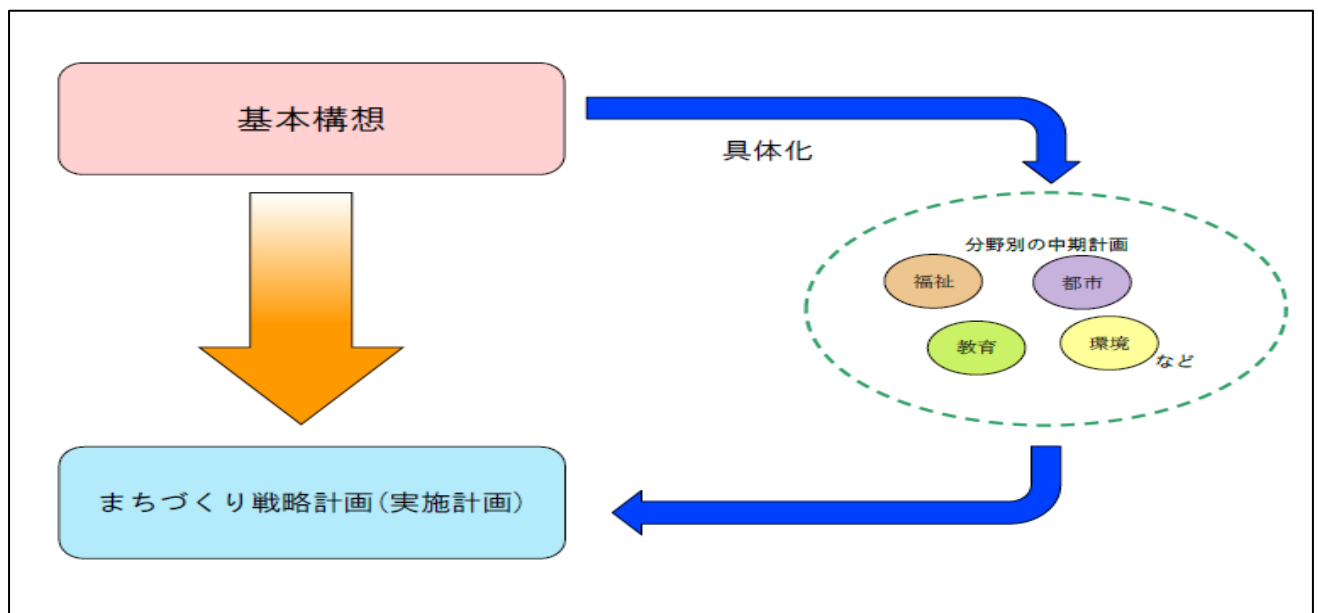
3 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」及び「まちづくり戦略計画」で構成します。

基本構想	30年後、50年後の将来を見据えた長期的な展望の下、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・行政等のまちづくり及び市政運営の共通の基本方針として、施策の基本方向を明らかにするものです。
まちづくり戦略計画	まちづくりの目標達成に向け、現実の行財政運営において、重点的・戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として定めるもので、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とするものです。

各行政分野ごとに作成される中期計画等については、基本構想を具体化する分野別計画として位置付けます。

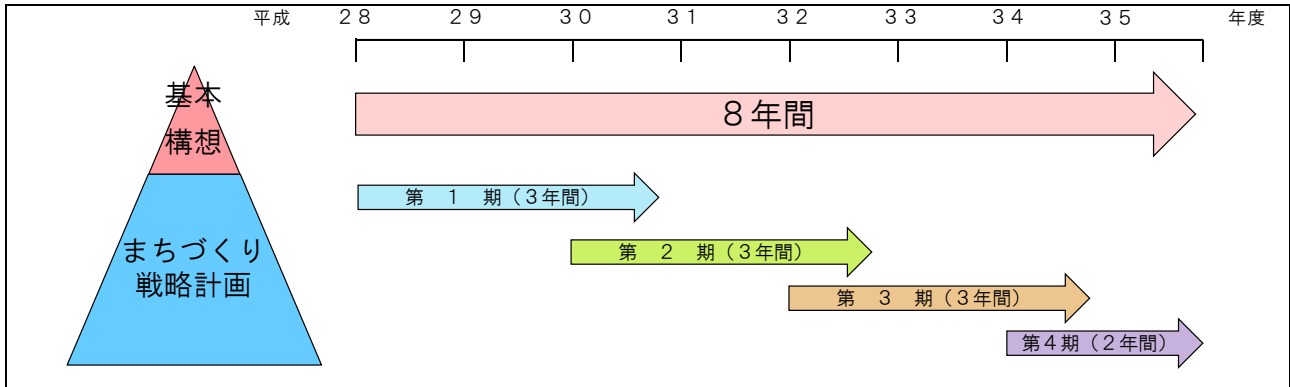
【総合計画の概念図】



4 総合計画の期間

基本構想の期間は、平成28年度から35年度までの8年間とします。

まちづくり戦略計画の期間は3年間（第4期まちづくり戦略計画は、2年間）で、2年ごとに見直しを行うローリング方式とし、平成28年度を始期とする第1期まちづくり戦略計画を定め、以後、2年ごとに策定します。



5 総合計画の対象区域

計画の対象区域は、高松市全域とします。ただし、必要に応じて、市域外についても含めるものとします。

6 本市を取り巻く環境

(1) 自然環境、地理的特色

本市は、四国の北東部、香川県の中央に位置し、北は、日本で初めて国立公園に指定された瀬戸内海に面し、南は、讃岐山脈まで続く、変化に富む自然・地理的環境を保有しています。古くから四国の玄関口として繁栄し、便利な都市機能とのどかな田園風景がコンパクトに調和したまちです。

本市の総面積は、375.23 km²で、讃岐平野の一部である高松平野に位置し、都心部が臨海部に接する特異な地理的構造にあります。

また、本市は、瀬戸内型気候区に属し、降水量が少なく、日照時間は長い特徴があり、年間を通じて温暖な気候に恵まれています。

(2) 歴史背景

市名の「高松」の由来は、平安時代中期の史書にみられる「高松郷」（現在の古高松地区）に発します。

都市としての発展の起点は、安土桃山時代に、生駒親正が讃岐一国の領主として入封、1588年に高松城（玉藻城）を築城、城外に侍屋敷、町屋を置いたことによります。その後、江戸時代に入り、常陸国から松平氏が入封し、以後、東讃12万石の城下町として栄え、明治維新を迎えました。

この間、17世紀前半に西嶋八兵衛の努力によって、乱流する香東川の治水事業が進められ、香東川の現流路の固定化が成功したことによって、城下町としての発展の基礎が築かれました。

近代以降は、1890年に市制を施行し、その後、近隣町村との合併を経て、今日の市域が形成されました。

(3) 産業・経済、交通

本市は、道路網の整備水準は高く、海路・空路の港も所在し、国の主要な出先機関や大手民間企業の支店等が集積するなど、県都・中核市として優れた都市機能が備わっています。

平成22年の国勢調査では、労働力人口は、204,330人、就業者は、191,257人で、近年、高齢者と女性の就業者数が増加傾向にあります。

また、産業構造のサービス化が進行しており、第3次産業の中では、商業都市らしく、卸売業、小売業が21.2%と最も多くなっています。

卸売業の販売額は約2兆2,712億円であり、四国第1位であるほか、全国の中核市の中でも1位です。その卸売業と小売業を足した「年間商品販売額」は約2兆8,508億円であり、これも四国で1位であり、四国地方における経済・物流の拠点都市となっています。

公共交通網について、鉄道は、JRと高松琴平電気鉄道（ことでん）が、バス交通に

についても、ことだんバスを主体とする路線バス等が運行していますが、依然として公共交通の利用頻度は低い状況です。一方、平坦な市内地形を背景に、通勤・通学に自転車を利用している人が21.8%もあり、“自転車王国”とも言われています。

(4) 文化、観光資源、地場産業

城下町として発展してきたことから、歴史・文化遺産が多く、国の史跡及び天然記念物に指定されている屋島を始め、国指定の文化財が52件、県指定文化財が42件、市指定文化財が68件あります。

また、日本三大水城の高松城跡で、庭園美が堪能できる玉藻公園を始め、国の特別名勝に指定されている栗林公園、世界の宝石と称される瀬戸内海が一望できるサンポート高松など、数多くの景勝地があります。

代表的な地場産業には、漆器・家具、石製品等があり、特に、漆器は、古い歴史と伝統に支えられた産業で、国の伝統的工芸品の指定を受けるなど全国に誇れる品質を有しているほか、全国有数の産地である黒松などの盆栽や全国ブランドの讃岐うどんなど、特産品も豊富です。

近年は、瀬戸内国際芸術祭や高松国際ピアノコンクール等、文化芸術に関する多彩なイベントも開催されています。

7 時代の潮流

(1) 人口減少、少子・超高齢社会の到来と大都市圏への人口集中

我が国の総人口は、平成20年を境に減少局面に入り、今後、減少スピードは加速度的に高まるとされており、推計によれば、平成72年には約8,700万人まで減少すると言われてしています。さらに、65歳以上の高齢者数の増加や出生率の低下と相まって、高齢化率は、より一層上昇すると見込まれており、生産年齢人口が減少する中、社会保障費の増大にも対応し、都市活力を維持できるまちづくりが求められています。

また、このような人口減少、少子・超高齢社会は、大都市圏への過度な人口集中が一因であることから、地方からの人口流出に歯止めをかけ、地方に住み、安心して働き、豊かな生活が実現できる環境を整備する必要があります。

(2) 経済情勢（成長から成熟へ）と雇用環境の変化

バブル経済の崩壊以降、我が国の経済は低迷し、リーマンショックや歴史的な円高などの影響によっても、深刻な打撃を受けました。また、今後の景気の動向など、日本経済の先行きは、依然不透明な状況が続いています。

このような中、社会経済は、完全に成熟し低経済成長へと移行し、これまでの「大量生産、労働集約型」から、「高付加価値、知識集約型」へと産業構造の転換が進み、専門的な知識や高度な技能を有する人材が、ますます求められる時代へ移行していくものと予想されています。

また、雇用情勢の悪化を背景として、終身雇用制や年功序列制など、日本における雇用慣習は崩れつつあり、雇用形態の多様化、労働力の流動化が一層進むほか、失業率は上昇し、雇用問題が、より深刻となる可能性があります。

(3) 高度情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達、パソコンや携帯電話などの情報通信機器の普及、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及などにより、あらゆる分野において、容易に情報を収集・発信することが可能となっており、我々の経済活動やライフスタイルは、大きく変化しています。

情報化の進展は、ビジネスチャンスの拡大や生活面における利便性の向上などに大きな可能性を有している反面、情報格差による社会的、経済的弱者の増加も懸念されています。

今後は、このような側面にも配慮しながら、情報通信技術を有効に活用し、効果的な情報発信に努めるとともに、市民意見の情報収集により、市民参画を推進する取組を進めていく必要があります。

(4) グローバル化の進展と環境に対する意識の変化

企業間の国際的な競争の激化、生産拠点の海外移転などによる国内産業の空洞化など、社会経済活動の急速なグローバル化、ボーダレス化により、世界経済の動向が、直接、地域経済に影響を及ぼす時代になっています。そのため、急激な経済活動の変化に対応

できる地域の経済循環の仕組みや人づくりが必要となっています。

また、東日本大震災を契機として、電力を始めとするエネルギー使用量の削減が求められるとともに、クリーンで安全なエネルギーへの転換などが、これまで以上に模索されています。

経済活動と環境問題を両立しつつ、限りある資源を有効に活用した、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の実現や都市構造の変革に向けた取組が重要になっています。

(5) 地方分権と住民自治の進展

地域を取り巻く環境が大きく変化する中、国から地方へ、様々な権限と財源が移譲されました。特に、基礎自治体は、自らの判断と責任の下、より一層、自立性を高め、地域の実情に応じたまちづくりを推進し、本格的な地方分権による地域間競争の激化に対応できる、優位性を確保することが求められています。

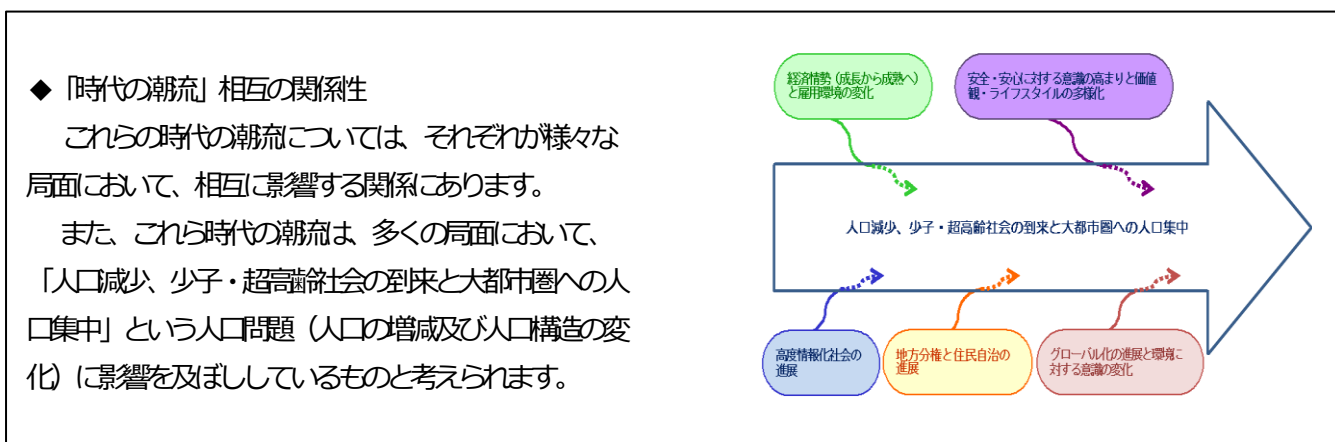
また、自治体に対する地域住民からのニーズが拡大し、よりきめ細やかな対応が求められる中、今後のまちづくりを進めていく上で、「自助、共助、公助」の視点に立ち、地域コミュニティを始め、企業やNPOなど、様々な主体との連携により、相互に補完し合いながら、参画と協働によるまちづくりを進めていくことが重要になっています。

(6) 安全・安心に対する意識の高まりと価値観・ライフスタイルの多様化

大規模な災害や様々な感染症の発生、詐欺行為など悪質な事件の増加、食の安全性に対する不信感の増大などを背景に、市民の暮らしを取り巻く安全・安心に対する意識がますます高まっています。

また、物質的に成熟した現代社会においては、市民の価値観やライフスタイルが多様化しており、取り分け、人々の志向は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと大きく動いています。

人と人がつながりを持ちながら、多様な価値観を認め合い、互いに助け合うことができる、「安全で安心」そして「心豊かに、誰もが幸せと感じられる」人間中心のまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

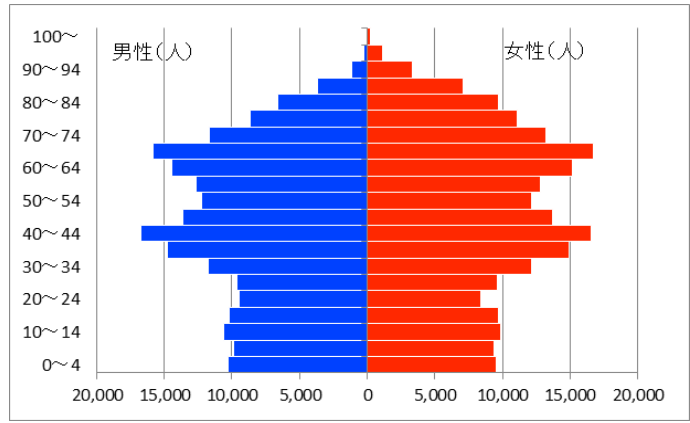


8 人口の推移

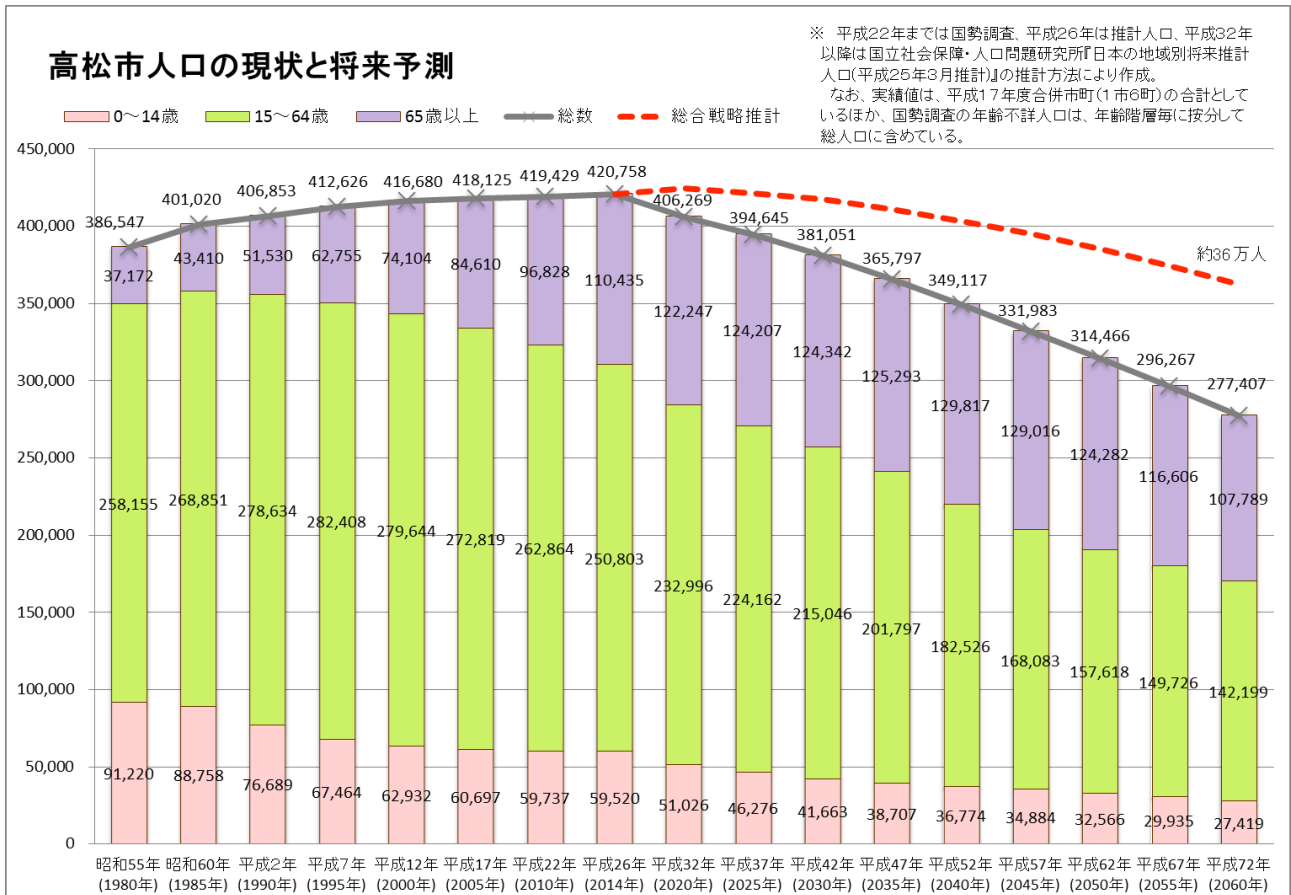
(1) 本市の人口推移と将来予測

本市の推計人口は、平成26年 10月1日現在420,758人でした。香川県の推計人口が平成11年に103万人余でピークを迎え、その後減少している中で、本市の人口は平成12年以降もわずかながら増加を続けてきました。

しかし、全国的な人口動向と同様に、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少傾向であるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子・超高齢社会の波が押し寄せています。



高松市人口ピラミッド(H26.10.1現在の推計人口)



また、本市の将来人口を、最新の国立社会保障・人口問題研究所の推計方法（平成22年国勢調査をベースとした平成25年度〔第2次見直し〕推計）により、平成72年（2060年）まで推計しました。

この想定では、全国的な人口減少、少子・超高齢社会を背景に、本市の総人口は、平成26年の420,758人から今後は減少基調に転じ、平成72年には277,407

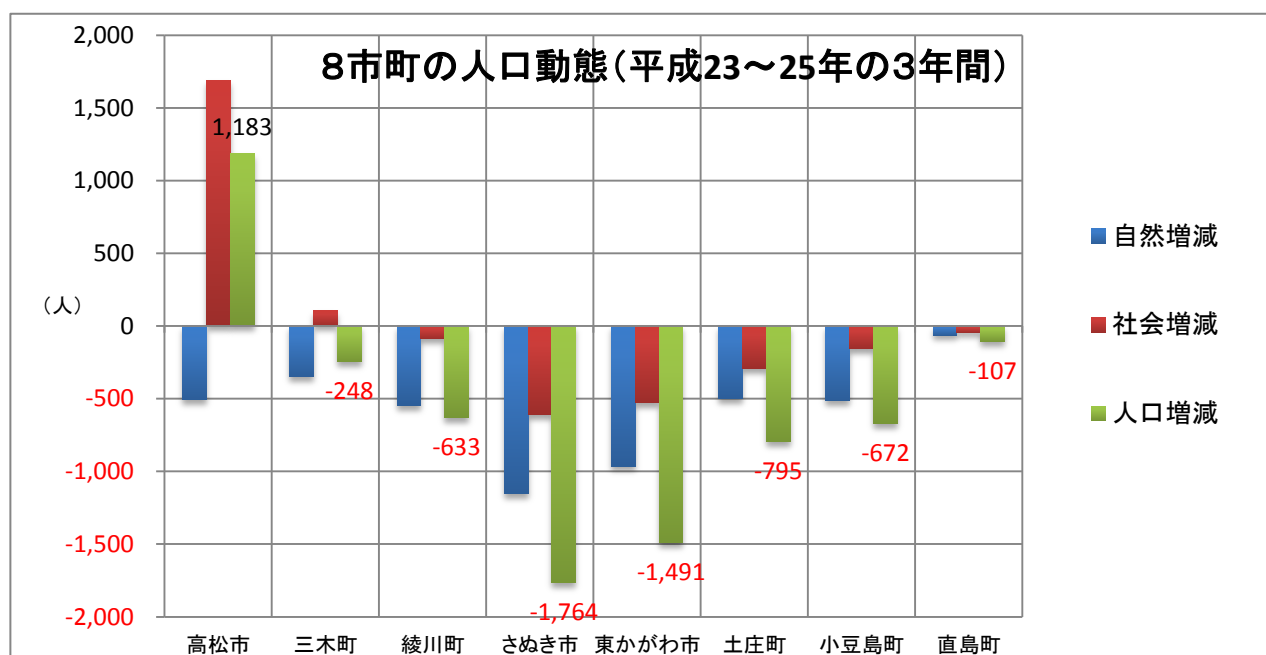
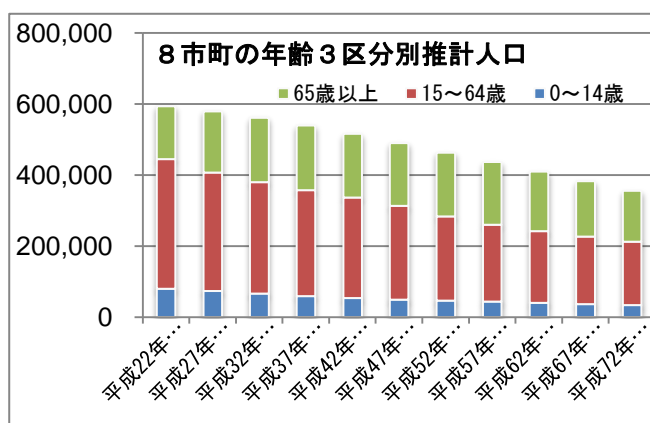
7人（34.1%減少）となることが推計されます。なお、年少人口、生産年齢人口が減少の一途をたどるのに対して、高齢者人口は平成50年代前半まで増加し、ピークに達したあと、減少に転じるものと推計されます。

一方、近い将来の課題として、2025年問題（平成37年）が顕在化するとされています。これは、これまで国を支えてきた団塊世代（昭和22～24年生まれ）が75歳以上の後期高齢者となり、給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れることを指しています。この2025年問題については、実効性のある対策が急務となっています。

このようなことから、平成72年（2060年）において、約36万人人口を確保することを目指して、たかまつ創生総合戦略に取り組むこととしています。

(2) 本市及び近隣7市町の推計人口等

本市及び近隣7市町《三木町、綾川町、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町（連携市町）》の将来推計人口は右グラフのとおりです。この想定では、平成22年の593,739人から減少を続け、平成72年には355,791人（40.0%減少）となることが推計されています。

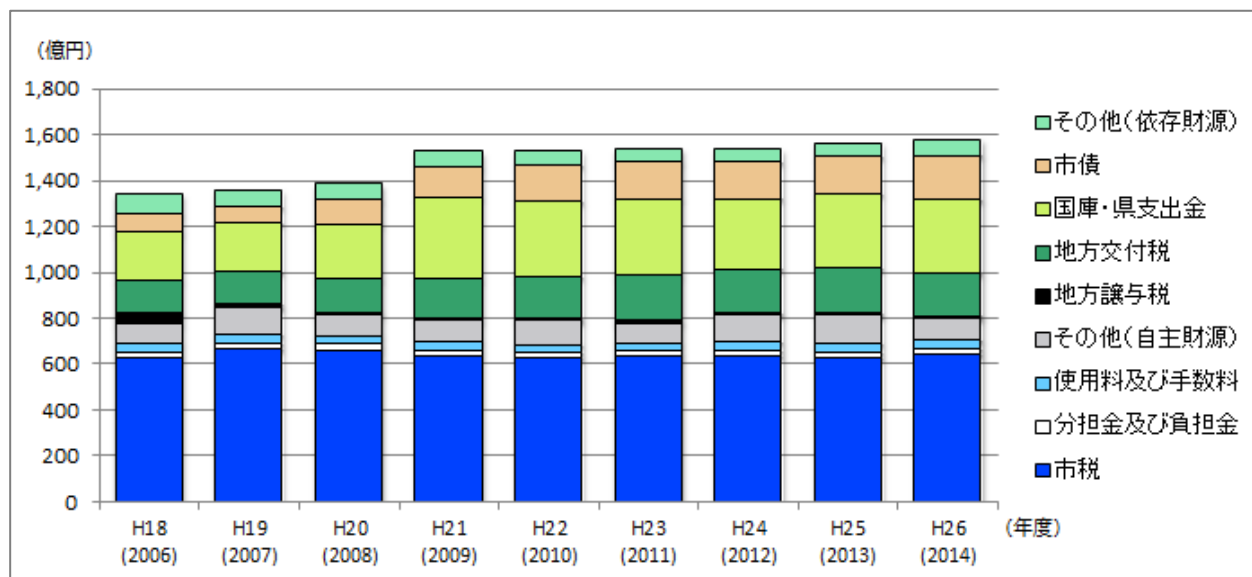


また、平成23年から25年までの3年間の人口動態実績では、8市町のうち、自然増加を記録した市町はなく、社会増加も1市1町しか記録されておらず、この圏域の人口規模は確実に縮小しています。

このような状況の下、圏域の市町全体で住民が必要な生活機能を確保するとともに、圏域からの人口流出を抑制していくことが必要であり、そのためには、これまでにも増して、圏域の市町が相互に役割分担して、連携・協力していくことが求められます。

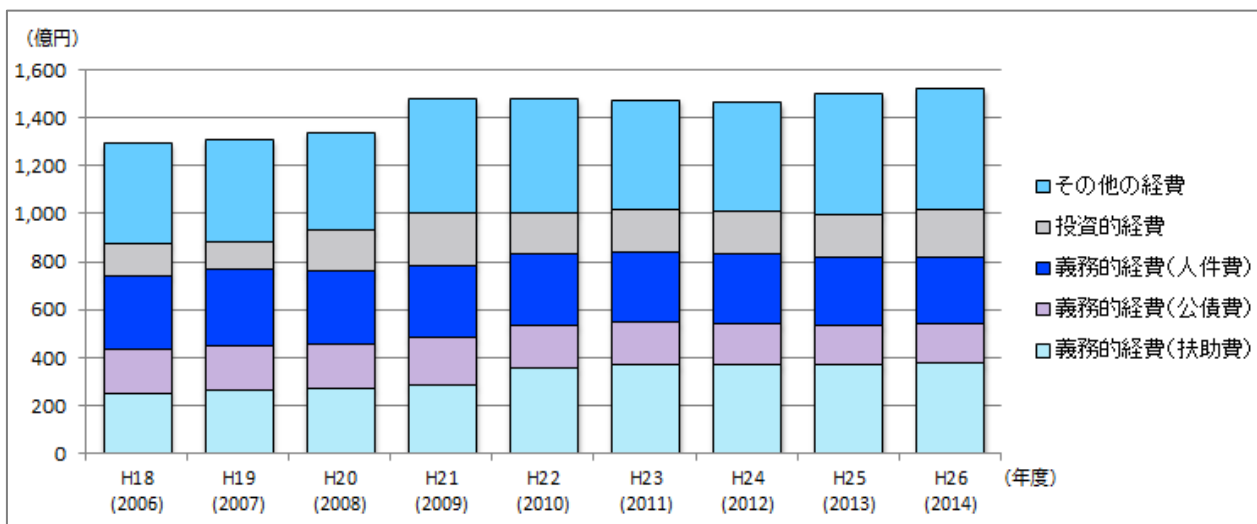
9 財政状況

(1) 歳入の推移（平成18年度～26年度）



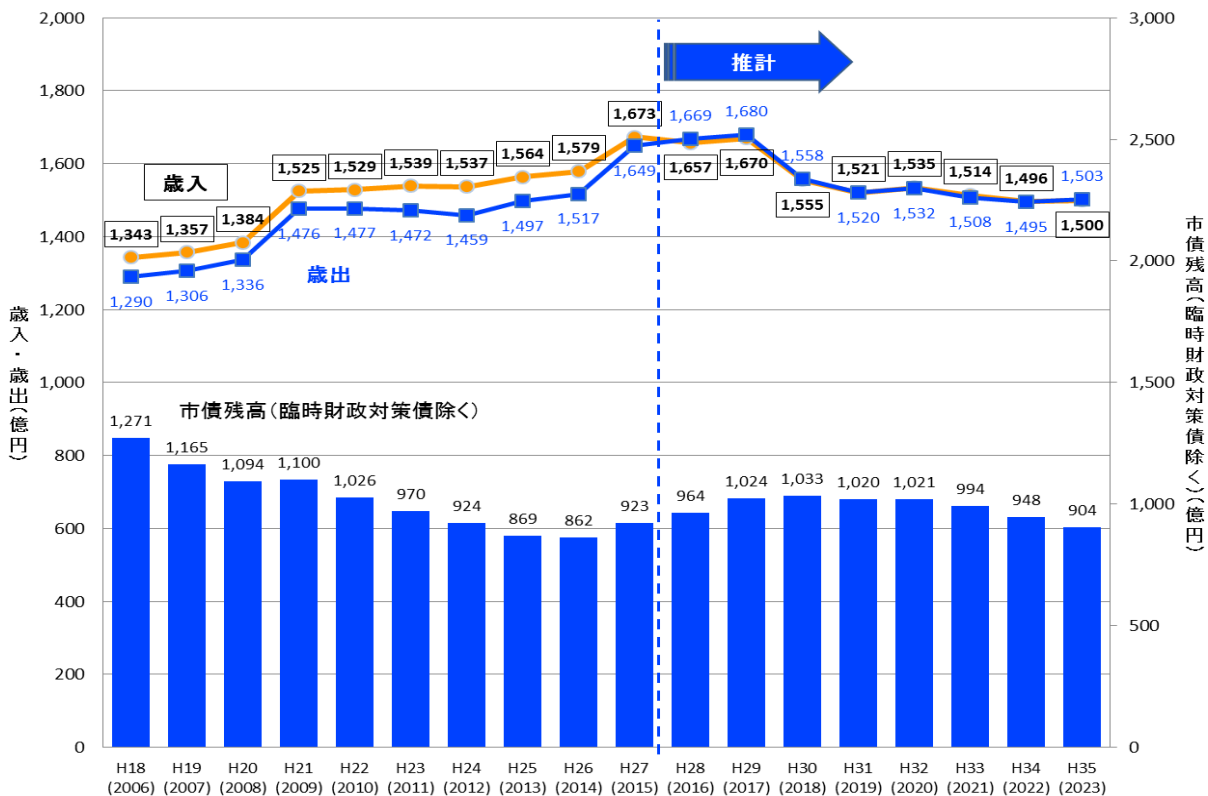
本市自ら徴収又は収納できる自主財源の割合は、平成19年度の62.2%をピークにリーマンショックによる急激な景気の低迷後も回復をせず、26年度は50.7%にまで減少しています。相対的に、依存財源の割合が高くなり、地方交付税や国庫・県支出金に依存している傾向にあります。

(2) 歳出の推移（性質別）（平成18年度～26年度）



平成18年度からの推移を見ると、財政の硬直化した状況を現す人件費・公債費・扶助費を合わせた義務的経費は、人件費と公債費が19年度以降減少傾向を示す一方、社会保障費の増大に伴い扶助費が増加傾向にあるため、義務的経費全体では、18年度740億円から、26年度817億円と増加しています。

(3) 財政状況及び推計（一般会計）



※平成18年度から26年度までは決算、27年度は決算見込み、28年度以降は推計値

上記グラフは、今後の本市財政の全体的な概観を示すため、中長期的な財政推計を掲げたもので、平成26年度までの決算をベースに、27年7月時点における施策や財政環境の状況等を踏まえ、推計を行ったものです。

市税については、個人市民税は、緩やかな景気回復を考慮し、27年度に増加を、また、法人市民税は27・28年度の税制改正に伴う減少を、それぞれ見込み、固定資産税は、土地評価額の下落や3年に一度の評価替えごとの減少を見込んでいます。市税全体は、減少傾向で見込んでいます。

地方交付税については、市町合併に伴う普通交付税の特例措置の段階的な縮小や地方消費税交付金の交付増に伴う減少などを見込んでいます。

今後、多額の経費を要する危機管理センター（仮称）、西部クリーンセンター、屋島陸上競技場、こども未来館、小・中学校増改築などの大型建設事業の進捗による普通建設事業費や、新病院建設等に伴う出資金の増加を見込んでおり、臨時財政対策債を除く市債残高は30年度に、ピークを迎える見込んでいます。

扶助費並びに国民健康保険事業及び介護保険事業の各特別会計に対する繰出金は、少子高齢化等に対処するための施策の実施や医療・介護の社会保障給付費の増により、増加傾向が続くと見込んでいます。

なお、市税等の一般財源が減少傾向の見込みとなることから、普通建設事業費を始め、歳出全般を抑制基調で見込んでいます。

このような歳入歳出の見込みから、財政運営に当たっては、国の地方財政対策の動向や税収等の状況を見極め、施策・事業の厳しい取捨選択と行政活動全般にわたる一層の効率化に取り組む必要があります。

10 総合計画の基本的考え方

本市を取り巻く社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズを踏まえるとともに、人口減少対策に主眼を置いた次の視点をまちづくりに当たっての基本的考え方とします。

(1) コンパクトで持続可能なまちづくり

人口減少、少子・超高齢社会が進展し、都市の成熟が進むことを見据え、本市が長期的にわたり活力を失わないよう、ファシリティマネジメントによる既存ストックの活用を図りながら、コンパクトで持続可能な都市経営のサイクルの形成を目指すものとします。

(2) 地域コミュニティを軸としたまちづくり

社会環境が変化していく中で、地域ごとの様々な課題を解決していくため、高松市自治基本条例の理念に基づき、市民が主体となって、地域の個性を生かしながら、自主的、自立的に住みよいまちづくりを進める基盤として、地域コミュニティを軸としたまちづくりの展開を目指すものとします。

(3) 創造性豊かで人間中心のまちづくり

文化芸術などの持つ創造性を生かしながら、地域活性化や農業なども含めた産業振興など、様々な取組を調和させることにより、本市における付加価値を高め、誰もが住みたい、誰もが幸せと感じられる人間中心のまちづくりを目指すものとします。

(4) 高齢者が健やかで心豊かに暮らせるまちづくり

超高齢社会の本格的な到来を迎える中、高齢者の健康保持と生活の質の向上を支援し、住み慣れた地域で生きがいを持ち、健やかに暮らし続けられるまちづくりを目指すものとします。

(5) 子どもを生き育てやすいまちづくり

未来を担う子どもの成長や子育てを、社会全体で支援していく環境の整備や子ども子育て支援施策の充実など、「子育てするなら高松市」と言えるまちづくりを目指すものとします。

(6) 若者から選ばれるまちづくり

潤いと豊かさを実感できる、文化芸術の振興や国際交流の推進のほか、中心市街地の活性化や公共交通の利便性向上、さらには、子どもを生き育てやすい環境づくりなど、若い世代にとって、住み続けたい、住んでみたいと思えるような魅力あるまちづくりを目指すものとします。

(7) 安全で安心して暮らせるまちづくり

大地震や集中豪雨等による自然災害への万全の備えのほか、社会環境に起因した交通事故や犯罪等の人為的な災害の未然防止など、市民の生命と財産を脅かす様々なリスクの回避を図り、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指すものとします。

基 本 構 想

1 目指すべき都市像

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

2 目標年次

平成35（2023）年度を目標とします。

3 まちづくりの目標

本市は、目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現していくために、次のとおりまちづくりの目標を掲げ、推進していきます。

目標1 健やかにいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉の連携の下、子どもの成長への支援など、子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築や障がい者の自立支援など、支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成に努めます。

また、健康づくりや医療体制の充実など、市民一人一人が健康で元気に暮らせる環境づくりを推進し、健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

目標2 心豊かで未来を築く人を育むまち

男女共同参画社会の形成とともに、学校教育の充実や青少年の健全育成など、社会を生き抜く力を育む教育の充実を図るほか、生涯学習の推進により、心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成に努めます。

また、人権尊重意識や平和意識の普及・高揚により、基本的人権を尊重する社会の確立に努めることにより、心豊かで未来を築く人を育むまちの実現を目指します。

目標3 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち

商工業や農林水産業の振興、特産品の育成・振興とブランド力の向上、就業環境の充実を図る中で、地域を支える産業の振興と経済の活性化に努めるとともに、文化芸術活動の振興、文化財の保存と活用により、文化芸術の振興と発信に努めます。

また、元気を生み出すスポーツの振興を図るほか、観光客の受入環境整備や誘致を推進し、訪れたい観光・MICE（マイス）の振興に努めるとともに、国際・国内交流の推進と移住・交流の促進を図る中で、多文化への理解を深める交流の推進や定住を促進し、産業の活力と文化の魅力にあふれる創造性豊かなまちの実現を目指します。

目標4 安全で安心して暮らし続けられるまち

災害や事故などから市民を守るため、安全で安心して暮らせる社会環境の形成を図るとともに、市民一人一人が環境問題への認識を深め、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成に努めます。

また、市民生活における快適性と安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努め、安全で安心して暮らし続けられるまちの実現を目指します。

目標5 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち

多核連携型コンパクト・エコシティの推進とともに、景観の保全・形成・創出に努め、コンパクトで魅力ある都市空間の形成を図るほか、公共交通機関や自転車が利用しやすい、快適で人にやさしい都市交通の形成を図ります。

また、激しさを増す都市間競争において、本市の拠点性を更に高めるため、交通網の整備や利用促進、中心市街地の活性化などにより、拠点性を発揮できる都市機能の充実に努め、環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまちの実現を目指します。

目標6 市民と行政がともに力を発揮できるまち

市民と行政の適切な役割分担の下、地域コミュニティの自立・活性化や行政の透明性の向上を図ることにより、参画・協働によるコミュニティの再生を図るとともに、国・県を始め、大学や民間など、相互の特長を生かした多様な連携を推進します。

また、職員力の向上を図るとともに、効率的で効果的な行財政運営を推進し、健全で信頼される行財政運営の確立に努める中で、市民と行政がともに力を発揮できるまちの実現を目指します。

4 施策の大綱

まちづくりの6つの目標の実現に向けて、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として、次のとおり定めます。

1 健やかにいきいきと暮らせるまち

[政策の方針]

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実

子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実を図るため、母子の健康の確保と増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、子どもの生きる力を育てる教育や体験学習環境の整備・充実に努めるとともに、障がいのある子やひとり親家庭等の配慮が必要な子どものほか、全ての子どもが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう、子どもの成長への支援に努めます。

また、子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、地域社会全体で支援するとともに、男女が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育て家庭への支援に努めます。

政策2 支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成

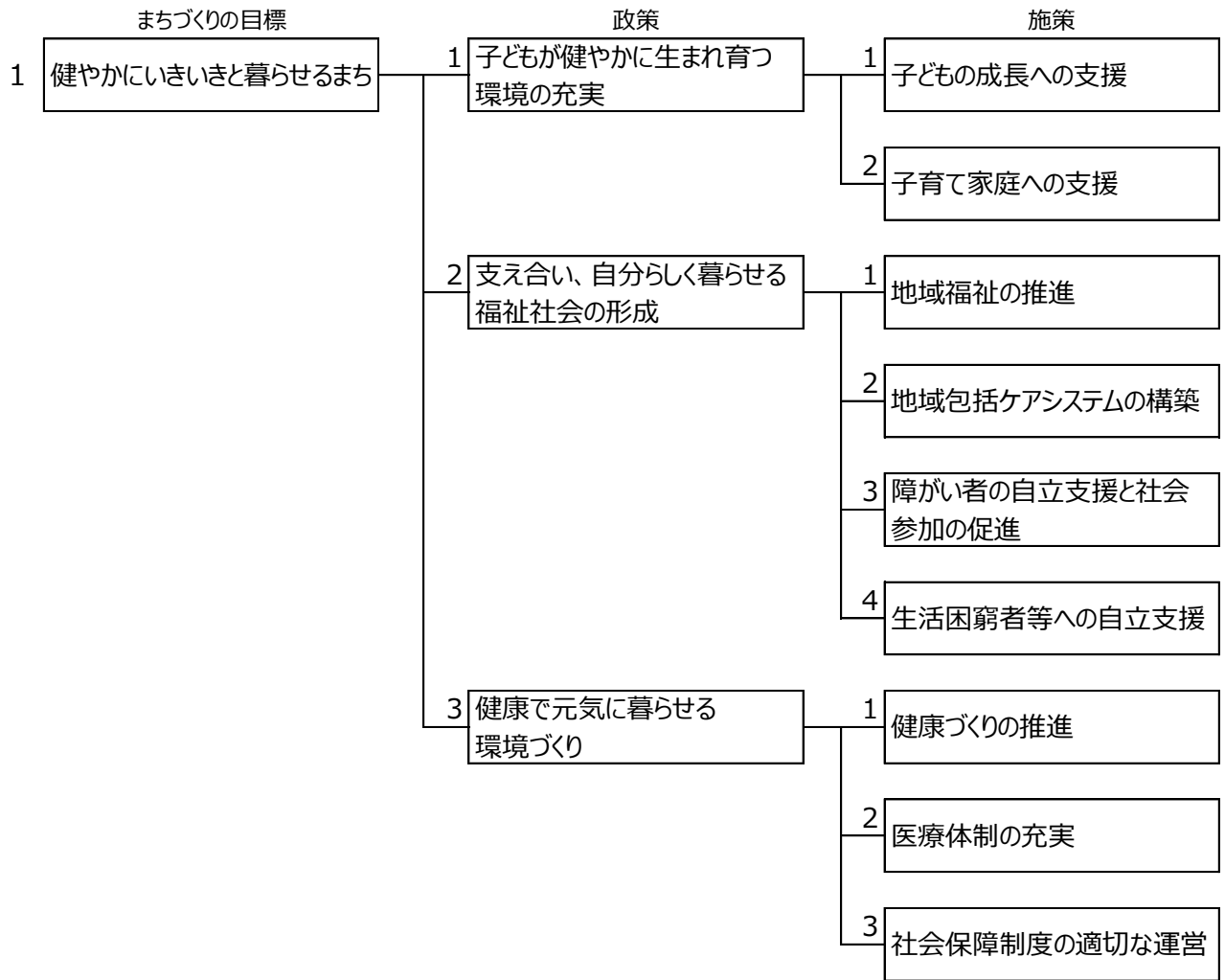
支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成を図るため、ユニバーサルデザインの普及・啓発や、福祉施設の適正な運営など、地域福祉の推進に努めるとともに、高齢者が、住み慣れた地域社会で共に支え合い、健康で生きがいを持ち、尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

また、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等を行えるよう支援するほか、障がい者の個別性に応じた支援を推進するとともにライフステージに応じた切れ目ない支援や、社会的障壁の除去と合理的配慮の普及に向けた取組を推進するなど、障がい者の自立支援と社会参加の促進に努めます。さらに、生活困窮者等について、早期の自立に向けた支援等を推進します。

政策3 健康で元気に暮らせる環境づくり

健康で元気に暮らせる環境づくりを図るため、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指し、健康づくりの普及啓発や生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を推進し、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康づくりの推進に努めるほか、感染症の発生予防、まん延防止に努めます。

また、医療人材の確保や監視指導などによる医療機関等の適正な運営の確保とともに、市立病院の充実や、救急医療体制の確保に努め、市民が安心できる医療体制の充実を図ります。さらに、国民健康保険を始め、介護保険や後期高齢者医療などの社会保障制度の適切な運営に努めます。



2 心豊かで未来を築く人を育むまち

[政策の方針]

政策1 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成を図るため、男女共同参画週間における行事など、様々な機会を通じて意識啓発を図るとともに、男女共同参画センターを市民の活動拠点として、家庭・職場・地域など、あらゆる分野への参画の促進や、共に理解し豊かで安心して生活できる環境を整備し、男女共同参画の社会づくりを進めます。

政策2 社会を生き抜く力を育む教育の充実

社会を生き抜く力を育む教育の充実を図るため、次代を担う青少年が、心豊かにたくましく育つよう、基礎・基本を身につける確かな学力の育成や豊かな心と体を育てる教育の推進など、学校教育の充実を図るとともに、学校教育施設の整備や教育機能と就学支援の充実などの学校教育環境の整備、大学等高等教育の充実に努めます。

また、家庭及び地域の教育力の向上を図るとともに、青少年健全育成や、子どもの安全確保対策を推進します。

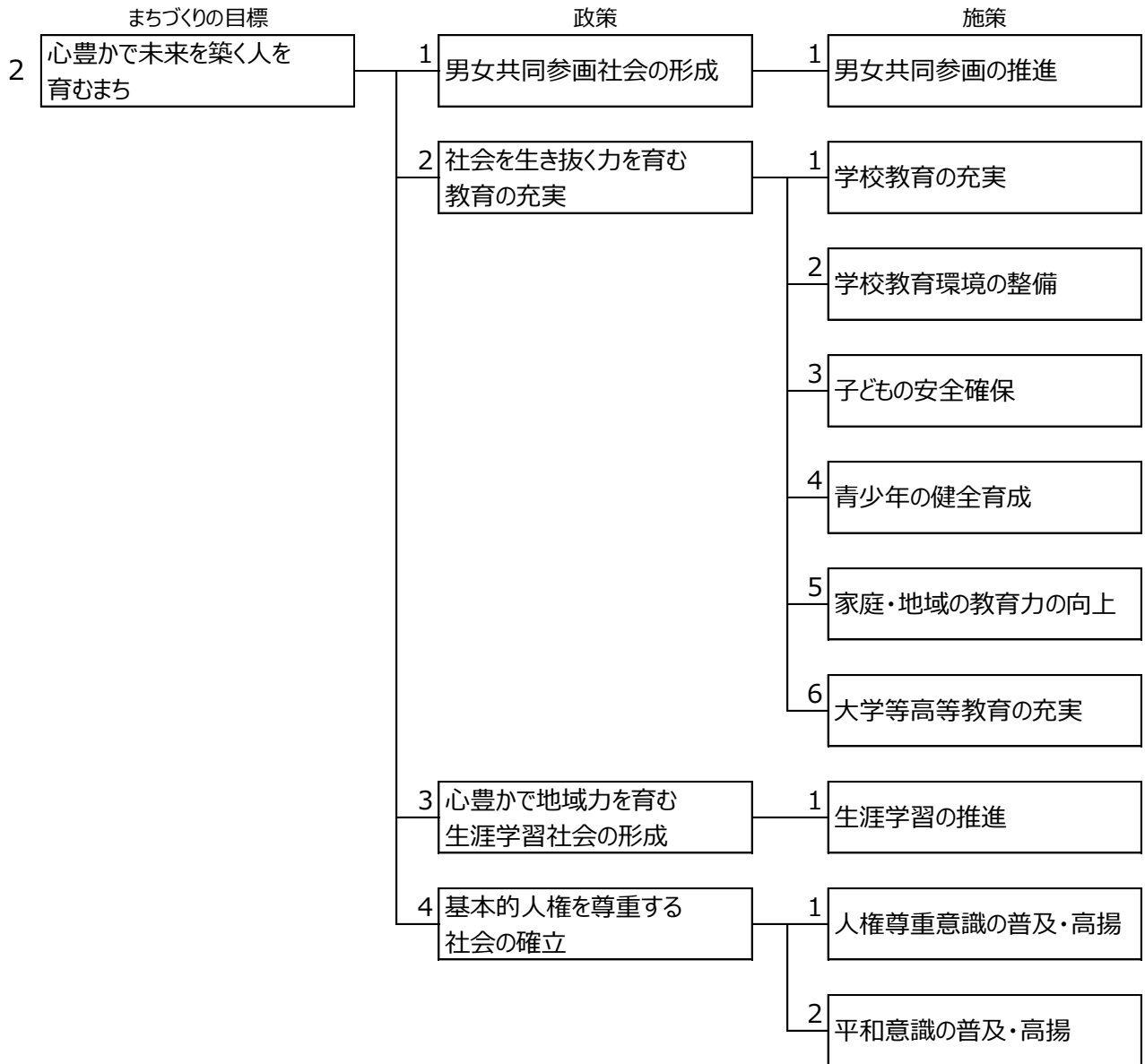
政策3 心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成

心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成を図るため、生涯学習センターを始めとした学習機会の充実や学習施設・機能の充実により、生涯学習を推進します。

政策4 基本的人権を尊重する社会の確立

基本的人権を尊重する社会の確立を図るため、同和問題を始めとする様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発を推進するとともに、人権啓発活動拠点の機能を充実し、人権を大切に社会づくりを進めます。

また、平和意識の高揚を図るため、平和記念館（仮称）を中心に、平和意識の普及・啓発を図り、平和を大切に社会づくりを推進します。



3 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち

[政策の方針]

政策1 地域を支える産業の振興と経済の活性化

地域を支える産業の振興と経済の活性化を図るため、市外からの企業の誘致及び市内の中小企業等の支援による雇用の創出や、商店街のにぎわいづくりを推進し、商工業の振興に努めるほか、農地や森林の保全や、安全・安心で良質な農水産物の生産を振興するとともに、生鮮食料品等の流通の強化など、農林水産業の振興を図ります。

また、庵治石や盆栽、漆器など特産品の育成と振興に努めるとともに、効果的な情報発信を行うなど、ブランド力の向上に向けた取組を推進します。

また、いきいきと働ける環境の充実のため、就業支援を推進するとともに、勤労者福祉の充実に努めます。

政策2 文化芸術の振興と発信

文化芸術の振興と発信を図るため、瀬戸内国際芸術祭や高松国際ピアノコンクールの開催を始め、市民の近くに出向いて行う、文化芸術のアウトリーチ活動など、優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるほか、文化芸術施設の整備と機能の充実に努めるとともに、学校と連携したプログラムの推進や菊池寛の顕彰事業など、教育普及活動や効果的な情報発信を図ります。

また、国の特別史跡讃岐国分寺跡や史跡高松城跡、史跡石清尾山古墳群の整備など、長い歴史と伝統に生まれ、伝承されてきた文化財の保存と活用に努めます。

政策3 元気を生み出すスポーツの振興

元気を生み出すスポーツの振興を図るため、スポーツ活動の促進や屋島陸上競技場など施設の整備を行うほか、市民スポーツフェスティバルの見直しやスポーツ関係団体間の連携強化に取り組むとともに、地域密着型トップスポーツチームの支援や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に伴う事前合宿の誘致等により、市民が、スポーツを「する、観る、支える（育てる）」ことのできる環境を整えます。

政策4 訪れたい観光・MICEの振興

訪れたい観光・MICEの振興を図るため、観光に携わる様々な主体が連携・協力し、魅力あるイベントの振興など、観光資源の活用と創出に取り組むとともに、旅行者が安心して快適に、移動、滞在、観光ができる受入環境を整備します。

また、本市の観光都市としてのブランドイメージを創出するとともに、国内外への、様々な媒体を活用した効果的・戦略的な情報発信と、MICEによる観光客誘致の推進に努めます。

政策5 国際・国内交流の推進と定住の促進

国際・国内交流の推進と定住の促進を図るため、海外の姉妹・友好都市等との親善交流や民間団体への助成を通して、国際交流の推進を図るとともに、地域に暮らす全ての人々が文化や習慣の違いを認めながら共に生活していく多文化共生のまちづくりを進めます。

また、国内の各都市との交流を推進することにより、交流人口の増加や地域の活性化に努めます。

さらに、移住フェアでの情報発信や地域おこし協力隊の受入など、移住・交流の促進に努めます。



4 安全で安心して暮らし続けられるまち

[政策の方針]

政策1 安全で安心して暮らせる社会環境の形成

安全で安心して暮らせる社会環境の形成を図るため、防災体制の整備・充実により、南海トラフ地震など各種災害への対応能力の向上を図るとともに、災害・緊急時において、迅速かつ的確に対応できる消防・救急の充実強化や防災・減災対策の充実に努めます。

また、交通事故のない社会を目指し、市民及び警察等関係機関と連携した取組など、交通安全対策の充実に努めます。

また、防犯体制の整備や食品・環境衛生対策など生活衛生の向上、消費者の権利保護と自立促進に努めます。

政策2 環境と共生する持続可能な循環型社会の形成

環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るため、環境保全意識の啓発等の環境保全活動を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用促進などの地球温暖化対策を行い、低炭素社会を構築します。

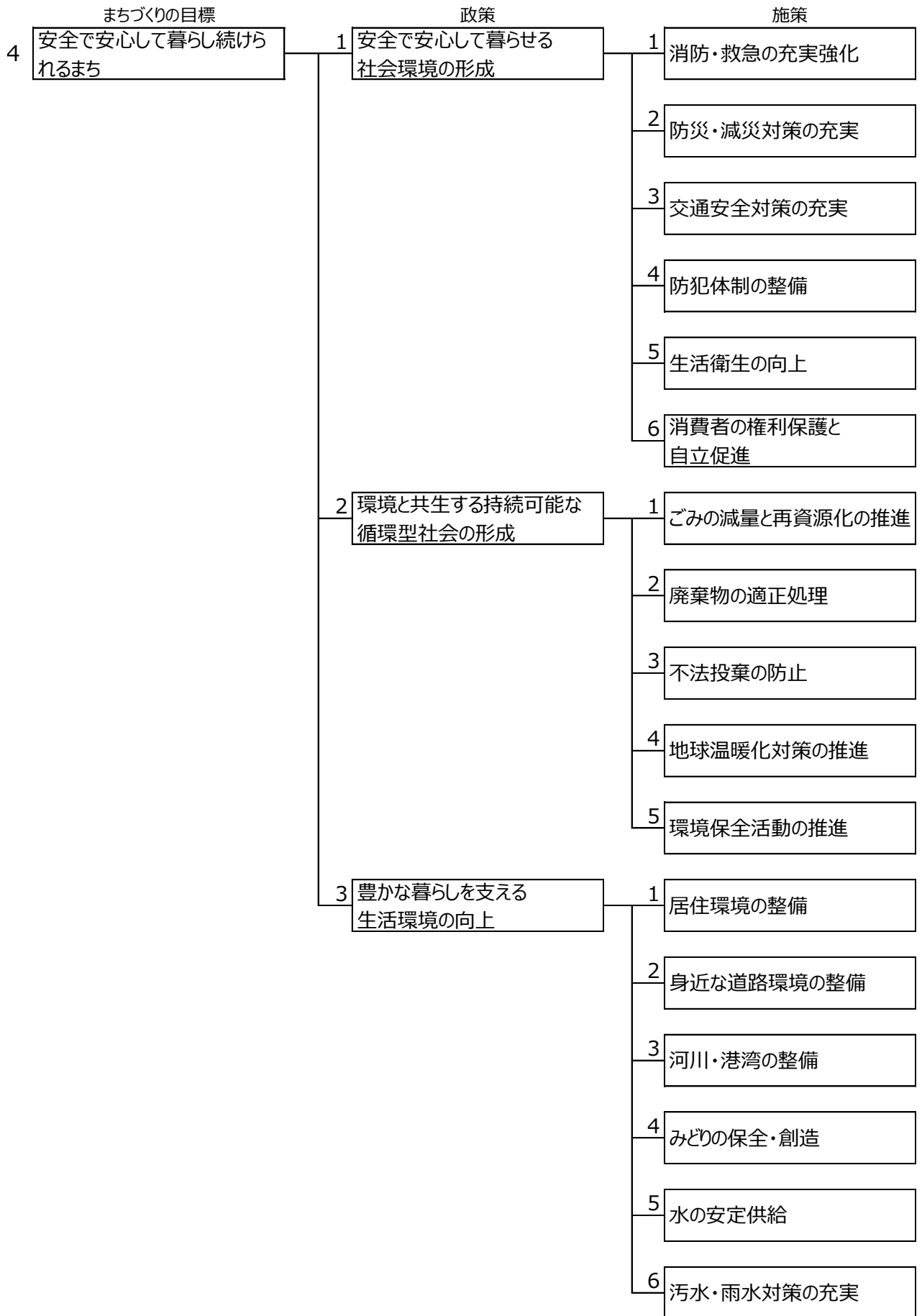
また、ごみの減量と再資源化を推進するとともに、一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理や不法投棄の防止に努めます。

政策3 豊かな暮らしを支える生活環境の向上

市民の豊かな暮らしを支える生活環境の向上を図るため、生活道路・公園の整備、緑の保全・創造を始め、良好な居住環境の整備や地籍調査の推進など、生活基盤の整備・充実に努めます。

また、自己処理水源の確保を始め、浄水場の老朽設備の更新や耐震化、県内水道広域化などに取り組み、安定給水の確保を図るとともに、水質検査体制の充実による安全で良質な水の供給や持続可能な水環境の形成に努めます。

また、汚水・雨水対策の充実に努めるとともに、港湾・漁港の整備や河川・水路環境の保全に努めるなど、都市基盤の充実・強化を図ります。



5 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち

[政策の方針]

政策1 コンパクトで魅力ある都市空間の形成

コンパクトで魅力ある都市空間の形成を図るため、人口減少、少子・超高齢社会においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるコンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、地域における拠点性の確保を図るなど、多核連携型コンパクト・エコシティの推進に努めます。

また、自然・都市・歴史・文化の調和した、だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる、美しいまちの実現に向け、景観の保全・形成・創出に努めます。

政策2 快適で人にやさしい都市交通の形成

多様な交通が有機的に連携した快適で人にやさしい都市交通の形成を図るため、過度に自動車に依存せず、だれもが安全で快適に移動することができるよう、生活バス路線の確保、離島航路への支援など、公共交通機関の充実・強化や主要な駅等におけるパーク・アンド・ライドの推進など、公共交通の利便性の向上を図ります。

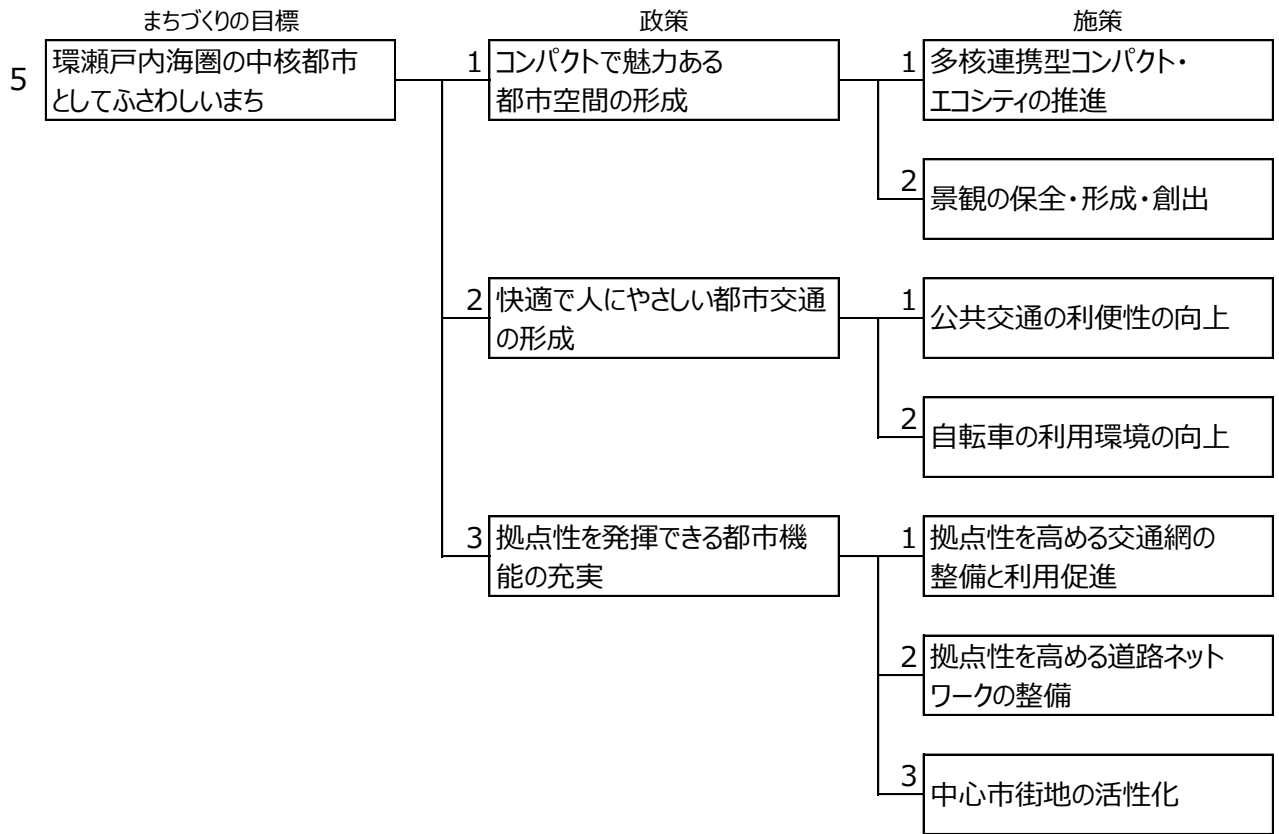
また、人々が自転車安全で快適に利用できるよう、駐輪場や自転車走行空間の確保を始め、レンタサイクルや放置自転車対策などの事業を進めるとともに、自転車利用者のマナー向上に努め、自転車の利用環境の向上を図ります。

政策3 拠点性を発揮できる都市機能の充実

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高め、拠点性を発揮できる都市機能の充実を図るため、高松空港や高松港の機能強化、四国新幹線の導入促進など、拠点性を高める交通網の整備と利用促進を進めます。

また、市内の都市計画道路の整備により、道路交通の円滑化・安全性の向上など、拠点性を高める道路ネットワークの整備を進めます。

また、ウォーターフロントの魅力を生かしながら、サンポート高松など中心市街地の機能強化を図るとともに、魅力ある商業・業務空間の形成やまちなか居住を促進し、人々の回遊性を高めるなど、中心市街地の活性化に努めます。



6 市民と行政がともに力を発揮できるまち

[政策の方針]

政策1 参画・協働によるコミュニティの再生

参画・協働によるコミュニティの再生を図るため、新しい公共の担い手として、地域コミュニティ協議会が地域社会の中心的な役割を果たし、地域のまちづくりが活性化するように、組織体制の充実を図るとともに、地域のリーダー養成や地域コミュニティ協議会事業への財政支援などを行い、コミュニティの自立・活性化に努めます。

また、多様なパートナーシップの下、市民活動センター機能の拡充や協働の担い手の育成など、協働事業を充実させるとともに、広聴・広報活動の充実、情報の公開・提供などによる行政の透明性の向上を図り、参画・協働の推進に努めます。

また、女木島、男木島及び大島、それぞれの島の特性や瀬戸内国際芸術祭の経験を生かし、多様な主体が参加・協働して島の魅力を生かした島づくりに取り組むことにより、交流・定住人口の拡大を目指し、離島の振興に努めます。

政策2 相互の特長を生かした多様な連携の推進

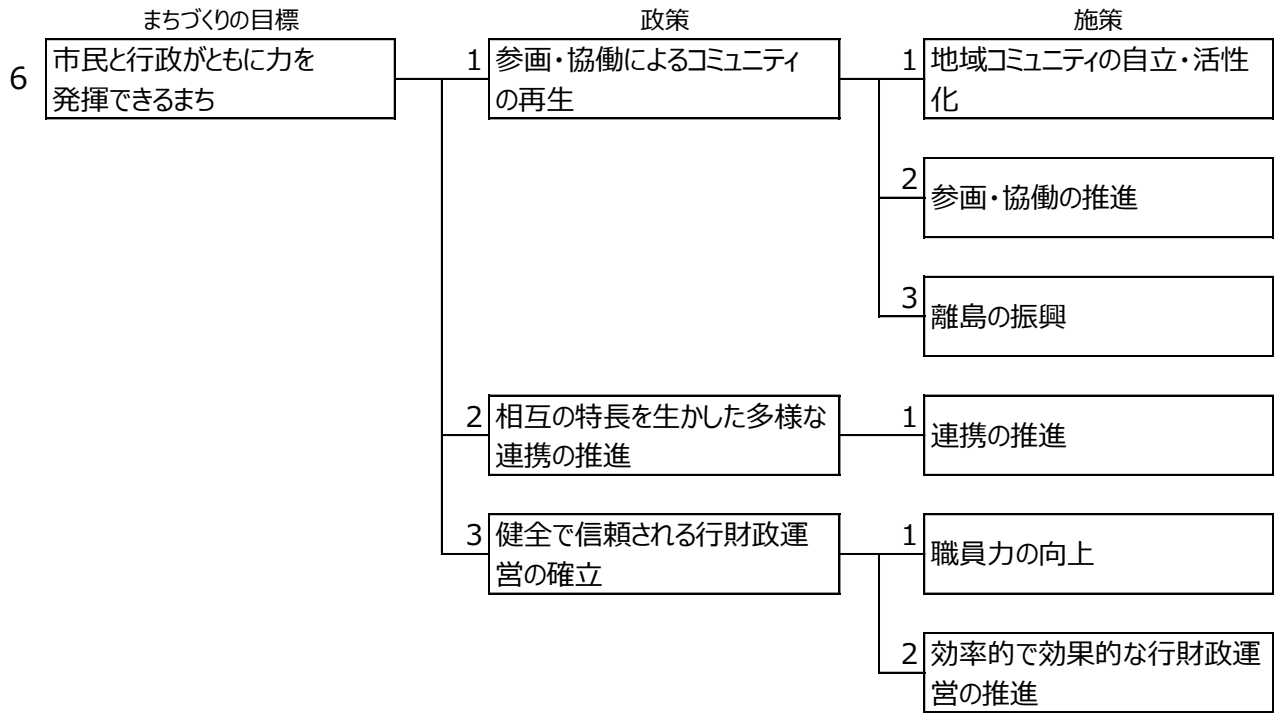
相互の特長を生かした多様な連携を推進するため、近隣自治体と連携し、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を始め、経済成長や高次の都市機能の集積・強化に資する事業の充実に取り組むとともに、香川県との連携強化を図り、連携事業の創出に取り組みます。

また、産・官・学・金・労等、多様な主体との連携強化を図り、地域経済の活性化や各種課題の解決を目指します。

政策3 健全で信頼される行財政運営の確立

健全で信頼される行財政運営を確立するため、市民から信頼される職員を目指し、「高松市人財育成ビジョン」や「高松市コンプライアンス推進施策」を実施し、職員の意識改革と資質の向上など職員力の向上を図ります。

また、引き続き、「行財政改革計画」を策定し、進行管理を行う中で、行財政改革の推進を図るとともに、自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効率的に配分することにより、後年度に過大な債務負担を残さないよう効率的で効果的な行財政運営の推進に努めます。



5 人口減少、少子・超高齢社会への対応

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によれば、平成38年には1億2000万人を下回り、平成60年には1億人を下回ると推計されています。本市の人口も同様に、今後、減少傾向が見込まれるとともに、高齢者人口の割合が増加するなど人口構成の変化が予想されます。

人口減少に伴い様々な悪影響が懸念される中であっても、本市が、活力を失わず、市民が真の豊かさを実感できる、持続可能なまちづくりを推進し、さらには、人口流出を食い止める、若しくは人口を呼び戻すことのできる都市として魅力を高めていくため、本総合計画は、人口減少、少子・超高齢社会への対応に主眼を置いた計画とします。

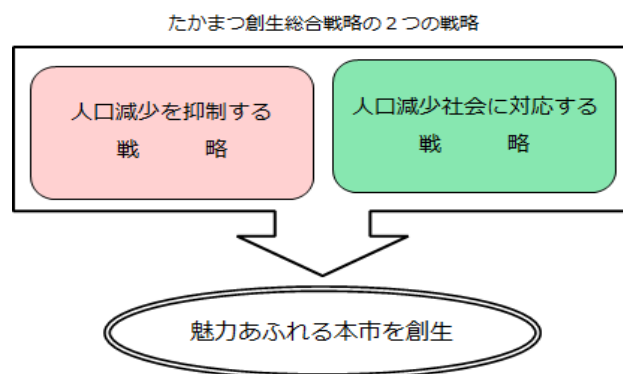
また、総合計画を補完・具体化していくものとして、下記の3つの個別計画についても、総合的かつ戦略的に取り組みます。

(1) たかまつ創生総合戦略の推進

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本市においても、たかまつ創生総合戦略を「人口減少を抑制する戦略」及び、「人口減少社会に対応する戦略」の体系の下、策定します。

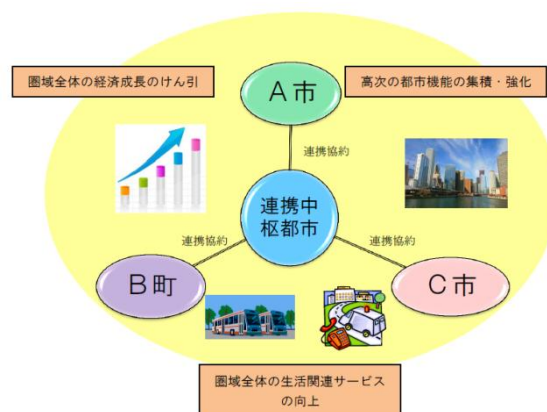
将来の人口急減への備えとして、人口減少とそれに伴う地域経済の縮小の悪循環を断ち切り、地方において、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む「好循環」を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すとともに、その「好循環」を支える「まち」に活力を取り戻すことにつながるよう、幅広い分野での実効性のある対策に取り組みます。



(2) 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成

連携中枢都市圏構想は、人口減少、少子・超高齢社会にあっても、経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、地方圏域の中核的な役割を果たす中心都市と圏域内の市町が連携協約を締結し、新たな広域連携を進める都市制度です。

その中心となる連携中枢都市には、「圏域全体の



経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3つの役割が期待されています。

本市は、圏域の中心都市として、構成する近隣市町はもとより、地元企業や大学、研究機関、金融機関等とも連携を図り、地域の特性や資源を最大限活用しながら、その期待される3つの役割に関して、具体的に取り組んでいくことで、圏域全体の魅力の向上を図るとともに、四国内及び環瀬戸内海圏における中核都市としての拠点性を更に高めていきます。

(3) 多核連携型コンパクト・エコシティの推進

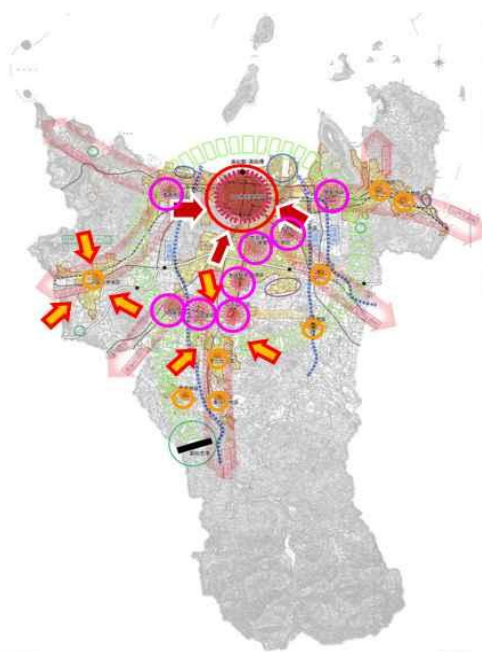
我が国では、戦後、一貫して人口増加が続き、労働力や需要の拡大を前提として、公共事業などを始めとする社会資本の整備が進められてきました。

一方、人口減少、少子・超高齢社会の到来により、労働人口の減少、税収規模の縮小が見込まれる中、低密度な拡散型の都市構造は、これまで蓄積した社会資本ストックの維持管理等にかかる経費の増大に加え、新たなインフラ整備に伴う行政コストの増大などにより、今後の健全な自治体運営に著しい支障を来すこととなります。

このような中、本市では、30年後、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせるコンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、平成25年に策定した多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に基づき、集約拠点へ都市機能を誘導し、市街地の拡大を抑制する集約型都市構造への転換に取り組んでいます。

平成26年8月には、都市再生特別措置法が改正され、市町村は、住居や都市機能増進施設の立地の適正化などについて具体的に定める、立地適正化計画を策定することができることとされました。

この法改正は、本市が目指している多核連携型コンパクト・エコシティの推進を後押しするものであり、まちづくりの方向性を市民や事業者の方々と共有しながら、立地適正化計画を策定し、本市施策を将来にわたり着実に実現していきます。



6 総合計画の推進

本市の目指すべき都市像の実現に向け、まちづくりの目標にかかげる施策の大綱の一つ一つを着実に実施していくため、総合計画の推進に当たっては、健全な財政運営を図るとともに、適切な進行管理に努めます。

施策の方針

施策名：(111) 子どもの成長への支援

[目的]

全ての子どもの健やかな成長を社会全体で支え、子どもを生き育てやすいまちづくりを推進します。

[現状]

未来を担う世代の減少が懸念される中、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。

取り分け、子育てに対する不安の増大とともに、子どもへの暴力や育児放棄などが、重大な社会問題となっており、親の子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを生き育て、子どもと親が、共に成長することができる環境を創出することが急務となっています。

このことから、本市では、平成25年3月に、次代の高松を担う子どもを健やかに育むための施策に関する基本的事項を定めた高松市子ども・子育て条例を制定したところです。

妊婦や乳幼児に対する健康診査のほか、子どもの成長・発達についての情報提供や相談を実施し、子どもと親の心身の健康保持に努めるほか、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援など、子どもの成長と子育てを社会全体で支援する取組を進めています。

[課題]

- 核家族化の進展に伴い、妊娠・出産・育児などに対する心身面での不安が大きくなっているため、これら不安を解消し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりが求められています。
- 子どもの健やかな学びを支援するためには、子ども一人一人の育ちを見通し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を安定的に提供するとともに、子どもと親が、共に成長するための多様な学習の機会を支援することが必要です。
- 児童虐待に関する相談が増加傾向にあることから、虐待の未然防止や早期発見を行うための専門員や地域におけるサポート体制の構築が必要です。
- ひとり親家庭の自立を促進するためには、経済的な負担の軽減のための取組だけでなく、就労に向けた技能講習の実施や就労情報の提供など、総合的な就労支援の体制づくりが必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

妊娠・出産・育児などに対する不安を解消し、安心して子どもを産み育てられる環境をつくるため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査を始め、発達段階に応じた母子保健事業の充実を図ります。

また、子どもの健康で豊かな人間性を育むため、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に取り組むとともに、子どもに健全な遊びの機会を提供します。

2 健やかな成長を促す学びへの支援

乳幼児期において、質の高い教育・保育が一体的に提供できるよう、幼保連携型認定こども園への移行を促進するほか、こども未来館等を有効活用しながら、子どもの成長段階に応じ、多様な体験学習の機会を提供し、子どもの創造力や探究心を育むとともに、次代の親の育成にも取り組みます。

3 配慮を要する子どもと保護者への支援

子育てを始め、家庭内の問題に関し、SOSが出しにくい孤立した家庭が増加している状況を踏まえ、児童相談体制の充実強化を図るほか、地域においては、コミュニティや保護者等の各種団体と連携し、子どもの見守り体制づくりを推進します。

また、ひとり親家庭により配慮が必要な子どもや、社会的養護が必要な子どもが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう、必要な支援を行います。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	
			（平成31年度）	（平成35年度）
1歳6か月児健康診査受診率（％）	1歳6か月児健康診査対象者のうち受診した割合	91.8		
認定こども園数（施設数）	教育・保育施設のうち認定こども園の施設数	1		
自立支援プログラム策定者の就職率（％）	自立支援プログラム策定者のうち就職に至った割合	78.3		

施策名：(112) 子育て家庭への支援

[目的]

全ての子育て家庭が、心身ともにゆとりをもって子育てができる環境を整えます。

[現状]

少子化・核家族化の進行や、地域社会とのつながりの希薄化により、子育てに関する日常的な支援や助言を受けることが困難になりつつある中で、家庭で子育てをしている保護者は、不安感や孤立感を抱えながら、子育てを行っていることも少なくなく、子育て力の低下が懸念されているところです。

また、保護者の就労形態などの多様化により、子育て支援に対するニーズの多様化も進んでおり、安心して子育てが行えるよう、社会全体で、子育て家庭を支援する仕組みづくりが必要となっています。

このことから、本市では、保育所や地域子育て支援拠点施設などで、育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援などを実施し、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制を整備するほか、保育施設等の待機児童解消、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など、多様な働き方を支援する保育サービスの充実を進めています。

また、就学児童については、両親共に働いている家庭の増加に伴い、安全・安心に過ごせる放課後児童クラブの充実に取り組んでいます。

さらに、子ども医療費の助成や、多子世帯の保育料の減免など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るための取組も実施しています。

[課題]

- 子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育て中の親の孤独感や不安感を解消するため、家庭や地域における子育て機能の充実が求められています。
- 子どもの医療費や保育料の負担軽減など、経済的な理由により、子どもを持つことをあきらめることがないよう、各種支援を行うことが必要です。
- 保護者の就労形態や就労時間が多様化する中、子育てと仕事の両立を支援するため、あらゆる保育サービスや放課後児童対策の充実が求められています。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 地域における子育て支援

全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、子ども医療費の助成や多子世帯の保育料の減免など、各種の経済的な支援を行うほか、地域社会全体で子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業など、子育て家庭に対するサポート体制の充実を図ります。

2 子育てと仕事の両立支援

保護者の就労形態や就労時間の多様化に対応し、保育施設等の待機児童解消、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など市民ニーズに即した保育サービスの提供に努めるほか、放課後児童クラブの拡充などに取り組みます。

図表／写真等

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	
			（平成31年度）	（平成35年度）
子育て支援拠点施設設置割合（%）	教育・保育提供区域のうち、子育て支援拠点施設ができている割合	100		
放課後児童クラブ入会率（%）	放課後児童クラブ利用申込者のうち入会した割合	96		
保育施設待機児童数（人）	3月31日現在での保育施設待機児童数	533		

施策名：（１２１）地域福祉の推進

[目的]

誰もが住み慣れた地域で、支え合い、認め合い、生きがいをもって、いきいきと共に暮らせる地域福祉を推進します。

[現状]

少子・超高齢社会の到来や多様化する個人の価値観、また、家族構成や地域を取り巻く環境の変化に伴い、孤独死やいじめ・虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）の増加など、新たな社会問題が顕在化してきています。

全ての人々が尊重され、年齢や障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域でその人らしく、安心して自立した生活を営むことができるよう、住民相互のつながりや信頼関係を築き、共に助け合い、支え合うことが大切です。

このようなことから、本市では、災害時要援護者台帳への登録を推進し、地域における支援体制づくりを進めるとともに、地域の身近な支援者である民生委員・児童委員の資質向上を図るための研修を実施するなど、地域福祉を推進しています。

また、質の高い安定した福祉サービスを提供できるよう、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、健全な法人運営や社会福祉事業を円滑に実施するための相談や指導監督を行うほか、ユニバーサルデザイン基本指針を策定し、ユニバーサルデザイン展の開催や啓発パンフレットを配布するなど、その普及・啓発に努めています。

[課題]

- 市民に対し、安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉関係団体の活動の充実が必要です。
- 災害時要援護者の手助けが、地域の中で素早く安全に行われるよう、災害時要援護者台帳への登録推進や災害時緊急物資の適切な備蓄が必要です。
- 民生委員・児童委員の高齢化や、なり手不足の常態化、多様化する相談・支援への対応のため、民生委員・児童委員の充足率や資質の向上が求められています。
- 全ての人々が暮らしやすいまちを実現するため、ユニバーサルデザインの考え方についての、更なる普及・啓発が必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 地域福祉活動の充実

一人暮らしの高齢者や障がい者など、支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう、一人一人の市民、地域、関係団体などの参加により、地域福祉を推進します。

特に、災害時における支援体制を充実させるため、要援護者への手助けとなる災害時要援護者台帳の整備や、災害時緊急物資備蓄体制の強化を進めます。

また、多様化する福祉課題やニーズに対応するため、民生委員・児童委員の資質向上に引き続き取り組みます。

2 社会福祉法人等の適正な運営

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉法人等に対し、相談や指導監督を引き続き行います。

3 ユニバーサルデザインの普及・啓発

一人一人の多様性が尊重され、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインの更なる普及・啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

図表／写真等

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
民生委員・児童委員の充足率（%）	条例で定める民生委員・児童委員の定数の充足割合	98.4		
指導監査における文書指摘がない社会福祉法人等の割合（%）	指導監査を行う社会福祉法人及び社会福祉施設のうち文書指摘がない法人・施設の割合	60.6		

施策名：（１２２）地域包括ケアシステムの構築

[目的]

高齢者が住み慣れた地域社会で、自分らしい人生を最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に切れ目なく提供される状態である、地域包括ケアシステムを構築します。

[現状]

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築を推進するほか、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めるなど介護保険サービスやサービス基盤の充実に取り組んでいます。

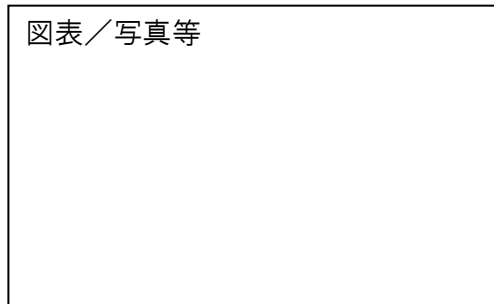
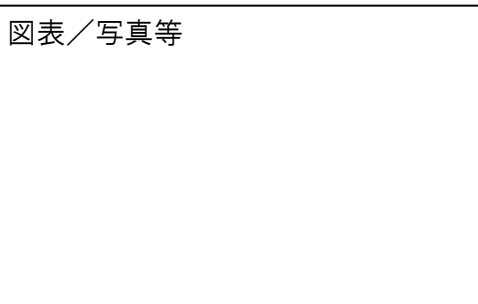
また、地域全体でのゆるやかな見守りから支援が必要な高齢者の見守りや、特に定期的な支援が必要なハイリスク高齢者への見守りの三層構造による、地域で支え合う見守り体制の強化を始め、高齢者居場所づくり事業やあんしん通報サービス事業、徘徊高齢者保護ネットワーク事業などに取り組んでいます。

また、有料老人ホーム等の快適な居住環境の確保と適正な事業運営がなされるよう、事業者に対して、適切な指導等を行い、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保に努めています。

さらに、要介護状態になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化防止を行うため、住民一人一人の状況や地域の実情に応じた介護予防事業を展開するとともに、地域ぐるみで取り組む介護予防の体制づくりに努めています。

[課題]

- 高齢者が、寝たきりや認知症などで介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域社会で、安心して安全に暮らせるよう、一人一人の状態に応じて、様々な支援が切れ目なく提供される環境づくりが必要です。
- 明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者が健康であるとともに、地域社会の中で自らの知識や経験を生かして、共に支えあう社会づくりのための役割を積極的に果たしていくことが重要です。



[取組方針]

1 在宅医療・介護連携の充実

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・介護支援専門員・介護福祉士等の関係者との連携を推進します。

2 介護保険サービスの充実

在宅生活が困難な高齢者や、介護や支援を必要とする高齢者が、安心して住み慣れた地域での生活を継続できるよう、計画的な地域密着型サービス施設の整備、低所得者及び離島居住者の介護サービス利用促進など地域の実情に応じたサービスの整備・支援に取り組みます。

また、新たな生活支援・介護予防サービスについて、必要な高齢者のニーズに対応し、地域の実情に即した独自のサービス内容と提供体制を構築し、利用者の生活支援・介護予防を促進します。

3 介護予防の推進

介護予防の普及啓発や活動支援などに取り組み、介護予防の促進を図るとともに、高齢者が介護を必要とせず、また、必要となってもできるだけ地域で自立した生活を続けることができるよう、多様な生活支援サービスの提供に取り組みます。

4 社会参加、生活支援・見守り・居場所づくりの拡充

高齢者の居場所づくりや徘徊高齢者保護ネットワークの拡充など、様々なサービスを提供することにより、高齢者が地域で孤立することなく、高齢者を地域で支え合う体制整備を行います。

また、認知症地域支援推進員の配置など、認知症ケア推進事業に取り組みます。

5 住まいの整備・充実

高齢者が、ライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいを選択できるよう、情報提供するとともに、安心して安全に暮らし続けることのできる住まいの充実に努めます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
要介護者の在宅比率（%）	在宅（介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設入所者を除く）での要介護認定者の割合	78.7		
自立高齢者率（%）	介護・支援を必要としていない65歳以上の高齢者の割合	78.9		
自立後期高齢者率（%）	介護・支援を必要としていない75歳以上の高齢者の割合	61.6		

施策名：（１２３）障がい者の自立支援と社会参加の促進

[目的]

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う、共生社会を目指し、障がい者の自立を支援するとともに社会参加を促進します。

[現状]

本市の障がい者数は、平成26年度末現在、身体障害者手帳所持者19,248人、療育手帳所持者2,797人、精神障害者保健福祉手帳所持者2,166人となっており、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が大幅に増加しています。

このような状況の中、本市の障がい者を取り巻く現状と課題や国の障がい者施策の新たな動向等にも即した、取組の充実を目指す指針として、平成27年3月にたかまつ障がい者プランを策定し、障がい者施策の総合的・積極的な展開を図っています。

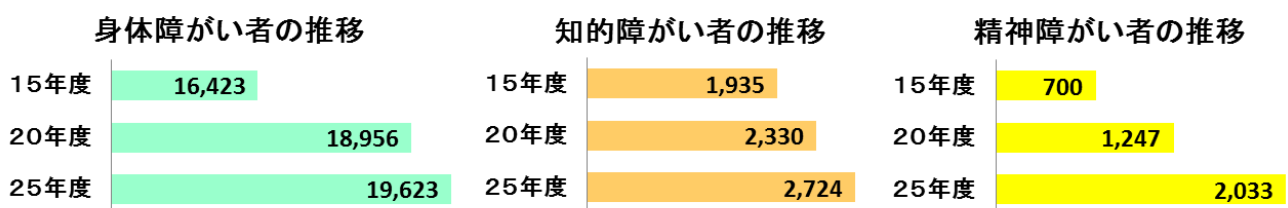
このプランに基づく取組として、障がいについての正しい理解と認識を深めるための様々な啓発事業の実施や、市役所1階の常設店舗において障がい者の就労訓練を行い、障がい者の働く意欲の向上を図るとともに、中央商店街の空き店舗で障がい者を雇用し、事業を行う事業所等への支援を実施するなど、一般就労に向けた支援を行い、障がい者の自立や社会活動への参加を促進しています。

そのほか、障がい者の医療に係る経済的な負担を軽減するなど、適切な保健・医療・福祉サービスを提供しています。

[課題]

- 障がいの多様化、重度化や障がい者の高齢化などの傾向が顕著となっており、多様な障がいに対する対応や障がい者のニーズの変化等への対応が必要となっています。
- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、障がい者及びその家族等が地域においていつでも相談できる仕組みの充実、障がい福祉サービスや保健・医療の充実、震災等、災害に備えた取組の充実などが求められています。
- 一般就労する障がい者数は増えていますが、引き続き、就労を希望する障がい者への理解の促進や、支援の充実が必要となっています。
- 平成26年1月、障害者の権利に関する条約が締結され、障がい者の人権尊重や権利擁護に対する、更なる取組が求められています。

(高松市の状況)



[取組方針]

1 障がい者の自立支援の促進

障がい者が、自分の意思で選択し、その人らしい自立した生活が送れるよう、障がい者の自己決定を尊重するとともに、適切な意思決定等を行えるよう、必要な支援を行います。また、提供サービスの充実や、支援体制の推進、雇用、就労環境の整備など、一人一人の個別性に配慮し、適切な支援を行います。

また、全ての市民が障がいに対して十分な理解を深めていけるよう、日常的・継続的な啓発・広報活動に取り組むほか、障がい者のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育、就労などの各分野における関係機関が連携し、切れ目ない支援を行います。

2 障がい者の社会活動への参加の促進

障がい者が、その有する能力を最大限に発揮し、積極的に社会活動に参加できるよう、雇用の啓発や関係機関の連携など、必要な支援や環境整備を推進します。

また、障がい者が地域で安全・安心に暮らせるように、その阻害要因となる社会的障壁の除去を推進し、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の普及に向けた取組を推進し、障がい者の住みよい社会づくりに向けた環境整備を行います。

図表／写真等

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
施設入所者の地域生活への移行者数 (人)	障害者支援施設から持ち家、賃貸住宅、グループホーム等へ移行した障がい者数	18		
福祉施設から一般就労への移行者数 (人/年)	就労系障害福祉サービス事業所から一般就労へ移行した障がい者数	40		

施策名：(124) 生活困窮者等への自立支援

[目的]

生活困窮者等が経済的・日常的・社会的に早期に自立できるよう支援します。

[現状]

生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、その自立を助長するなど、生活保護制度の適正な運用に努めています。

生活保護の動向は、社会的・経済的要因などの影響を受けて推移しますが、保護世帯4,865世帯（平成26年度）は、微増傾向であり、そのうち約4割強が高齢者世帯で、被保護人員総数の約8割が何らかの傷病により医療扶助を受けています。

本市では、経済的な援助に加え、被保護者の抱える様々な課題に対応するため、17年度から自立支援プログラムを導入し、25年度からハローワーク高松と連携して福祉から就労支援事業を発展させ、新たに、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しています。

また、25年10月には、市役所庁舎内にハローワーク高松の常設窓口として、ジョブコーナーたかまつを設置し、ワンストップ型の就労支援体制を構築するなど、被保護者の自立支援の強化に取り組んでいます。

さらに、26年6月には、香川県社会福祉総合センターに自立相談支援センターたかまつを設置し、生活困窮者の経済的な問題のみならず、複合的な課題に対し包括的・継続的に支援できる体制の整備を進めたほか、27年5月からは、生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援事業に取り組んでいます。

[課題]

- 被保護世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度の適正な運用が必要です。
- 就労可能な被保護者に対する就労支援の強化が必要です。
- 生活保護に至る前の生活困窮者を把握するため、地域のネットワークの構築が必要です。
- 民間事業者・公的機関と連携を図り、相談・支援体制を強化することが必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

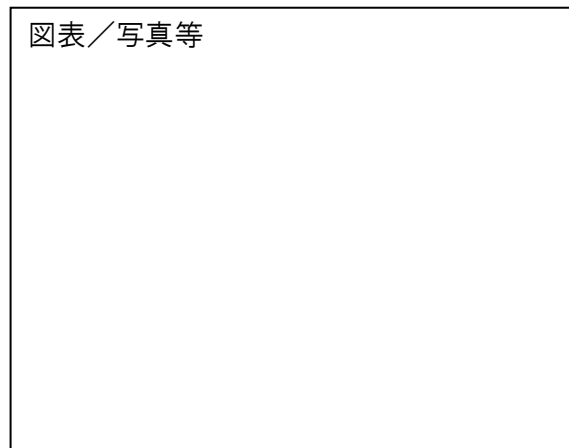
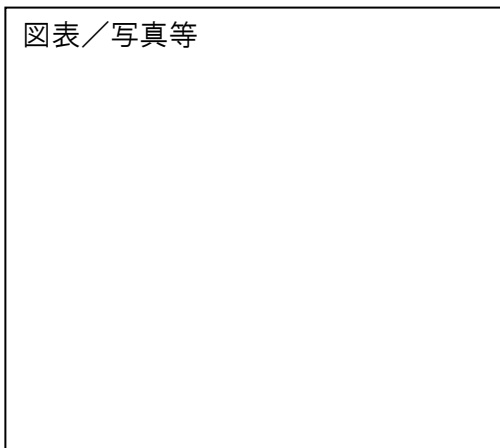
1 生活保護制度の適正な運用

生活保護対象者に対する必要かつ適切な支援を行い、就労可能であると認められる者に対して、就労による早期の経済的自立促進を図るほか、日常的・社会的自立ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、きめ細かな相談・指導体制の充実に努めます。

また、被保護者の生活実態を的確に把握するなど、生活保護制度を適正に運用します。

2 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、自立相談支援事業を実施するなど、包括的な支援を行います。



[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	
			（平成31年度）	（平成35年度）
勤労収入の増加による生活保護廃止率（%）	生活保護廃止世帯数に占める勤労収入の増加による廃止世帯数の割合	16.9		
支援プラン策定率（%）	自立相談支援センターたかまつでの新規相談受付件数に占める支援プラン策定割合	10.4 (H26.6～ H27.3)		

施策名：(131) 健康づくりの推進

[目的]

健康都市の実現に向け、健やかで心豊かに生活できるライフステージに応じた健康づくりを推進します。

[現状]

少子・超高齢社会の到来に伴い、がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の増加が予測されることから、健康的な生活習慣の確立や生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、健康寿命を引き上げることが重要です。

このようなことから、本市では、市民のよりよい健康と生活の質を向上する都市環境を提供する都市を目指し、平成26年3月に、高松市健康都市推進ビジョンを策定し、子どもから高齢者までのライフステージに応じた健康づくりを進めています。

また、生活習慣病の早期発見と発症予防のため、がん検診を含む各種健康診査や健康教室に取り組むとともに、地域ぐるみで検診受診率の向上や地域特性を生かした健康づくりに取り組んでいます。

また、予防接種の推進を始め、結核、エイズなどの対策のほか、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合の高松市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するなど、感染症対策に取り組んでいます。

[課題]

- 健康都市高松の推進に向けて、市民への健康づくりの意識を高め、一人一人の健康行動につなげていくことが必要です。
- 生涯にわたって健康を保つため、妊娠中からの健康管理、乳幼児期の健康増進への取り組みや、食育の推進、また、働き盛りの青壮年期への生活習慣病の予防など、健康づくりの積極的な働き掛けが必要です。
- がんや糖尿病など生活習慣病の発症予防に取り組むとともに、検診等によるがんの早期発見と早期治療につなげる体制が必要です。
- 予防接種事業の推進と感染症のまん延を最小限に抑えるための体制が必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 健康づくりの普及啓発と生活習慣の改善

健康づくりの大切さの普及啓発や、6つの生活習慣の改善（①栄養・食生活・食育、②身体活動・運動、③こころの健康・休養、④飲酒、⑤喫煙、⑥歯と口腔の健康）を継続的に推進するとともに、市民と行政が協働して、コミュニティを中心に、地域ぐるみの健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

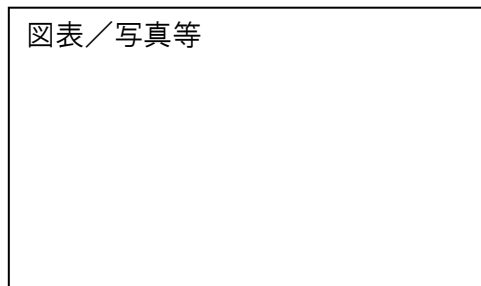
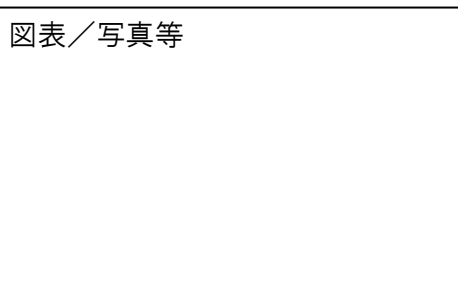
2 生活習慣病（がん・循環器疾患・糖尿病等）対策の推進

生活習慣病を発症させる原因の一つとなっている内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策に取り組むとともに、保健指導の内容を充実・強化し、生活習慣病の発症と重症化の予防対策を推進します。

また、がんの早期発見・早期治療につながるよう、効果的ながん検診の受診勧奨や周知啓発を行うとともに、受診しやすい環境づくりを推進します。

3 予防接種の推進と感染症の発生予防、まん延防止

感染症の発生予防やまん延の防止のため、予防接種の実施や、感染症に対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症発生時の迅速な対応に努めます。



[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
介護保険の要介護2～5の認定率（%）	65歳以上で、介護保険の要介護2～5の認定者の割合	11.1		
がん検診受診率（%）	本市が行うがん検診を受診した市民の割合	24.9		
内臓脂肪症候群該当者出現率（国保ベース）（%）	特定健康診査受診者に占める内臓脂肪症候群該当者の割合	20.3		

施策名：(132) 医療体制の充実

[目的]

誰もが住み慣れた地域において、良質な医療の提供を受けられる体制を充実させます。

[現状]

医療体制の充実は、人々が健康な生活を営む上で必要不可欠なものです。

本市では、市民の安全安心な生活を確保するため、産科医等確保支援事業などにより、医療人材の確保に努めるほか、医療安全支援センターの運営等により、市民からの医療に関する相談対応など、医療の安全の確保を図っています。また、薬局・医薬品販売事業者等の審査及び監視指導を実施することにより、医薬品等の有効性・安全性を確保し、市民の保健衛生の向上を図っています。

市民病院では、救急医療やがん医療などの提供による急性期病院としての医療機能の充実を、塩江分院では、保健、医療、福祉が一体となった地域まるごと医療の実践を、香川診療所では、私のカルテの発行や健康教室の実施による住民参加型医療の提供を基本方針として病院運営に当たり、地域医療に貢献しています。

また、高松市民病院と香川診療所を移転統合する新病院を、本市医療全体の最適化を目指すリーディングホスピタルとして、仏生山地区に整備するとともに、塩江地区唯一の医療機関である塩江分院を、その附属医療施設として整備を予定するなど、更なる医療施設の充実に向け取り組んでいます。

[課題]

- 医師不足の根本的な解消が図られておらず、医療人材確保が必要です。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等を図るため、許認可申請・届出時及び立入検査時における指導の徹底が必要です。
- 市立病院では、国の医療施策の方向性や高松市高齢者保健福祉計画との整合性等を踏まえて病院運営を行い、新病院等につなげる必要があります。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 地域医療体制の充実

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる医療体制の構築を推進していきます。

また、信頼できる医療機関で患者が安全に安心して受診できるよう、医療機関などに対し、立ち入り検査や指導を行うほか、医薬品、医療機器等の販売に係る適正な管理を確保し、安全に使用できるよう薬事監視指導を徹底します。

2 市立病院の充実

市立病院では、それぞれの病院、診療所の役割を踏まえ、医療の質、医療の透明性、医療の効率性の3つの視点から、市民病院では、急性期病院としての医療機能や地域包括ケアシステムの後方支援機能の充実に、塩江分院では、地域まるごと医療の推進に、香川診療所では、住民参加型医療の推進に取り組みます。

また、新病院や附属医療施設では、国の医療施策の方向性等を踏まえ、これらの取組を、更に充実します。

3 救急医療体制の確保

夜間急病診療所については、引き続き、適切に運営し、夜間における急病患者的の初期医療を確保します。

また、休日に診療を行う在宅当番医の確保や夜間における重症患者の受入体制を確保するとともに、適正な受診を促すための啓発活動や、かかりつけ医の推奨等を行うなど、地域医療の確保を行います。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
立入検査違反率 (%)	立入検査を行った施設のうち、違反が認められた施設の割合	51.8		
市民病院満足度 (点)	市民病院のサービス等に関する患者の総合的な満足度 ※患者アンケートによる	3.85		
地域医療機関からの紹介率 (%)	市民病院に地域の医療機関から患者を紹介された割合	57		

施策名：（133）社会保障制度の適切な運営

[目的]

市民が安心して医療・介護・年金を受けることができる社会保障制度を適切に運営します。

[現状]

少子・超高齢社会の到来を始め、人口減少、ライフスタイルの多様化等、社会経済情勢が大きく変化するなど、社会保障を取り巻く環境が大きく変化する中、将来的な社会保障制度運営に与える影響が懸念されています。本市においても、国民健康保険と介護保険の給付費は、年々増加しており、今後も増え続けていくものと見込まれています。

本市では、国民健康保険事業の適切な運営と、財政安定化を図るため、平成24・25年度の2か年で国民健康保険料の見直しを行ったほか、国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画を策定し、保険給付費の適正化を推進しています。

また、後期高齢者医療制度の適切な運営の支援・促進に努めています。

また、介護保険制度における要介護（要支援）認定者数は、年々増加している中、介護や支援を必要とする高齢者が、地域において安心して必要なサービスを受けられるよう、介護保険サービスの充実に努めています。

さらに、国民健康保険料や介護保険料の徴収について、本市の債権回収部門との連携などにより、収納率の向上に努めています。

そのほか、国民年金制度について市民の理解を得るために、広報たかまつ、ホームページ等において、周知するなど、市民の年金受給権確保に取り組んでいます。

[課題]

- 国民健康保険の市民一人当たりの医療費の抑制と保険料収納率の向上が必要です。
- 医療費の抑制のために、生活習慣病予防の取組や重症化予防、また、介護予防の取組とともに、地域包括ケアシステムの構築による在宅医療・介護連携の推進が必要です。
- 支え手である生産年齢人口が減少する一方で、後期高齢者数の急増に伴い介護給付費が増嵩する中、介護保険料収納率の向上や、適正な保険給付が求められています。
- 公正かつ的確な要介護（要支援）認定のほか介護サービスの質の向上を始め、見込量の適切な把握とともに、これを充足する介護サービス提供体制の確保が求められています。
- 国民年金制度の周知について、更に積極的な啓発が必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の適切な運営

国民健康保険事業の適切な運営を実現するために、国民健康保険の保険料の賦課・徴収事務及び保険給付費の適正な執行により、国民健康保険事業の適切な運営を図ります。

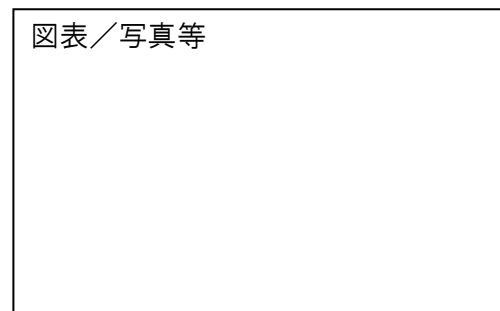
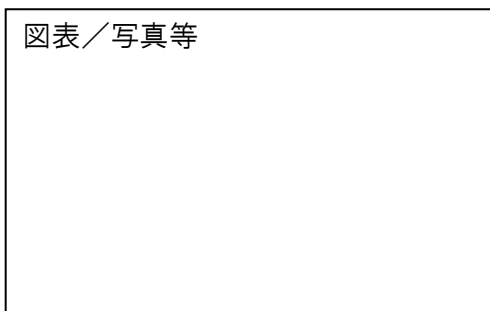
また、後期高齢者医療制度の適正な運営の支援を行います。

2 介護保険事業の適切な運営

介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護保険料の賦課・徴収、保険給付事務や要介護(要支援)認定を適正に行うとともに、サービスの質の向上を図ることにより、介護や支援を必要とする高齢者が、適切かつ効果的に介護サービスを利用できるようにします。

3 国民年金制度の適切な運営

国民年金制度について市民の理解を得るため、広報たかまつ等を通じて周知するなど、市民の年金受給権の確保に努めます。



[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
国民健康保険の被保険者1人当たりの保険給付費(円)	保険給付費を国民健康保険の被保険者数で割った数	335,817		
介護保険サービス利用率(%)	要介護(要支援)認定者に占める介護保険利用者の割合(いずれも2号被保険者含む)	83.2		
1人当たり介護サービス費用額(円)	介護保険サービス利用者1人当たりの介護給付費費用額(いずれも2号被保険者含む)	146,899		

施策名：(211) 男女共同参画の推進

[目的]

女性も男性も、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の形成を推進します。

[現状]

人口減少、少子・超高齢社会の到来、それに伴う労働力人口の減少、そして共働き世帯の増加など、社会経済情勢は大きく変化しています。このような変化に対応し、都市の活力を維持していくためには、男女が共に活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた、性別を理由として男女の役割を固定的に考える「固定的性別役割分担意識」や性差に対する偏見は、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因の一つとなっています。

また、働く場においては、妊娠・出産・子育て等を理由とした女性に対するハラスメントの防止が課題であるほか、男性正社員を前提とした長時間労働や女性の非正規雇用などを特徴とする従来型の働き方が依然として根付いており、女性が十分に活躍できない一因となっています。

また、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。特に高齢単身女性の貧困率は高くなっています。

[課題]

- 固定的性別役割分担意識は、社会の様々な場面・分野で男女の行動を制約し、個人の個性と能力の発揮を妨げる背景となっており、男女共同参画の視点に立った意識の浸透が必要です。
- 男女共同参画社会を実現していくためには、あらゆる分野において女性の参画を拡大することが重要であり、我が国最大の潜在力である女性の力を再認識するとともに、その活躍を一層後押しする必要があります。
- 女性が長期的な展望に立って働き続けることのできる環境整備や、貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の実現の大きな障害となっている固定的性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画に関する認識やその意義が正しく理解されるよう、広報・啓発活動等を推進します。

2 あらゆる分野への女性の参画の拡大

あらゆる分野への女性の参画拡大を図るため、企業等の牽引役として、市が率先して管理職員や審議会等への女性の参画の拡大を図ります。また、働く場における各種ハラスメントの防止や、長時間労働の削減、年休の取得促進等を事業者等に働きかけ、男女が共に活躍できる職場環境づくりを促進します。

3 男女が共に安心して暮せる環境づくり

生活上の困難に陥りやすい母子家庭等に対する支援及び高齢者や障がい者等が家庭や地域で安心して暮せる環境づくりを進めます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
審議会等における女性委員の割合（%）	本市審議会等における女性委員の割合	38.0		
女性従業員の割合（%）	全従業員に占める女性従業員の割合	-		
男性が育児休暇取得した企業数（社）	男性育児休業取得従業員が働く会社の数	-		

施策名：(221) 学校教育の充実

[目的]

子どもたちの確かな学力と、豊かな心と体を育成するとともに、教員の資質の向上と教育指導体制を充実させます。

[現状]

教育を取り巻く環境が大きく変化している中、本市では、少人数学級や特別支援教育、英語教育の推進や充実など、子どもたちの学力向上に取り組んできました。

また、学校現場での問題行動の未然防止、早期対応を図るため、スクールソーシャルワーカー、ハートアドバイザーの配置や適応指導教室の運営、体験活動や環境学習を通じた豊かな感性の醸成など、子どもたちの心身の健康保持に取り組んでいます。

また、子どもたち一人一人の特性に合わせた教育を推進するため、教職員の経験年数に応じた研修を充実させるなど、教員の資質の向上と教育指導体制の充実に取り組んでいます。

[課題]

- 学習状況調査等の結果において、「思考力・判断力・表現力」に課題が見られるため、自分の考えや思考過程を表現する力を身に付けていく必要があります。
- 体力・運動能力調査の結果が全国平均を下回っているため、運動習慣の改善に取り組み、児童・生徒の体力向上を図る必要があります。
- 人口減少、少子・超高齢社会の到来を迎え、教育現場では、子どもたちの学力の二極化やいじめ・不登校の問題、教員の資質向上など、多くの課題があります。
- 各種学校支援員の有為な人材確保を計画的に進めていく必要があります。

図表／写真等

[取組方針]

1 確かな学力の育成

知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、総合的な学力向上を図るため、学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の編成や、少人数学級の推進、学校ニーズに応じた特別支援教育支援員・サポーター、英語指導員、理科教育支援員等を配置するなど、きめ細かな指導に取り組むとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの教育や指導を充実させます。

また、自主と自立による自由の精神を備えた人間を育成するため、高等学校教育の充実などにより、確かな学力の育成に取り組めます。

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

運動に親しむ習慣づくりや、家庭との連携により、望ましい生活習慣の定着を図り、心身の健康の保持増進に取り組めます。

また、公共の精神、自他を尊重してかかわり合う力や、豊かな人間性、社会性を育むため、道徳教育や伝統・文化・国際理解に関する教育、学校図書館指導員を活用した読書活動の充実など、豊かな心と体を育てる教育の推進に取り組めます。

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

これからの社会で求められる教育の展開や学校現場の諸課題へ対応するため、教員に対する研修を充実させるほか、学校評価の推進による学校運営の自立的・継続的な改善に取り組めます。

また、市費講師等の配置などによる教育指導体制の充実に取り組むとともに、地域住民・保護者と協働して、開かれた信頼される学校づくりに向け、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組めます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
学校評価平均評価得点（確かな学力の育成に関すること）（点）	各校の評価得点（最高値4点、最低値1点）の平均点	3.16		
学校評価平均評価得点（体力・運動能力の育成に関すること）（点）	各校の評価得点（最高値4点、最低値1点）の平均点	—		

施策名：(222) 学校教育環境の整備

[目的]

子どもたちが、学校において、安全・安心に、健康的で、快適に学習・生活できる教育環境を整備します。

[現状]

少子・超高齢社会の到来に伴う児童・生徒数の減少や学校施設が老朽化していく中、良好な学校教育環境を維持するため、これまで新設統合校の整備、学校施設の耐震化、校舎等増・改築事業、普通教室等への空調機設置などの学校教育施設の整備に取り組んできました。

また、文部科学省の定める学校図書館図書標準100%を全小中学校において維持し、中学校の図書館には新聞を配置するなど、学校図書館図書の更なる充実に取り組んでいます。

さらに、情報教育支援や経済的理由等により教育を受けることが困難な児童・生徒への支援の充実に取り組むなど、総合的な学校教育環境の充実を目指し、各種事業に取り組んでいます。

[課題]

- 学校施設について、維持管理コストを抑えながら、良好な教育環境を維持するため、計画的かつ効果的な老朽化対策が必要です。
- 学校給食調理場について、施設の老朽化や衛生管理の強化に対応するため、計画的な整備が必要です。
- 分かりやすい授業に向け、ICT 機器を積極的に活用するため、情報教育支援体制の充実に取り組む必要があります。

図表／写真等

[取組方針]

1 学校教育施設の整備

学校施設について、維持管理コストを抑えながら長寿命化を図り、良好な教育環境を維持するため、「学校施設整備計画（仮称）」を策定するほか、高松第一高等学校校舎等の全面改築を行うなど、総合的な学校施設整備に取り組みます。

また、新しい学校給食センターの建設に取り組むとともに、給食調理場の計画的な整備に取り組みます。

図表／写真等

2 教育機能と就学支援の充実

ICT 機器の積極的活用や教員が子どもと触れ合う時間、教材研究の時間の確保に取り組みます。

また、就学について希望者のニーズに応じた各種支援を効果的に周知し、充実させていきます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
学校施設長寿命化整備の進捗率（%）	「学校施設整備計画（仮称）」に基づく平成35年度末の長寿命化整備工事計画棟数を100とした場合の進捗率	—		
教育用 PC のうち、タブレット端末の配置割合（%）	教育用 PC のうち（PC 教室除く）、タブレット端末の配置割合	11.2		

施策名：(223) 子どもの安全確保

[目的]

学校・家庭・地域及び関係機関が連携し、子どもたちを事件、事故、災害等から守ります。

[現状]

子どもが被害に遭う事件や事故など、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されており、子どもの安全を確保するための対策が求められています。

本市では、子どもたちを事件や事故、犯罪から守り、子どもの安全確保を図るため、スクールガード・リーダーを市立認定こども園・幼稚園・小学校に派遣するほか、不審者情報メールの配信、学校安全についての教員研修や子どもに関する相談体制の充実に取り組んでおり、学校・家庭・地域及び関係機関が一体となった取組を進めています。

[課題]

- 子どもたちを事件・事故・災害等から守るため、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化していく必要があります。
- 不審者情報について、より多くの健全育成に携わる地域住民・団体及び関係機関等にメールが届くよう、配信先の拡大が必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 子どもの安全対策の推進

スクールガード・リーダーの市立認定こども園・幼稚園・小学校への派遣や不審者情報メールの配信、子どもに関する相談体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な子どもの安全確保に取り組みます。

図表／写真等

2 子どもの交通安全対策の推進

児童を交通事故の危険から守ることを目的として、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に推進することにより、効果的な交通安全に取り組みます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
子ども人口 1,000 人当たりの不審者情報メール配信先数（件）	15歳未満の子ども人口 1,000人当たりの不審者情報メールを配信した相手先の件数	7.6		
通学路合同点検計画における達成率(%)	高松市通学路安全プログラムにおける通学路合同点検の計画目標値に対する達成割合	64.0		

施策名：(224) 青少年の健全育成

[目的]

青少年の健やかな成長に必要な支援環境の充実を図ります。

[現状]

子どもたちの自立した大人への成長を支えるためには、成長段階に応じた多様な学習機会の提供が求められます。

このようなことから、子どもへの自然体験等の学習活動の機会を提供するほか、子ども会活動の活性化と加入率の向上のため、各種研修会を始め、スポーツ大会等のイベントを開催しています。

また、青少年の非行防止のため、関係団体とも連携し、補導活動や相談体制の充実、白ポストの設置による有害図書の回収など、総合的な対策を行っています。

一方、インターネットが身近になったことによる新たなトラブルが増加しています。

[課題]

- 減少傾向にある子ども会の加入率を向上させ、子ども会活動を中心とした、子どもの健全育成活動を推進する必要があります。
- 青少年の健全な成長のため、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって非行の未然防止に取り組む必要があります。
- インターネットの利用に関し、子どもが加害者にも被害者にもなるトラブルが多発していることから、それらの防止対策が必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 子どもの体験活動の充実

子どもたちの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体と連携し、日常では体験できない活動の場や機会を提供します。

図表／写真等

2 青少年健全育成の推進

多くの市民が青少年の非行防止と健全育成に関心を持ち、理解と協力を得るために、効果的な情報提供、啓発に取り組むとともに、関係団体との連携により、補導、相談、環境浄化活動などを継続して実施し、総合的な健全育成活動に取り組みます。

また、インターネットに関するトラブルや生活習慣の乱れが子どもたちに増加していることから、情報モラルの向上を含め、インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策に子どもの発達段階に応じて取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
子ども会加入率（%）	本市における児童のうち、子ども会会員となっている児童の割合	60.8		
少年人口1,000人当たりの補導人数（人）	5～19歳の少年人口1,000人当たりの少年育成センター・少年育成委員・高松地域生徒指導推進協議会等による補導活動で補導された人数	21.0		

施策名：(225) 家庭・地域の教育力の向上

[目的]

学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を促す教育力を向上させます。

[現状]

家庭教育は、子どもの健全な育成、人格の形成にとって大変重要な役割を持っています。しかしながら、少子化や核家族化、都市化、地縁関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会環境の変化とともに家庭における教育力の低下が指摘されています。

このため、本市では、全小学校、市立幼稚園における子育て力向上応援講座の開催や市PTA連絡協議会との共催による家庭教育講演会の開催、市民グループに対する家庭教育学級の開設支援のほか、平成25・26年度には、「子どもを中心にいた地域づくり」をテーマに、2地域でのワークショップを開催するなど、家庭・地域の教育力の向上に取り組んでいます。

また、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲などの低下の要因の一つとして指摘されていることから、早寝早起き朝ごはん運動を推進しています。

[課題]

- 地域における人間関係の希薄化やコミュニケーションの減少が進む中、学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てることが必要です。
- 核家族化が進行する中、保護者に対して、子育てや家庭教育を学習する機会の拡充に取り組む必要があります。
- 生活習慣が多様化する中、規則正しい生活習慣づくりの啓発に取り組む必要があります。

図表／写真等

[取組方針]

1 学校・家庭・地域の連携強化

学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる活動を展開します。

幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域住民が協力して、挨拶や声の掛け合い、また、共に活動することを通して、「礼儀」、「思いやり」、「将来の夢」等、豊かな心を育み、学校・家庭・地域の活性化を目指します。

2 家庭及び地域の教育力向上の推進

地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を促すため、地域の中で、より多くの大人と子どもの交流が図れる事業を実施するほか、家庭教育学級などの実施により、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

また、多くの保護者が集まる機会を活用した規則正しい生活習慣づくりのための啓発や、生活リズムチェックシートを配布するなど、子どもたちへの啓発にも取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
地域交流事業を実施している割合（％）	子どもを中心にした地域交流事業を実施している地域の割合	—		
朝ごはん摂取率（％）	全国学力学習状況調査において、朝ごはんを毎日摂取している小学校6年生の割合	87.1		

施策名：(226) 大学等高等教育の充実

[目的]

本市の将来を担う人材が集まる教育機関として、大学等の機能を強化し、魅力を向上させます。

[現状]

平成22年度国勢調査をみると、本市の18歳～22歳の年齢別人口割合は、全国平均より少ない状況にあります。本市の26年における年齢別人口移動状況をみると、18歳から関東・関西など大都市圏へ人口流出が見られており、香川県内の高校生においては、約8割が県外へ進学しています。

このような状況の下、地方大学や地方公共団体、地元企業などが連携し、大学等の機能強化や魅力の向上を図るなど、地方への新しい人の流れをつくる様々な取組が期待されています。

本市においては、香川大学、香川高等専門学校、高松大学・高松短期大学、四国学院大学、徳島文理大学と包括協定を締結し、この協定に基づき共同研究を行うなど、大学等との連携事業を推進しています。

また、香川大学とは、平成25年度から、文部科学省の補助事業である地（知）の拠点整備事業として、地域を活性化する瀬戸内地域活性化プロジェクトを実施しています。

[課題]

- 県内の大学、高等専門学校、専修学校などへ進学する学生を増やすため、大学等高等教育機関の魅力を充実させる取組が必要です。
- 大学等学生を呼び込むため、産業の育成や文化芸術の振興、また、暮らしやすさを実感できる高松の魅力の発信が必要です。

図表／写真等

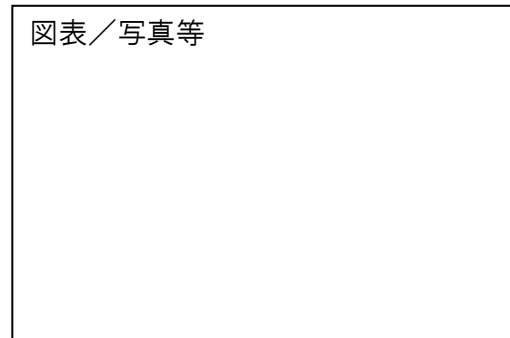
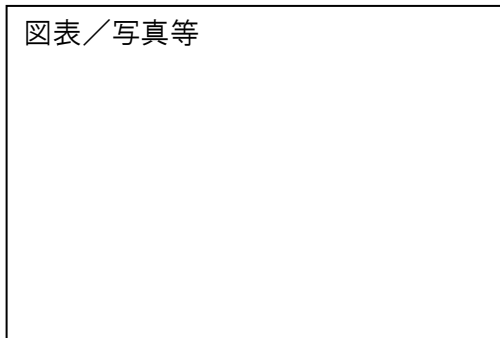
図表／写真等

[取組方針]

1 大学等の魅力向上への取組

本市の行政課題へ迅速かつ的確に対応するため、地域の人的・知的資源である大学等と多分野・多面的な連携を推進することにより、個性豊かな地域社会の形成と地域の課題解決を図り、地域の更なる発展を目指します。

また、香川大学が本市を始め、県内8自治体と連携して、地域課題の解決を図るために取り組む瀬戸内地域の活性化と地（知）の拠点整備事業を支援することにより、学生の視点を生かしながら、本市における地域活性化策の検討と地域での実践活動を行い、地域再生を図ります。



[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
県内大学・短大・高等専門学校 ¹ の学生・生徒の充足率（％）	県内に立地する大学・短大・高等専門学校の定員に対する学生・生徒数の割合	89.9		
大学等入学生の市内出身者割合（％）	包括協定を結んでいる大学等における市内出身者割合	23.7		

施策名：(231) 生涯学習の推進

[目的]

市民の生涯学習への意欲を高めるとともに、気軽に学習できる環境をつくります。

[現状]

市民一人一人が個性と能力を伸ばし、豊かな充実した人生を送れるよう、その生涯にわたって、多様な学習機会に恵まれ、その得た知識や技能など、学習成果を生かせる社会の実現が求められています。

本市では、高松市生涯学習基本計画に基づく取組により、生涯学習を通して人が集い、つながり、支えあうことのできる、活力ある人づくり・まちづくりを推進しており、その拠点施設である生涯学習センターでは、幅広い市民に生涯学習の機会を提供しています。

また、地域コミュニティセンターにおいても、コミュニティセンター講座、高齢者教室、女性教室等を開催し、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興など、地域における生涯学習の推進に取り組んでいます。

また、図書館では、所蔵する約130万冊・点の資料（書籍等）を、市民の閲覧・貸出の利用に供して、市民の読書意欲・学習ニーズに応えています。

[課題]

- 生涯学習センター及びコミュニティセンターにおいて開催する講座等について、更に幅広い市民が関心を持てるよう、より一層、参加、利用しやすい事業展開を図る必要があります。
- 図書館サービスの向上のため、夢みらい図書館の整備等、機能の充実が必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 学習機会の充実

生涯学習センターや地域のコミュニティセンターで開催する講座を充実させ、市民の学習ニーズに応えるとともに、学習成果発表の場や交流の場の提供に取り組みます。

図表／写真等

2 学習施設・機能の充実

図書館資料を収集・保存し、市民の利用に供するとともに、子どもの読書推進につながるイベント・講座等各種行事を開催します。

また、夢みらい図書館の整備のほか、資料の保存機能を充実させるため、施設の有効利用に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
生涯学習をしている人の割合 (%)	アンケート調査において、「現在、生涯学習をしている」と回答した人の割合	35.5		
市民1人当たりの図書館図書貸出冊数 (冊)	本市の人口1人当たりの図書館の図書の年間貸出冊数	6.4		

施策名：(241) 人権尊重意識の普及・高揚

[目的]

市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、市民の人権を尊重する意識の普及・高揚を図ります。

[現状]

21世紀は人権の世紀と言われ、国際的にも人権尊重に向けての取組や人権擁護への取組が進んでいます。

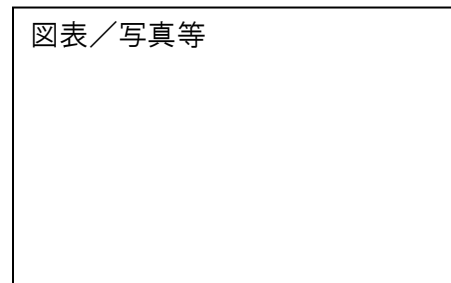
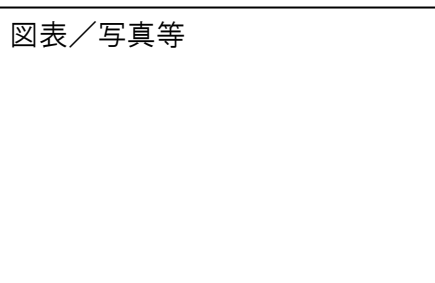
本市では、平成5年に人権尊重都市宣言を行い、7年には高松市人権擁護に関する条例を制定し、学校教育全体を通じた人権教育のほか、各種研修会や講演会等、様々な機会を通じ、人権に関する教育や啓発事業を行うなど、人権尊重の都市づくりを進めています。

しかしながら、同和問題を始めとする様々な人権問題が、今なお解決に至っていないほか、国際化、情報化の進展など、社会経済情勢の急激な変化により、新たな人権課題も生じており、人権問題への理解と認識を深めるための教育及び啓発を不断の取組として重視しています。

また、26年度からは、住民交流等の拠点施設である文化センター・児童館の修繕・改修等に着手しており、今後、計画的に事業を実施する予定です。

[課題]

- 人権に関する各種啓発事業や相談事業、講座等について、幅広い世代が関心を持ち、参加、利用しやすい事業展開を図る必要があります。
- 社会経済情勢の急激な変化で生じた新たな人権課題について取り組む必要があります。
- 老朽化した文化センター・児童館を計画的に改修する必要があります。
- 児童館の利用者が減少していることから、各種イベントの内容等を工夫し、より多くの子ども、保護者等へ利用を働き掛ける必要があります。



[取組方針]

1 人権啓発の推進

市民一人一人が、人権尊重の意識を身につけ、人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、各種啓発活動に取り組みます。

また、国際化、情報化の進展など、社会経済情勢の急激な変化により生じた新たな人権課題にも対応するため、効果的な啓発に取り組みます。

2 人権啓発活動拠点の機能充実

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の開かれた拠点を目指し、相談事業や人権問題の解決のための各種事業の充実のほか、児童館における健全な遊び等を通して、児童の健全育成に取り組むとともに、文化センター・児童館の計画的な修繕・改修に取り組みます。

図表／写真等

3 人権教育の推進

各種講座やイベント等を通じて、学校はもとより、地域、家庭、企業等、様々な場における人権教育に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			(平成31年度)	(平成35年度)
人権啓発事業等参加者数(人)	人権教育市民講座参加者、みんなで人権を考える会、人権啓発推進員による啓発事業及び人権啓発講演会への参加者数	11,895		

施策名：(242) 平和意識の普及・高揚

[目的]

戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和を願う市民の心を継承していきます。

[現状]

世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかしながら、世界では紛争によるテロや難民問題、貧困、環境問題など、平和を脅かす問題が後を絶ちません。

第二次世界大戦中、高松空襲の戦禍に見舞われた本市は、昭和59年の非核平和都市宣言を始め、平和記念室の開設や、高松空襲写真展、高松市戦争遺品展などを定期的で開催するなど、広く市民に平和の尊さ、大切さを普及・啓発してきました。

また、次代を担う子どもたちに平和を願う心を継承するため、子どもたちへの平和学習の充実に努めているほか、平成24年3月に閉館した平和記念室に代わる、新たな平和意識の普及・啓発の拠点施設として、平和記念館（仮称）の整備にも取り組んでいます。

一方で、戦争体験者やその家族が高齢化し、戦争を知らない世代が大多数を占めるようになっていく中、戦争の体験や記憶についての風化が一段と進んでいます。

[課題]

- 戦争の体験や記憶の風化を防ぎ、次世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える必要があります。
- 平和意識の普及・啓発の拠点となる平和記念館（仮称）を中心に、幅広い世代に対し、効果的な平和学習プログラムを提供し、更なる市民の平和意識の普及・啓発を推進する必要があります。

図表／写真等

[取組方針]

1 平和意識の普及・啓発

平和意識の普及・啓発イベントの継続的な実施や広報誌の発行等により、引き続き、広く平和意識の高揚に取り組みます。

また、戦争を風化させず、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、関係団体とも連携し、遺品・資料等の保存収集や戦争体験の継承に取り組みます。

2 平和学習の推進

平和記念館（仮称）を中心に、幅広い世代の市民に効果的な平和学習が提供できるよう、プログラムの構築に取り組みます。

特に、次代を担う子どもたちが平和について自ら考えることができるよう、学校とも連携し、平和学習の充実に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
平和意識の啓発に関するイベントなどの参加者数（人）	市が主催する平和啓発に関するイベントなどの参加者数	7,823		

施策名：(3 1 1) 商工業の振興

[目的]

地域経済の活性化を図るため、市内中小企業の育成に努めるとともに、中央商店街のにぎわいづくりや企業の誘致・交流を推進し、地域を支える商工業を振興します。

[現状]

中小企業は本市の事業所の大多数を占めており、本市のまちづくりに欠かすことのできない重要な存在であることから、中小企業指導団体が行う中小企業振興に係る事業への支援や、中小企業が経営改善・安定のために必要となる資金需要に応えるため、中小企業融資を実施しています。

また、周辺環境の変化や、消費者ニーズの多様化などにより、中央商店街の空き店舗が増加傾向にあることから、中央商店街のにぎわい向上やハード整備のための支援を行っています。

また、企業誘致専門員を配置し、企業立地のための情報収集やネットワークづくりに取り組むとともに、企業誘致優遇制度を活用して、企業の支援を行っています。

[課題]

- 事業者が本市で創業・起業するように、周辺環境の整備が求められています。
- 本市経済の持続的な発展のため、中小企業の育成と振興を図ることが強く求められています。
- 中央商店街のにぎわいを向上させるため、空き店舗率をより改善することが必要です。
- 地域経済の発展、産業の高度化及び雇用機会の拡大を図るため、企業誘致を強化することが必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 中小企業等の育成と振興

高松市中小企業基本条例に基づいて、国、県、経済団体、大学、金融機関等との連携協力により、中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化の促進、創業の促進、人材の確保・育成への支援等、中小企業振興施策を実施します。

また、中小企業の育成と振興は、本市経済の発展と市民生活の向上に欠かせないものであるという認識を、本市及びまちづくりの担い手である市民等で共有し、中小企業を一層元気にすることで、地域経済の活性化を図ります。

2 中央商店街の活性化

中央商店街のにぎわい向上や商業機能を強化するため、利用者のニーズに合った効果的な空き店舗活用支援を行うほか、商店街共同施設の改修等、他の中央商店街にぎわい促進事業と効果的に組み合わせ、中央商店街の更なる活性化を進めていきます。

3 企業誘致・交流の推進

高松市企業誘致条例に基づいて、市内に施設を設置する企業への支援及び企業誘致専門員による企業立地の情報収集、誘致活動を効果的に実施することにより、更に企業立地を促進させるとともに、既に立地している成長企業への継続的な支援により、本市に定着させ、雇用の創出を図ります。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
創業支援事業参加者数 (人)	たかまつ創業塾参加者数	77		
中央商店街の空き店舗率 (%)	中央商店街における店舗のうち、空き店舗が占める割合	17.2		
企業誘致助成制度指定件数 (件)	企業誘致助成制度の指定件数 (H21年度以降の累計指定件数)	30		

施策名：(3 1 2) 農林水産業の振興

[目的]

農業と農地を地域で守り育て、安全・安心で良質な農水産物の生産を振興するとともに、森林を整備保全します。

[現状]

農林水産業は、従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しています。

農業については、中山間地域など営農活動の利便性が低い農地では、耕作放棄地が増加しており、鳥獣による農業被害も広がっています。農業経営の安定化と生産力を確保するため、経営所得安定対策を行っていますが、生産者の経営は厳しい状況にあります。

水産業については、有効に資源を利用するため、栽培漁業を振興しており、林業については、従事者の減少や木材価格の低迷等により生産活動が停滞しています。

また、卸売市場及び食肉センターの円滑な管理運営を通じ、農林水産物等の円滑な流通と消費者への安定した供給を担うとともに、卸売市場の一般開放等を実施し、市場の役割や消費拡大についての情報発信を行っています。

[課題]

- 農林水産業の生産体制を強化するため、担い手の育成・確保と生産基盤の保全・整備についての取り組みが必要です。
- 農林水産業の経営安定、生産振興の取組と、農作物の鳥獣被害を防止するための対策強化が必要です。
- 農水産物の需要拡大と市民の健康で豊かな食生活を実現するため、食育及び地産地消の推進が必要です。
- 生鮮食料品等の流通を担う卸売市場については、施設の耐震性に課題があるとともに、より高度な機能を有した施設整備が求められています。

図表／写真等

[取組方針]

1 生産体制の整備

効率的・安定的に農業経営をするため、円滑な新規就農を支援するほか、農地の保全や施設整備に支援し生産基盤を整備するとともに、認定農業者や認定新規就農者など、担い手の育成と確保を行うほか、農業にかかるコストを縮減するため、集落営農を推進します。

また、優良農地を確保するため、耕作放棄地の再生利用や農地の貸借による耕作の継続などを支援することにより、耕作放棄地の増加を抑制し、農地の保全を行います。

2 生産の振興

農業については、農産物が安定的に生産できるよう支援するとともに、野菜・果樹の高品質・高付加価値化を進め、効率的な農業に取り組みます。

水産業については、種苗の放流により、“とる漁業”から“つくり育てとる漁業”への転換を一層進め、漁場の再生や資源管理を推進します。

また、鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣による農作物等への被害を防止するため、猟友会等による捕獲活動のほか、農家等が実施する防護施設設置や、野生鳥獣が近づかない環境整備を支援します。

3 食育・地産地消の推進

地元産の新鮮で安全な農畜産物の活用や産地直売所を支援し、地産地消を推進するほか、消費者と生産者との交流促進により、食に対する理解を深めます。

図表／写真等

4 生鮮食料品等流通の強化

生鮮食料品等の流通機能の強化を図るために卸売市場の施設整備を進めるとともに、農林水産物等の安定供給や安全・安心の確保のため卸売市場及び食肉センターの円滑な管理運営に努めます。

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
認定農業者数 (経営体)	本市が認定した認定農業者数	311		
市内農畜産物販売額 (JA取扱金額に限る) (億円)	市内の農畜産物販売金額 (JA取扱金額に限る)	38.2		
卸売市場の取扱金額 (億円)	青果、水産物及び花きの取扱金額	323		

施策名：（313）特産品の育成・振興とブランド力の向上

[目的]

本市ならではの伝統的ものづくりによる特産品を育成・振興するとともに、ブランド力の向上に取り組みます。

[現状]

本市は、平成26年3月に高松市伝統的ものづくり振興条例を制定し、それに基づいて、特色ある伝統文化に光を当て、伝統的工芸品を始めとした伝統的ものづくりの振興を行っています。

その中で、盆栽については、23年に国内初となるA S P A Cアジア太平洋盆栽水石大会を開催し、さらに、26年には高松盆栽大会を開催したことにより、盆栽の里高松の認知度は国内外で向上しています。また、EU向け盆栽輸出登録申請者を中心に高松盆栽輸出振興会を設立し、盆栽の輸出拡大と「高松盆栽」のブランドイメージの確立に取り組んでいます。

また、盆栽以外の漆器や石製品等の伝統的ものづくりについても、ものづくりを担う人材の確保及び育成、市民が伝統的ものづくりに触れ合う機会の確保、伝統的ものづくりの製品のブランド力の向上、販路拡大の取組への支援、国内外への情報発信に取り組んでいます。

また、高松市内で生産される代表的な野菜や果物等を高松産ごじまん品として推進し、生産振興と販売促進に取り組んでいます。

[課題]

- 地場産業を振興するため、関係団体と連携し、後継者育成のための取組が必要です。
- 伝統的ものづくりに関わる売上が減少しているため、認知度を高め、販路拡大に向けた取組が必要です。
- 盆栽、漆器、石製品等、認知度が高い特産品以外の産業についても、それぞれの特性に応じた取組が必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 特産品の育成・振興

盆栽、漆器、石製品を始めとする本市の伝統的ものづくり産業について、ビジネスマッチングや商談会を開催し、特産品の販路拡大や後継者の確保・育成につなげます。

また、事業者や伝統的ものづくり関係団体、市民と多様な協力関係を構築し、市全体で伝統的ものづくりを支える環境づくりを推進します。

また、高松産ごじまん品を主とした地元農産物のPR活動と、それらの加工品の開発を推進します。

図表／写真等

2 ブランド力の向上

本市の自然や歴史、文化から生み出される、伝統的ものづくりの製品や特産品、農産物について、その価値・評価を高め、ブランド力の向上に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
販路開拓事業等来場者数（人）	販路開拓事業等の来場者数	17,600		
盆栽輸出登録申請者数（EU）（人）	農林水産省神戸植物防疫所坂出支所に申請があった数	19		
伝統的ものづくり普及啓発事業等参加者数（人）	伝統的ものづくり親子体験教室や巡回教室等の参加者数	515		

施策名：(314) 就業環境の充実

[目的]

就業者が長く働き続けられる、安定した魅力ある就業環境づくりを進めます。

[現状]

希望する人全てが、それぞれの知識や技能を生かして、働きやすい環境で就労できるように、就活応援・適職相談事業を実施しています。

また、地域経済の根幹である中小企業の就業者にとって、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られた働きやすい職場環境づくりを推進するため、平成18年度から子育て支援中小企業等表彰事業を実施しているほか、たかまつ労政だよりやワーキングたかまつにより、市民や就業者に、労働諸制度や職場の安全衛生に関する情報等の提供を行っています。

また、中小企業就業者の福祉の増進と中小企業の振興を図るため、中小企業勤労者福祉共済事業の周知と加入促進を行っています。

また、高松テルサ条例に基づき、勤労者の福祉増進に寄与するために設置している高松テルサにおいては、指定管理者と連携して、効果的な施設運営を行うとともに、施設利用者へのサービスの向上を行っています。

[課題]

- 求人があっても就職に結びつかない雇用のミスマッチの解消に取り組む必要があります。
- 仕事と子育て・介護の両立に向けた労働環境の整備に取り組む必要があります。
- 中小企業勤労者福祉共済事業の未加入事業所への加入促進に取り組む必要があります。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 就業支援の促進

人口減少、少子・超高齢社会の本格的な到来を迎える中、厳しさを増す雇用環境に対応し、就業機会を拡大することができるよう、関係機関と連携し、就活応援・適職相談事業を実施するなど、就業支援に取り組みます。

また、就業者が安心して意欲的に働ける環境を整えるため、育児休業や介護休業制度の活用を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスの考え方に基づいた職場環境づくりに取り組みます。

2 勤労者福祉の充実

市内中小企業の勤労者が働きやすい環境で就労し、豊かでゆとりのある生活を送るため、就業環境の改善や福利厚生制度の充実など、勤労者福祉の向上に取り組みます。

また、勤労者福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的に、高松市中小企業勤労者福祉共済事業への更なる加入促進に取り組むほか、高松テルサでは、勤労者に対して、教養・文化・研修・スポーツ等の場を提供し、勤労者福祉の充実と勤労意欲の向上に努め、効率的な運営と施設利用者の増加に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
子育て支援中小企業等表彰事業の表彰事業者延べ数（団体）	子育て支援中小企業等表彰事業の表彰事業者の延べ団体数	56		
就活応援・適職相談事業への来場者数（人）	就活応援・適職相談事業への来場者数	384		

施策名：(3 2 1) 文化芸術の振興

[目的]

市民がいきいきと心豊かに暮らせる魅力ある高松の実現を目指し、文化芸術を振興します。

[現状]

文化芸術は、人々に生きる喜びや誇りを与え、心豊かな市民生活を築く基盤となるものです。

文化芸術活動の推進事業として、学校巡回芸術教室、デリバリーアーツ事業、0才からのコンサート事業、まちなかパフォーマンス事業、市民文化祭など地域に根ざした事業を実施するとともに、瀬戸内国際芸術祭、高松国際ピアノコンクールなど国内外に向けて発信できる国際的な事業も実施しています。また、美術館においては、自主企画展の開催など、展覧会の充実を図っています。

また、郷土が生んだ文壇の大御所・菊池寛の業績を顕彰し、市民の文学に対する理解と関心を深めるため、文学展や文学講演会、文芸講座や読書感想文講座を開催するほか、郷土文化・文学の向上を図るため、文学作品を公募し、優れた作品に香川菊池寛賞や菊池寛ジュニア賞を贈呈しています。

[課題]

- 県内外に誇れるイベントの継続的開催と効果的な広報が必要です。
- 多くの人々が文化芸術に触れることができるよう、地域に出向いての活動や、中央商店街との連携推進が重要です。
- 子どもたちの文化芸術への理解と関心を深めるため、教育普及事業としての拡充が重要です。
- 菊池寛の偉業について、市民の認識を高めるため、菊池寛記念館などの認知度向上と展示内容の充実や情報発信が必要です。
- 気軽に立ち寄れる美術館となるため、文化芸術を身近に感じられる環境づくりが必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 文化芸術活動の推進

高松市文化芸術振興計画に沿って、地域に出向いての文化芸術の公演活動を継続するとともに、美術館事業や文化芸術事業を中央商店街等と連携して、より幅広い世代の集客を図るほか、既存の文化芸術施設の利用を含め、積極的・効果的な情報発信に取り組みます。

また、美術館に新設する、こどもアートスペースを利用した教育プログラムを構築するとともに、学校との連携プログラムを持続させるほか、菊池寛の偉業についての学習機会の充実などを図ります。

2 国際的な発信力を持つイベントの推進

県や関係団体等と協力し、瀬戸内国際芸術祭を開催するとともに、開催年以外においても、作品の維持管理やアートイベント活動を展開する、ART SETOUCHIを定着させます。

また、高松国際ピアノコンクールを成功させるとともに、開催年以外においても、審査員や入賞者等のリサイタル事業、公開レッスン、地域での演奏会等を開催するなど、コンクールの知名度や質の向上を図ります。

3 文化芸術施設の整備と機能の充実

文化芸術ホール（サンポートホール高松）や美術館等の施設を適切に維持・管理し、イベントや展覧会等の開催、収蔵品の保管及び来館者の安全確保に取り組みます。

また、美術館などにおいて、美術品等の取得方針に基づき、収蔵する美術品等の計画的・系統的な収集に努めます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
文化芸術ホールにおける事業の参加者数（人）	文化芸術ホールにおいて開催される全事業の参加者数	201,300		
アウトリーチ事業の参加者数（人）	地域に出向いての文化芸術活動（アウトリーチ事業）の参加者数	67,757		
美術館来館者（人）	高松市美術館及び塩江美術館の展覧会観覧者、イベント参加者、講座室利用者等合計人数	128,057		

施策名：(322) 文化財の保存・活用

[目的]

本市の貴重な文化遺産の保存・管理を行うとともに、適切に公開・活用します。

[現状]

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日に伝えられてきた貴重な国民的財産です。

史跡高松城跡（玉藻公園）については、石垣や披雲閣など各施設の保存修理や桜御門の復元などの整備を実施しています。また、史跡・天然記念物である屋島の調査を実施し、史跡や天然記念物の内容の把握に努めるとともに、古代山城屋嶋城跡城門遺構を復元整備し、一般公開しています。

また、史跡讃岐国分寺・国分尼寺跡指定地の公有地化を進めるとともに、調査により国分尼寺跡において尼坊、講堂等の遺構を確認しました。

また、史跡石清尾山古墳群への追加指定を念頭に、稲荷山姫塚古墳等積石塚3基の範囲確認調査を実施しています。

また、毎年、各種文化財に触れ、郷土の歴史・文化を学ぶ、ふるさと探訪、親子文化財教室などの文化財学習会を開催しています。

[課題]

- 貴重な文化財を、適切に管理するため、日常的な巡視の確保が必要です。
- 史跡の日常管理と活用の担い手として、市民協働による体制づくりが必要です。
- 市民の地元に対する愛着心を高めるため、文化財に対する関心や意識の向上が重要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 文化財の調査、整備、管理

稲荷山姫塚古墳等3基の積石塚の史跡石清尾山古墳群への追加指定を行うとともに、史跡石清尾山古墳群の保存管理・整備基本計画を作成し、史跡保存と従来の里山保全、健康増進等の市民活動との両立が図られるよう目指します。

また、市民協働により、文化財を適切に管理・活用できる体制を構築するとともに、文化財に関する情報のより積極的な公開に取り組みます。

また、史跡讃岐国分寺・国分尼寺跡の公有化を引き続き促進し、国分尼寺跡については、将来の整備・活用に向けて、発掘調査に取り組みます。

さらに、古代山城屋嶋城跡城門遺構を新たな地域資源として活用するほか、各文化財の説明板・道標等の新設・更新や、魅力ある文化財学習会の開催、文化財保持者等への補助など、本市の貴重な財産である文化財の保存・活用に取り組みます。

2 文化財に関する施設の運営と機能充実

高松城跡（玉藻公園）の管理運営について、文化財として、また都市公園として、適切に管理運営を行うとともに、市民のシンボルとしてふさわしい機能充実に取り組みます。

また、四番丁スクエアに設置している埋蔵文化財センター並びに歴史資料館等については、文化財を適正に管理しつつ、各館の特色を生かした展示や普及啓発に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
歴史資料館等利用者数 (人)	歴史資料館・石の民俗資料館・香南歴史民俗郷土館・讃岐国分寺跡資料館の利用人数	137,486		
文化財学習会・体験講座参加者数（人）	ふるさと探訪等文化財学習会・体験講座の参加者数	1,241		

施策名：(331) スポーツの振興

[目的]

市民の、スポーツをする・観る・支える（育てる）活動を促進します。

[現状]

スポーツは、人が健康に暮らし、人生を豊かにする上で重要であるとともに、地域の活性化を図る上でも必要不可欠なものです。

スポーツ活動振興のため、各種競技団体等と連携し、スポーツカーニバル、スポーツフェスティバル、サンポート高松トライアスロン大会などのスポーツイベント等を開催するとともに、各種競技団体等の指導者等を対象に、指導者セミナーを実施しています。

また、屋島陸上競技場やヨット競技場など、既存体育施設の再整備に取り組んでいます。

そのほか、地域密着型トップスポーツチームの支援として、ホームタウンデーなど、市民に試合観戦・応援の機会を提供しています。

しかしながら、活動の拠点となるスポーツ施設では、老朽化も進んでいます。

[課題]

- 効率的・効果的なスポーツの振興のため、推進体制の見直しや、関係団体・指導者の育成が求められています。
- より多くの市民が参加できるよう、スポーツフェスティバル等のイベントについて、更なる工夫が必要です。
- スポーツ振興の拠点確保のため、ファシリティマネジメント及びユニバーサルデザインの視点を踏まえながら、スポーツ施設の整備や、老朽化に伴う改修が必要です。
- 地域のスポーツ振興や活性化、国際交流推進のため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた、参加選手団の事前合宿等の誘致が重要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 市民スポーツ活動の推進

市民に様々なスポーツに関心を持ってもらう機会や参加する場を提供するとともに、総合型地域スポーツクラブの育成を支援するほか、より効率的・効果的なスポーツの振興のため、スポーツ関係団体の更なる連携と事務の効率化などに取り組みます。

また、一人でも多くの市民がスポーツへの関心や意欲を実践に結び付けられるよう、本市のスポーツイベントの核となるスポーツフェスティバルを始め、各種イベントの開催内容や周知方法の継続的な改善に取り組みます。

2 スポーツ施設の整備

市民にスポーツ・レクリエーションを行う場所・機会をより効果的に提供するため、スポーツ施設の整備を検討するとともに、ファシリティマネジメント推進基本方針及びユニバーサルデザイン基本指針に基づき、既存施設の老朽化に伴う修繕・再整備等に取り組みます。

3 トップスポーツの振興

本市を始めとする県内の活性化やにぎわいづくりの創出、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会参加を目指した県内選手の競技力向上のため、香川県が設置する東京オリンピック・パラリンピック推進本部や関係競技団体等と連携する中で、本大会及びそれ以前に行われる各種国際大会の事前合宿等の誘致に取り組みます。

また、引き続き、地域密着型トップスポーツチームを支援するとともに、市民の試合観戦・応援機会を提供します。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
社会体育施設利用者数（人）	社会体育施設の延べ利用者数	1,685,437		
トップスポーツチーム試合観戦者数（人）	トップスポーツ4チームのホームゲーム観戦者数	124,000		
トップスポーツ4チームの後援会等会員（高松市民）数（人）	各チームにおける後援会やクラブの会員（個人）のうち、高松市民を抽出した会員数	952		

施策名：(341) 観光客受入環境の整備

[目的]

旅行者が、魅力あるイベントに接するとともに、安心して快適に、移動・滞在・観光することができるユニバーサルツーリズムに対応した受入環境を整備します。

[現状]

本市を訪れた人々に、再び訪れてもらうためには、満足度の高いサービスを提供できる、本市の特性を生かした受入環境の整備が重要です。

そのため、源平屋島地域や塩江を始め、それぞれの観光地の特色を生かして、イベントの開催や観光施設の運営を行っていますが、主要観光地の入込み客数は横ばいの状況です。

また、主要観光地のうち、高松城跡（玉藻公園）では、和船体験や披雲閣での匠のおもてなし事業などにより、観光資源の魅力向上と特産品の振興及び販路の拡大を実現したほか、屋島については、屋嶋城の整備により歴史的価値を高める取組が行われています。

また、高松まつりなど、主要イベントの入込み客数は横ばいです。

観光施設については、安全性確保に向け、耐震診断を行うほか、観光案内板の整備など、観光客の利便性の向上に取り組んでいます。

[課題]

- 近隣観光地とも連携した観光振興を図るため、イベントの魅力向上が重要です。
- 観光客の宿泊に結びつくナイト観光、食文化の魅力の創出など、新たな観光資源が求められています。
- 様々な主体が観光に対する情報を共有し、連携・協力する体制の整備が必要です。
- 多言語案内標識や外国語を話せるスタッフの充実を始め、ユニバーサルデザインを取り入れた、外国人受入環境の充実が求められています。

図表／写真等

[取組方針]

1 観光資源の活用と創出

瀬戸内海や史跡・温泉などの本市の特色ある観光資源を生かしながら、ナイト観光や食文化の魅力を創出するとともに、ウォーターフロントのサンポート高松周辺の文化財、観光施設、コンベンション施設等のより効果的な活用を行うなど、国内外からの交流人口の拡大に取り組みます。また、行政主導ではなく、地域住民や民間事業者が自立・主体的に観光資源を創出し、運営する体制の確立に取り組むとともに、民間主導の特色ある観光イベントを支援し、各種イベントの入込客数の増加に取り組みます。

2 観光施設等の効果的運営

民間事業者のノウハウを活用して、観光施設の集客力の向上を図るほか、施設の老朽化に対応した修繕・再整備を実施します。

また、多言語案内標識や外国語を話せるスタッフの充実を始め、ユニバーサルツーリズムに対応した観光施設等のバリアフリー化に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
観光施設等利用者数 （千人）	高松市内の主な観光施設等利用者数	6,396		
香川県への再来訪意向 割合（％）	香川県観光客動態調査報告の「香川県への再来訪意向」におけるぜひ来たい人の割合	57.5		

施策名：(342) 観光客誘致の推進

[目的]

本市の観光都市としてのブランドイメージを向上させるとともに、文化芸術や瀬戸内海の多島美などの魅力を発信することにより、観光客を誘致します。

[現状]

国内外の人々に本市の魅力を発信し、訪れてもらうための動機付けを行うことは、観光客誘致にとって重要です。

このようなことから、国内の誘客に努めるとともに、香川県と連携して、ソウル、上海、台北の航空路線の充実及び外国人観光客の誘致に取り組んでいます。

また、情報発信力強化のため、観光情報ホームページを「高松旅ネット」としてリニューアルし、利便性の向上を図るなど、情報発信力の強化に努めています。

また、(公財)高松観光コンベンション・ビューローを通じて、国際大会・全国大会の誘致を図り、国際会議観光都市・高松のイメージアップに努めています。

[課題]

- 観光都市としての魅力向上のため、観光資源のブランド価値を高めることが重要です。
- 観光客のニーズに合致したパンフレットの作成やホームページの更なる充実など、情報発信力の強化が重要です。
- 本市の特性を生かして、コンベンションなどMICE（マイス）の誘致に積極的に取り組むことが重要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 観光情報の効果的発信

瀬戸内海の島々や景観、高松城跡、屋島を始めとする本市の観光情報を、国内及び海外に向け、効果的なコンテンツを用い、付加価値のある情報として積極的に発信することにより、情報の拡散と、交流人口の拡大に取り組みます。

また、国内外から訪問した人が、移動等にストレスを感じないように、適切な情報提供を行うことで、リピーターとして何度も本市を訪れ、高松の良さを広めてもらえる、言わば、「高松ファン」の創出と拡大に努めます。

2 MICE（マイス）による誘致促進

（公財）高松観光コンベンション・ビューローとの連携を強化するとともに、文化・芸術・スポーツやアフターコンベンションに関する情報を発信し、大規模コンベンション等の誘致に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	
			（平成31年度）	（平成35年度）
まつり・イベント入込み客数（千人）	観光イベント振興事業補助対象事業入込み客数	1,011		
コンベンション数（件）	一年間に高松エリアで開催されたコンベンション数	225		

施策名：(351) 国際・国内交流の推進

[目的]

国内外の様々な地域との相互理解を深める国際交流・国内交流を推進します。

[現状]

国際交流では、海外の姉妹・友好都市であるセント・ピーターズバーグ市（アメリカ）、トゥール市（フランス）や南昌市（中国）と、親善研修生の相互派遣や、外国語教師の招へい等の親善交流事業を実施するとともに、（公財）高松市国際交流協会への運営に対して助成を行うことにより、市民レベルでの国際交流の促進に努めています。

また、多文化共生事業として、在住外国人への情報提供や市役所を訪れる外国人に対して通訳支援等を行うため、英語や中国語の専門性を有する職員を配置しています。

国内交流では、姉妹城都市の彦根市、親善都市の水戸市、友好都市の由利本荘市など、都市提携を結んでいる各都市との交流を深めるとともに、下野市と歴史文化交流協定を締結したほか、金沢市と文化・観光交流協定を締結し、観光PRブースの出店や伝統的ものづくりに携わる職人の派遣事業などにも取り組んでいます。

[課題]

- 国外・国内の姉妹・友好都市等との交流が形式的にならないよう、事業の継続的な見直しが必要です。
- 本市外国語版HPや多言語メルマガの活用など、外国人への適時・適切な情報提供が重要です。
- 都市提携の効果がより大きなものとなるよう、その目的や分野を明確にすることが重要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 国際交流の推進

姉妹・友好都市等との交流活動を推進し、市民の国際感覚の醸成を図るとともに、（公財）高松市国際交流協会の運営に対する助成を行うことにより、市民レベルでの交流活動を促進します。

また、より効果的で積極的な民間レベルでの交流活動を促進するため、市民ボランティアや民間団体の人材を育成します。

2 多文化共生のまちづくり

国際化の進展に伴い、本市ホームページや案内表示版等の多言語化の需要が高まる中、外国語に専門性を有する職員を配置するほか、外国語版ホームページや多言語メルマガの充実を図るなど、多文化共生のまちづくりを推進します。

3 国内交流の推進

観光や産業、文化など、その目的を明確にしながら、都市提携をしている国内の各都市との市民レベルでの交流を深めることにより、交流人口の増加や地域の活性化に努めます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
姉妹・友好都市等との交流事業参加者数（人）	姉妹・友好都市等との交流事業に参加した人数	299		
国内の提携都市との交流事業参加者数（人）	国内の提携都市との交流事業に参加した人数	307		

施策名：(352) 移住・交流の促進

[目的]

香川県を始め関係団体等と連携しながら、地域を活性化することにより、人口減少、少子・超高齢社会に対応した移住・交流の促進に取り組みます。

[現状]

香川県及び県内各市町で構成する香川県移住・交流推進協議会が実施する移住フェア等に参加するほか、パンフレットやホームページによる情報発信や、転入状況アンケートを実施しています。

また、平成27年度からは、地域力の維持・強化を図ることを目的とした地域おこし協力隊を、特に過疎化が進む地域において受け入れ、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PRやなど、地域協力活動を行いながら、その地域の活性化に取り組んでいます。

[課題]

- ライフスタイルが、スローライフや田舎暮らし、二地域居住など多様化する中、地域の空き家などを生かした、移り住みたいと思える地域づくりをすることが求められています。
- 移住希望者等に対し、生活に密着した情報提供を行うなど、多様なニーズに応えられる相談体制の充実や情報発信の強化が求められています。
- グローバル化の進展に伴い、文化や価値観などの違いを互いに理解し合う環境をつくる必要があります。

[取組方針]

1 選ばれる地域づくりの推進

人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、香川県及び関係団体等と連携しながら、特に若者から選ばれ、移り住みたいと思える地域づくりを推進します。

図表／写真等

2 行政や市民・民間団体との情報発信

香川県や関係機関とともに、市民やNPO、民間事業者等との連携を図りながら、先進地の取組事例や国等の支援メニュー等に関する情報の共有や、大都市圏での情報発信などを共同して実施し、移住・交流の促進に努めます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
高松市移住ナビ（ホームページ）閲覧件数（件）	高松市移住ナビのホームページ閲覧件数	9,629		
移住交流フェア参加組数（組）	東京等で開催される移住交流フェアにおいて高松市のブースに来た組数	19		

施策名：(4 1 1) 消防・救急の充実強化

[目的]

消防力を維持向上させるとともに、救急体制を強化し、迅速化を図ります。

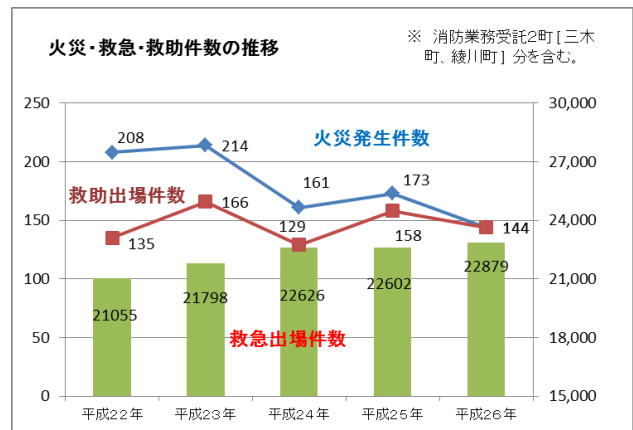
[現状]

市街化の進展や合併による市域の拡大に適切に対応できる効果的な消防体制を構築するとともに、近い将来、発生が確実視されている南海トラフ地震等の災害に備え、防災拠点施設としての機能を十分に発揮するため、南消防署の移転整備や既存消防庁舎の耐震改修工事に取り組んできました。

また、消防署所等適正配置計画に基づき、新東消防署や朝日分署の移転整備に取り組んでいます。加えて、市内97カ所の消防屯所につ

いても、老朽度や狭あい度を勘案し、計画的に整備を進めています。さらに、老朽化した消防車両の計画的な更新や耐震性貯水槽・消火栓の計画的な整備のほか、アナログ式消防・救急無線のデジタル化や老朽化している消防指令システムの改修など、危機管理センター（仮称）の整備に併せて、総合的な消防力の充実に努めています。

また、近年、増加傾向にあり、1日当たり約60件にも上る救急出場件数を抑制し、迅速な救急体制を維持向上させるため、救急車の適正利用に関する周知啓発等を実施しています。



[課題]

- 効果的な消防体制を構築するため、消防署所・消防屯所の計画的な整備を更に進めるとともに、消防力を維持向上させるため、消防車両の計画的な更新整備に取り組む必要があります。
- 地域の防災力を高めるため、消防団活動の充実・強化を図るとともに、これを担う消防団員の加入促進に努める必要があります。
- 安易な救急要請による救急出場件数を抑制するため、救急車の適正利用に関する周知啓発に取り組むとともに、救命率の向上を図るため、応急手当講習の市民受講者数の増加に取り組む必要があります。
- 住宅防火推進のため、各家庭において住宅用火災警報器の設置が促進されるよう周知・広報に取り組む必要があります。

[取組方針]

1 消防施設・設備の整備

近い将来、発生が確実視されている南海トラフ地震等の災害に備え、防災拠点施設としての機能を十分に発揮するため、消防署所等適正配置計画に基づき、消防署所の適正配置・耐震化に取り組みます。

また、消防屯所は老朽度や狭あい度を勘案しながら、計画的な整備を継続します。

また、消防車両については、老朽度を見極めながら、計画的に更新整備を行い、総合的な消防力の維持向上に取り組みます。

2 消防団の充実・強化

消防団は、地域の防災力を担い、地域に密着し、自分たちの地域は、自分たちで守る。という自助・共助を発現する重要な組織であることから、その活動の更なる充実・強化を図ります。

また、各分団や地域コミュニティ協議会等と連携して、消防団員の加入促進に取り組みます。

3 救急活動の推進

救急車の適正利用を推進するため、各種広報媒体を活用し、啓発に努めるとともに、関係機関に協力を求めます。加えて、市民に対する応急手当講習を定期的を実施するとともに、受講者の増加を図り、救急率の向上に取り組みます。あわせて、離島における救急艇による搬送体制を維持・向上に努めます。

4 火災予防活動の推進

住宅防火推進のため、住宅用火災警報器設置による奏功事例などを活用し、警報器設置の広報を積極的に行います。

また、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止するため、火災予防運動の更なる推進に取り組みます。

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			(平成31年度)	(平成35年度)
住宅火災出火率 (%)	人口1万人当たりの出火率	3.8		
救命率 (%)	心肺停止傷病者が社会復帰した割合 (暦年)	2.8		

施策名：(4 1 2) 防災・減災対策の充実

[目的]

市民の防災意識を高めるとともに、地域及び国・県等防災関係機関と連携し、防災・減災対策を充実させます。

[現状]

本市では、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の対応を図るため、国の防災基本計画等に基づき、地域防災計画や、危機管理指針、国民保護計画等を策定し、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する各種施策に取り組んでいます。

また、安全・安心のまちづくりの中核施設としての危機管理センター（仮称）の整備や、災害情報などを市民へ伝えるための防災行政無線・防災ラジオの普及のほか、避難所となっているコミュニティセンターや小・中学校の耐震化などを行っています。

さらに、東日本大震災以降、被害を最小化するという減災の考え方を重視すべきとされており、本市においても、住宅の耐震診断や耐震改修工事に係る支援を行っているほか、災害に対して地域住民一人一人が、自分たちのまちは自分たちで守るという共助の理念の下、自主防災組織の結成促進を図るとともに、結成された組織に対する支援を行っています。

[課題]

- 非常時に災害対策本部機能、消防局機能、上下水道局機能が緊密に連携し、迅速・的確に災害対応を行うとともに、災害情報などを市民へ伝達する必要があります。
- 大規模地震等に備えて、公共施設等の耐震化を進める必要があります。
- 急傾斜地崩壊対策を進める必要があります。
- 被害想定に応じた、備蓄品や防災資機材を確保する必要があります。
- 災害発生時に迅速に活動ができるように、市民及び地域の防災意識及び防災力を高める必要があります。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 災害発生時の拠点施設及び情報伝達手段の整備

災害発生時における本市の拠点施設とするため、常設の災害対策本部機能を備えた危機管理センター（仮称）の整備に取り組みます。

また、災害情報や避難に関する情報などを発信するため、情報収集・伝達機能を向上させるための整備に取り組みます。

2 避難所などの耐震化及び急傾斜地崩壊対策の推進

避難所機能を維持するため、避難所となっている学校の非構造部材の耐震化について、点検・調査を行うほか、公共施設・緊急輸送道路建築物などの耐震化に取り組みます。

また、大雨等による急傾斜地の崩壊を防ぐための対策に取り組みます。

3 備蓄品や防災資機材の確保

南海トラフ地震等の被害想定や課題に応じて、適宜、備蓄計画に検討を加え、修正するとともに、国・県や企業・事業者とも連携を図り、備蓄品や防災資機材の確保に取り組みます。

大規模災害に備えて、備蓄品の数量・品目を充実させるとともに、必要な防災資機材の整備に取り組みます。

4 市民及び地域の防災意識と防災力の向上

各地域での地域コミュニティ継続計画の策定や防災訓練などの活動に対して、積極的な支援に取り組みます。

また、災害発生、復旧時に、市民一人一人が迅速かつ円滑な対応を行うことができるよう、市民や地域の防災意識と防災力の向上を図る支援に取り組みます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
地域における防災訓練の実施率（%）	防災訓練を実施したことがある地域の割合	47.7		

施策名：(4 1 3) 交通安全対策の充実

[目的]

交通安全の意識を高めるとともに、道路の通行環境を整備し、安全対策を充実させます。

[現状]

近年、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、香川県の人口10万人当たりの交通事故死者数は、全国ワースト上位であり、この傾向は本市においても同様です。

また、運転マナーの悪さを指摘する声も多く、交通マナーについては、依然として改善されていない状況です。

本市では、全市民が一体となった交通安全都市の実現に向けて、昭和37年に交通安全都市宣言を行い、これまで、交通安全意識を高めるため、幼稚園・保育所・小中学校・コミュニティセンター等で交通安全教室を実施するほか、地域で各種交通安全キャンペーンを実施するなど、子どもや高齢者を中心に交通安全意識の高揚に努めてきました。

また、超高齢社会を迎え、全国的にも高齢者の死亡事故の割合が高くなっている中、高齢者が当事者となる交通事故を減らすため、運転に不安のある高齢者を対象に、高齢者運転免許証返納促進事業を実施するとともに、交通安全高齢者自転車大会等の各種事業を実施しています。

さらに、見通しの悪い交差点等でのカーブミラーの設置や違法駐車対策を実施し、安全な道路通行環境づくりに努めています。

[課題]

- 超高齢社会の到来に伴い、高齢者の交通事故が多発しており、その対策を強化する必要があります。
- 自動車、自転車の運転マナーの向上に地域と一体になって取り組む必要があります。
- 交通事故における相談内容が複雑化してきており、市民が安心して相談できる体制を整備する必要があります。
- 全ての人が安心して通行できる道路環境を確保するため、関係機関と連携しながら、道路状況に応じた、交通安全施設等の整備に取り組む必要があります。

図表／写真等

[取組方針]

1 交通安全教育・啓発の推進

市民への交通マナーの普及と交通ルール順守の徹底を図り、人口10万人当たり交通事故死者数の全国ワースト上位からの脱却と地域ぐるみで交通安全意識を高めるため、参加・体験型の効果的な交通安全教育と啓発活動を、香川県及び警察等関係機関と連携して取り組みます。

また、特に高齢者の事故が多発する中、高齢者に特化した効果的な事業を継続して実施するほか、関係機関・団体と協力して、事故の当事者とならないよう、更なる交通安全の啓発に取り組みます。

図表／写真等

2 交通事故被害者対策の推進

交通事故に関する悩みを持った市民に対し、専門知識を持った相談員が適切なアドバイスを行うなど、交通事故被害者に対する支援の充実に取り組みます。

3 交通環境の整備

県や警察署等の関係機関と連携しながら、安全な道路の通行環境整備に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
交通事故発生件数 (件)	高松市内の交通事故発生件数	4,705		
人口10万人当たりの交通事故による死者数 (人)	県警交通事故統計資料による (市町別交通事故発生状況)	3.80		

施策名：(414) 防犯体制の整備

[目的]

防犯意識を高めるとともに、地域が主体となった防犯体制を整備します。

[現状]

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。

少子・超高齢社会を迎え、核家族化や自治意識の希薄化などに伴い、地域の犯罪防止機能の低下が懸念されており、今後一層、防犯体制の強化を進めていく必要があります。

そのためには、地域全体の防犯意識を高め、地域住民、市民活動団体、警察、行政が協働した取組が必要となります。

本市では、これまで、防犯活動を行う地域コミュニティ協議会に対して、防犯資機材の購入経費の助成等を通じて、地域が主体となった防犯体制の整備を推進したほか、平成25年度からは、防犯灯のLED化を推進し、夜間における犯罪の防止と通行の安全確保に努めています。

また、警察や防犯協会等関係機関との連携強化を進めるなど、安全で安心なまちづくりを推進しています。

[課題]

- 地域コミュニティ協議会を中心とした、地域ぐるみの防犯体制の確立・強化を進める必要があります。
- 警察や防犯協会等、関係機関との連携を一層強化しながら、市民の防犯意識の高揚を図る必要があります。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 防犯意識の普及啓発と防犯活動の推進

地域の防犯体制を確立し、犯罪の未然防止や犯罪を発生させない安全で安心なまちづくりを進めるため、警察や防犯協会等関係機関と連携の下、啓発活動等を通じて市民の防犯意識の一層の高揚に努めるとともに、地域コミュニティ協議会が実施する防犯パトロールなどの各種地域防犯活動への継続的な支援に取り組みます。

図表／写真等

2 防犯施設の整備

夜間における犯罪の防止と通行の安全確保のため、警察や地域コミュニティ協議会と連携し、防犯カメラや防犯灯の効果的な設置に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
市内における1,000人当たりの街頭犯罪等発生件数（件）	高松市人口1,000人当たりの街頭犯罪発生件数	4.2		

施策名：(415) 生活衛生の向上

[目的]

安全で安心して快適に暮らせるよう、生活衛生対策を推進します。

[現状]

食品の安全性の確保は、市民が安心して健康的な生活を送る上で重要なものです。

また、近年、食品への異物混入事案が相次ぐ中、食の安全性が求められています。

本市では、市内に流通する食品の安全性を確保するため、食品衛生法に基づき、飲食店営業施設等への監視・指導などを実施するほか、市食肉センターなどへの立入調査を実施しています。また、保健衛生上の見地から、毒物劇物販売業者等の登録申請・届出に対する監視・指導等や、旅館、美容所等に対して監視・指導を実施するとともに、市内の用排水路等の害虫駆除を実施するほか、水道施設等への立入検査や飲用井戸等の水質検査等を実施しています。

さらに、動物愛護を推進するため、犬猫不妊去勢手術費補助事業や、動物の愛護や適正な飼育方法について啓発活動を行っているものの、犬・猫の殺処分率は全国ワースト上位に位置しています。

また、墓地の整備や、斎場業務を円滑に実施するために、斎場施設の改修など適切な維持管理に努めています。

[課題]

- 食に関する市民の関心が高まったことなどから、食品に関する正しい情報提供や啓発活動が求められています。
- 毒物劇物の適正販売と適正使用の確保のため、毒物劇物監視指導の徹底が必要です。
- 良好な生活環境の提供のため、害虫の予防や駆除などのほか、環境諸営業施設や水道施設等への適切な指導が必要です。
- 犬・猫の引取り数や、殺処分率が高いことから、犬・猫の引取り数の減少と、収容された犬・猫の返還・譲渡の増加を進めるため、動物愛護の普及啓発等の拠点となる施設の整備が求められています。
- 高齢化の進展による火葬件数の増加及び墓所需要の増加への対応が必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 食品衛生対策の推進

食中毒など食品による事故を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき各種営業施設等に対して監視指導などを強化するとともに、市民を対象に食中毒予防講習会を開催するなど、食品の安全に関する知識の普及啓発に努めます。

2 毒物・劇物衛生対策の推進

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物の盗難・紛失及び流出・漏洩事故の未然防止など、適正な販売及び管理等の体制を確保し、保健衛生上の危害を防止します。

3 環境衛生対策の推進

環境諸営業施設や水道施設等が、適正に営業・管理できるよう、指導等を行うほか、害虫駆除作業により、感染症の蔓延を防止します。

4 動物愛護の推進

動物愛護の普及啓発等の拠点となる動物愛護センターを県と共同で整備するほか、保健所が収容した犬・猫を一時保管する施設の整備を進めるとともに、リニューアルした動物愛護管理情報サイト等のツールを活用しながら、犬・猫の引取り数の減少と、収容された犬・猫の返還・譲渡数の増加に努めます。

図表／写真等

5 墓地、斎場の安定的な維持、運営

墓地環境の適正な維持管理及び墓所需要に応じた安定的な墓所の供給を行うとともに、平成26年10月に改正した新たな市民葬儀制度について積極的に周知します。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	
			（平成31年度）	（平成35年度）
食品衛生等違反指導率（%）	立入監視を行った施設のうち違反等指導を受けた施設の割合	1.2		
犬・猫の殺処分率（%）	引き取った犬・猫のうち、引き取り手がなく殺処分された犬・猫の割合	86.0		

施策名：(416) 消費者の権利保護と自立促進

[目的]

安全で安心な生活を送れる消費者の権利を保護し、自立を促進します。

[現状]

規制改革や情報化の進展、社会・経済のグローバル化などを背景に、新たな商品やサービスが生まれ、消費者の選択の範囲が拡大していますが、その反面、これらを利用した悪質業者の参入、商品、サービスの多様化などにより、トラブルが増大しています。

このような状況の中、本市では、消費者被害やトラブルを未然に防止するため、各種広報活動を通じ、被害に遭わないための知識の普及や、被害にあった場合の対処についての情報を提供し、消費者意識の高揚を図っているほか、関係団体とも連携し、出前講座等の消費者教育を実施することで、賢い消費者の育成に取り組んでいます。

また、消費生活センターでは、専門の資格を持った相談員が、適切な助言・情報提供等を行い、市民が自主交渉・自力解決できるよう支援しています。

しかしながら、社会環境の変化とともに、手口も多様化、複雑化しており、消費者を不安に追い込む悪質な事件は、いまだなおも多く発生しています。

[課題]

- 年々相談内容が複雑かつ多様化する中、専門知識に精通した消費生活相談員を確保・育成する必要があります。
- 多様化、複雑化していく悪質商法に対応し、消費生活の安全・安心を確保するため、関係機関と連携の下、各種情報を収集、提供し、消費生活に関する正しい知識の普及・啓発に努める必要があります。
- 消費者団体における会員の高齢化、固定化が進んでおり、地域における消費者リーダーの育成を図る必要があります。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 消費生活相談機能の充実

消費者トラブルを公正かつ円滑に解決するため、関係機関と連携を図るほか、消費生活センターの相談員の専門的知識を高めることにより、苦情や問い合わせに対し、的確なアドバイス、あっせん等を行い、問題解決の向上に取り組めます。

2 消費者の権利保護

地域や学校等において消費者行政の出前講座を実施するほか、一般消費者に向けて各種啓発イベントや講習会等を開催することで、消費者へ的確な情報を提供し、悪質商法被害の未然防止に取り組めます。

また、消費者の安全な消費活動の維持及び経済の発展のため、計量器の検査業務や適正計量に関する広報普及活動等を行い、適正な計量の確保に取り組めます。

3 消費者団体等への活動支援と運営の活性化

地域における消費者リーダーの育成を図るため、関係団体への活動支援を行うとともに、運営事務の指導等を通じて、団体運営の活性化に取り組めます。

また、消費者の立場から、省資源・省エネルギー意識の向上と環境汚染防止を図るため、廃食油収集ステーションを設置して、廃食油収集量の増加に取り組めます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			(平成31年度)	(平成35年度)
消費生活相談における解決割合 (%)	消費生活センターへの相談のうち、解決に導いた件数(他機関への誘導を含む)の割合	99.1		

施策名：(421) ごみの減量と再資源化の推進

[目的]

省資源・省エネルギーの観点から、ごみの減量と再資源化を推進します。

[現状]

本市では、持続可能な循環型社会の形成に向けて、市民との協働によるごみの減量と再資源化に取り組んでおり、家庭ごみについて、平成12年度からは、現在の収集体制への移行、16年度からの有料化等により、資源ごみの増加と可燃ごみの削減を図ってきました。

さらに、生ごみ処理機等の補助により、家庭ごみの発生抑制に努めるとともに、小型家電のリサイクルによるレアメタル等の有用金属の回収等により、再生利用の拡大に取り組んでいます。

また、事業系ごみの削減を推進するため、地球にやさしいオフィスや地球にやさしい店の登録に加えて、一定規模以上の事業者に対しては、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めて、事業系ごみの減量や再資源化を促しています。

図表／写真等

[課題]

- 持続可能な循環型社会の構築に向けて、3R（Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用）の更なる推進が必要です。特に、平成16年度開始した家庭ごみの有料化によるごみ減量効果を維持していく必要があります。
- ごみの発生抑制に関する普及啓発や、家庭ごみの有料化が導入されたことなどによるごみ減量や再資源化への意識の高まりや、人口減少などにより、今後、総排出量は減少基調となると考えられますが、更にごみを減らすためには、一人一人の削減への取組が必要です。
- 資源ごみの収集量は減少していますが、紙使用量の減少やペットボトルの軽量化、また、民間事業者による回収などが影響しており、資源ごみの収集量だけでリサイクルの状況を把握することは困難となっています。

[取組方針]

1 ごみの発生抑制の推進

市民、事業者、行政の役割分担の下で、それぞれが積極的な協働により、ごみの発生抑制に取り組み、適正な循環利用を推進します。

特に、事業所から発生する廃棄物については、ホームページ等による啓発、表彰制度や事業系一般廃棄物減量等計画書の提出などにより、減量・再資源化を推進します。

図表／写真等

2 ごみの減量・リサイクルの推進

家庭から分別して出された資源ごみを再資源化することにより、環境への負荷の低減と限りある資源の有効活用を推進します。

また、小型家電のリサイクルや焼却施設で発生する溶融スラグの公共工事等での利用促進などのリサイクルを進めるとともに、生ごみ処理機器の普及によるごみの発生抑制など、3Rを通じて、ごみの減量を推進します。

また、ごみ分別ガイドブックを作成・配布することにより、各家庭が正しいごみの分別方法を理解し、正しく分別してごみを出してもらうよう啓発を行うとともに、学校教育を通じ、更なるごみの減量・リサイクルの推進に向けて、ごみ処理事業に対する理解と正しい知識を伝えることに取り組みます。

また、リサイクルの推進状況を確認するために、大型小売店舗など民間事業者によるリサイクルの実態や方法の把握に努めていきます。

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	※平成26年4月1日現在の収集人口418,523人で試算	970		
再資源化に関する指標 (作成中)				

施策名：（４２２）廃棄物の適正処理

[目的]

廃棄物（し尿を含む。）を適正に処理することにより、市民の生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ります。また、循環型社会の形成に貢献します。

[現状]

一般廃棄物の排出を抑制するとともに、排出された一般廃棄物については、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、環境負荷の低減に努めています。また、ごみ処理施設の適切な維持管理に努めることや、ごみ収集運搬システムの効率化に取り組むことによって、循環型社会の形成に貢献しています。

し尿及び浄化槽汚泥については、公衆衛生の向上のために、迅速な収集と効率的な処理に取り組んでいます。

また、大規模災害時に発生が予想される災害廃棄物について、体制の整備や円滑で効率的な処理方法などの検討に取り組んでいます。

産業廃棄物についても、事業者や許可業者に対する指導や啓発活動により、排出抑制や再生利用の推進に努めています。

図表／写真等

[課題]

- 既存施設（中間施設、最終処分場）が稼働から長期間が経過しているため、今後の安定的な運用に向けた適切な維持管理や、ごみ排出量の動向等を踏まえ、広域的な処理を含む検討が必要です。
- 経済的で効率的な収集・運搬体制の構築のため、収集体制の見直し等による収集効率の向上や収集コストの削減、併せて、今後の高齢化社会の到来に向け、ごみを排出しやすい環境を整備することが必要です。
- し尿等については、下水道の整備・普及に伴い、今後の処理量が減少していく中で、より効率的な処理方法が必要です。
- 地震などの災害が発生した場合、がれき等の災害廃棄物が、損壊建物の解体時を含め、大量かつ長期にわたり発生することから、円滑な処理のための計画を策定することが必要です。
- 排出量の中で大きなウエイトを占める建設廃棄物の分別解体、リサイクルの徹底や多量排出事業者によるリサイクルの一層の取組が必要です。

[取組方針]

1 ごみの適正処理の推進

ごみの焼却施設や破砕施設について、長寿命化等の適切な維持管理を行い、長期安定的な処理を確保するとともに、周辺市町との協力体制も検討します。最終処分については、ごみの発生抑制や資源化の推進等による処分量の削減や、既存処分場の整備による安定的な埋立処分場の確保に取り組み、一般廃棄物の適正処理を推進します。

また、埋立処分していた溶融スラグについて、公共工事の埋め戻し材として利用を図ることにより、最終処分量を削減し、処分場の延命化に取り組みます。

図表／写真等

2 し尿の適正処理の推進

し尿等の効率的な処理方法として汚水処理施設共同整備事業を推進し、下水とし尿等の共同処理を実現することにより、安定的かつ効率的な処理に取り組みます。

3 災害廃棄物処理体制の推進

大規模災害時における、収集、分別、再生、処分の方法等について検討するとともに、処理期間の推計や命令系統の整備等を含めて、処理計画を策定します。また、策定後も必要な見直しを継続します。

4 産業廃棄物適正処理の促進

産業廃棄物の排出事業者に対しては、講習会の実施やホームページによる情報提供等を通じて、適正な分別や処分、発生抑制等について更なる啓発を行います。

また、定期的な立入検査を実施するほか、周辺住民からの通報等に対しては、速やかに立入検査や指導を行うなど、不適正処理の防止に努めます。

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			(平成31年度)	(平成35年度)
一般廃棄物の年間埋立処分量 (t)	一般廃棄物の年間埋立処分量	13,236		
産業廃棄物の不適正保管量 (t)	産業廃棄物の不適正保管量	12,372		

施策名：(423) 不法投棄の防止

[目的]

環境負荷の少ない循環型社会を目指し、市民団体や地域、関係機関と連携し、不法投棄のないまちを構築します。

[現状]

本市では、美しいまちづくりを目指して、市民団体や地域、関係機関等と連携することにより、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを推進しています。

また、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを促進することによって、その減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図り、環境負荷の少ない循環型社会の形成による、将来世代への健康で安全、快適な生活の確保に取り組んでいます。

[課題]

- ごみの適正な処理の周知や、監視パトロールの強化による早期発見・早期対応が必要です。
- 市民や事業者に向けた、不法投棄防止についての更なる意識の啓発が必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 協働・連携による不法投棄防止

不法投棄をなくすため、市民団体や地域との協働による取組を進めます。

山間部や海岸線など、ごみが広範囲にわたり、地域住民だけでは回収が困難な地域では、高松不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦と名付けた、地域住民と行政が連携した清掃活動を実施するほか、各種ボランティア団体などにも広くその参加を呼び掛け、各地で開催されるクリーン作戦を支援しながら、ごみの不法投棄撲滅及び意識啓発のための取組を進めます。また、地域住民の監視パトロールへの参加も呼び掛けを推進します。

2 環境意識の啓発

保育所や幼稚園、小・中学校等で、次世代を担う子ども達に対して、ごみの分別やごみ収集車の見学等、体験型の環境啓発学習を積極的に行い、不法投棄やポイ捨てのない、美しいまち高松を目指し、自分たちの地域は自分たちで守るという環境意識の啓発に取り組みます。

また、市民や事業者への不法投棄防止、廃棄物の適正処理に対する意識の啓発のために、講習会やホームページ、広報紙を通じて、周知や啓発、指導に努めます。

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
不法投棄通報、相談件数 (件)	不法投棄通報、相談件数	150		
不法投棄撲滅ふれあい クリーン作戦の参加者 数 (人)	地区一斉清掃及びボラン ティア清掃の参加者数	155,438		

施策名：(424) 地球温暖化対策の推進

[目的]

温室効果ガス排出量を抑制し、地球温暖化の防止に努めます。

[現状]

日本の年平均気温は、100年当たり1.14℃の割合で上昇しており、気候の変動が農林水産業、生態系、水資源、人の健康などに影響を与えることが予想されています。

また、本市の平成23年度の温室効果ガス排出量は、約289万t-CO₂で、火力発電の増加による化石燃料消費の増加等により、22年度と比べ約16%増加し、本市が基準年としている2年と比べ約7%増加しています。

このような中、本市では、降水量が少なく日射量が多いという地域特性を生かして、市域における太陽光発電設備等の普及を促進するとともに、空調等の電力エネルギーの節減や二酸化炭素の吸収源となる緑のカーテン事業など、低炭素社会に向けた取組を推進しています。

また、市有施設において、太陽光発電やバイオマス発電等再生可能エネルギーを率先導入するとともに、公用自動車の更新時に低公害車に更新するなど、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

写真挿入

[課題]

- 温室効果ガスの排出をより一層抑制するため、再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー化の推進が必要です。
- 地球温暖化による気候変動の影響が顕在化する中、今後も一層、市民や企業、各種団体が身近なことから地球温暖化対策に取り組むよう意識の啓発を図るとともに、行政、市民、企業、各種団体の積極的な行動とパートナーシップの下、持続可能な低炭素社会を構築することが必要です。

[取組方針]

1 再生可能エネルギーの利用促進

地球温暖化の要因となる温室効果ガス排出量削減のため、再生可能エネルギーの利用促進に取り組みます。

本市の日照条件に恵まれた地域特性を生かし、太陽エネルギーの利活用を推進するとともに、再生可能エネルギーとして活用できる可能性のある未利用エネルギーを有効活用するため、太陽光以外の再生可能エネルギーの利活用について検討し、その利用促進に向けて取り組みます。

2 低炭素社会に向けた行動の展開

持続可能な低炭素社会の構築に向けて、省エネルギーの推進を図るとともに、意識啓発や情報提供を通じて地球温暖化対策を積極的に推進します。

公用車に環境負荷のより少ない低公害車の導入を進めるほか、市の公共施設の省エネルギー化、廃棄物発生量の削減等を推進し、率先して温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。

市民等に対し、ホームページなど様々な媒体を活用して地球温暖化対策に関する情報提供を行うほか、緑のカーテンの普及、地球温暖化防止展の開催や環境学習の実施など、積極的な周知啓発等に取り組みます。

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
市有施設における再生可能エネルギー発電設備の電池容量 (KW)	市有施設における再生可能エネルギー発電設備の電池容量	3,068		
地球温暖化防止のための取組の実施率 (%)	家庭における地球温暖化防止のための取組の実施率 (アンケート結果)	32.6		

施策名：(425) 環境保全活動の推進

[目的]

環境への関心・理解を深めるとともに、環境美化意識を高め、快適で安全な生活環境と豊かな自然環境を守ります。

[現状]

本市では、海や山が近く、瀬戸内の豊かな自然と穏やかな気候の中、市民の住みよい環境を守るために、環境展や環境学習などによる啓発活動を始め、里山やため池などの身近な緑や自然を後世に伝えていくための、いざ里山・ため池守り隊市民活動支援事業、環境美化推進事業など、地域と協働して実施する事業の支援などを行っています。

また、市民の健康と生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動などについては、環境関連法令に基づく監視等により、市内の環境の状況を適切に把握するとともに、事業所に対する指導等を行っており、これらの結果についてはホームページや広報紙等により情報提供しています。

[課題]

- 環境展の開催や、環境活動団体等との協働による環境学習を毎年実施していますが、市民がより参加しやすく、環境に配慮した行動につながるような事業の開催が必要です。
- 里山やため池を保全し、良好な状態で後世に伝えていくために、行政と市民、事業所、各種団体との、より一層の協働が必要です。
- 海や山が近く、温暖で暮らしやすいという、本市の恵まれた自然環境の保全に努める必要があります。

写真の挿入

[取組方針]

1 環境保全意識の啓発

家庭や学校、事業所などにおいて、環境教育や環境学習が自発的に行われ、環境に配慮した行動の実践につながるような取組を進めていきます。

2 自然環境の保全・環境美化の推進

良好な自然環境を守り、次の世代に伝えるために、市民の生活や事業活動が環境と深く関わっていることを共有し、地域ぐるみで啓発活動を行う市民団体等の人材育成や、市民や事業者が参加しやすい環境美化活動の仕組みづくりに取り組みます。

3 環境汚染の防止

市民の健康や生活環境を守るため、大気、水質、騒音、振動などの環境状況を適切に把握し、事業所に対して監視及び指導を行うとともに、今後は、家庭からの生活排水を始め、市民、事業所の協力が得られるよう環境汚染防止のための啓発活動や苦情処理などを進めていきます。

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
環境学習参加者数 (人)	南部クリーンセンターの施設見学者数及び南部クリーンセンター、まなびCAN、環境保全推進課の行う環境学習事業の参加者数	5,612		

施策名：(431) 居住環境の整備

[目的]

安全・安心で暮らしやすい居住環境を整備します。

[現状]

住宅は、家庭を営み家族全体が共同生活を行い、コミュニティを形成する生活の基盤となるものです。そのため、良好な住宅を始め、多様なライフスタイルに対応でき、安全・安心で暮らしやすい居住環境の整備が求められます。

このようなことから、本市では、安全・安心で暮らしやすい居住環境の形成を目指し、開発許可、建築確認、現場検査等による宅地・建物の関係法令への適合のほか、新築時における住居表示の設定、国土調査法に基づく地籍調査を実施するなど、良好な生活基盤の整備を進めています。

また、低額所得者等に快適で安定した住居を提供するため、現在、約4,200戸の市営住宅を整備しています。しかしながら、そのうち約2割の住戸が耐用年数を経過しており、そのほかの住戸においても7割の住戸が耐用年数の半分を経過するなど、施設設備や機能面で老朽化が進んでいます。

また、近年、全国的に空家の増加が社会問題化しており、本市でも、平成26年度に実施した調査において、142,625戸のうち5,868戸の空家があり、住宅総数に占める割合は4.1%（全国平均5.2%）となっています。

図表／写真等

図表／写真等

[課題]

- 建築物について、常時適法な状態を維持するため、完了検査受検や定期報告等の適正な実施が求められます。
- 市営住宅について、長寿命化に向けた早期修繕や計画的・効率的な施設等の更新を図る必要があります。
- 高齢者や身体障がい者にも配慮した市営住宅を供給する必要があります。
- 空家等の管理不全な状態を改善することが、求められています。

[取組方針]

1 良好な居住環境の形成

安全・安心で暮らしやすい居住環境を形成するため、所有者等に建築物の完了検査受検や定期報告等の適正な実施を促し、宅地・建物を建築基準法等の関係法令に常時適合させるとともに、管理不全建物や違反建築物の所有者等には、適切な維持管理への周知、啓発、是正指導に取り組みます。

また、市内83町において、引き続き、新築時における住居表示の設定を行います。

2 良好な住宅の供給

住宅困窮者、高齢者、身体障がい者、子育て世帯等に対して、安心して暮らせる居住環境を供給するため、市営住宅について、中長期的な視野で長寿命化による更新コストの削減や事業量の平準化に留意しながら、早期修繕や計画的・効率的な施設等の更新に取り組みます。

3 空家対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法や、本市の条例等に基づき、空家の利活用や管理不全空家発生の未然防止に努めるとともに、管理不全となった空家に対する適切な対応等に取り組みます。

4 地籍調査の推進

牟礼・庵治・香川地区において、引き続き地籍調査を推進します。また、現地調査等の一部業務について、外部委託を行うなど、進捗率の向上を図ります。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	
			（平成31年度）	（平成35年度）
建築物等の完了検査済証交付率（％）	建築確認済証を交付した建築物等のうち、竣工後に完了検査済証を交付した割合	83.3		
老朽危険空家除去支援件数（件）	老朽危険空家除去支援制度利用により除去した空家数	0		

施策名：(432) 身近な道路環境の整備

[目的]

市民が、安全で安心して快適に利用できる身近な道路（橋りょうを含む）環境を整備します。

[現状]

身近な道路は、通勤や通学、買物等のための移動空間として利用する市民の生活を支える根幹的な施設です。そのため、全ての人々が常に安全で安心して移動でき、かつ、快適な道路環境を整えておくことが必要です。

このため、本市では、定期的に道路の点検や舗装等の修繕を行うほか、生活道路への通過車両の流入や車両の大型化に対応するため、毎年50路線程度の幅員4m未満の道路の拡幅整備や、2車線以上道路の新設整備等を推進しています。

また、本市が管理する橋りょうについては、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、急速に高齢化する橋りょうが増加することから、道路交通の安全性を確保するため、高松市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検や計画的な修繕を行っています。

図表／写真等

図表／写真等

[課題]

- 市民が安心して移動できる環境を整えるため、日常的な道路交通の安全性の確保が求められます。
- 安全で快適に移動できる道路や橋りょうを維持するため、優先順位に応じて計画的かつ効率的に修繕等を行うことが必要です。
- 生活交流拠点間での渋滞緩和のため、需要の高い路線を拡幅・新設整備すること等によるアクセスの向上が求められています。

[取組方針]

1 生活道路の適正な維持管理

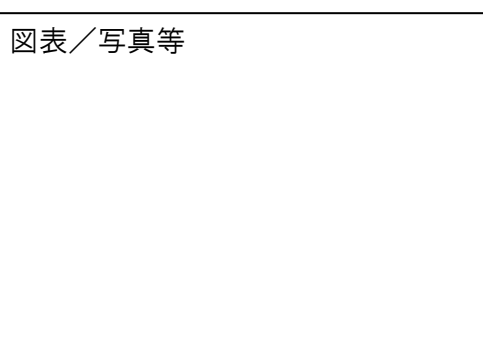
生活道路について、道路パトロール業務の充実を図り、路面の剥がれや陥没などの早期発見に努めるとともに、市民から通報があった場合には、早急な現場対応を行い、交通事故の未然防止に取り組みます。

また、橋りょうについて、道路交通の安全性を確保しつつ、維持管理コストの縮減と平準化を図るため、定期的に点検を行うとともに、高松市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕・改修を実施します。

2 生活道路の整備・充実

生活交流拠点間での渋滞を緩和し、アクセス向上を図るため、合併町との建設計画等に登載された特に需要の高い路線の2車線化等、道路の計画的な整備を行います。

また、幅員4m未満の生活道路において、地域住民の利便性の向上や安全で安心できる道路環境を創出するため、地域住民の協力の下、4m以上に拡幅整備を行います。



[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
市道改良延長 (km)	50m以上連続した幅員4m以上の区間を有する市道	1,489 ※H25実績値		

施策名：(433) 河川・港湾の整備

[目的]

安全・安心して暮らせる地域基盤である河川・港湾の整備を進めます。

[現状]

河川や漁港・港湾施設は、その治水・利水機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理と計画的な整備が求められます。特に漁港・港湾施設には、津波や高潮時において、防災や減災機能を有する施設としての観点からの整備も必要となっています。

このようなことから、本市では、治水や環境に配慮した河川の改良を行うとともに、河川や水路の機能の維持・向上のため、主に市街地や住宅近接区域において、老朽化した河川構造物や生活排水路の改修、堆積した土砂の浚渫等を実施し、生活排水等による水質悪化や通水不良となっている水路の改修を行っています。

また、本市が管理する12漁港や9港湾の施設及び海浜広場において、適時の清掃や修繕を始め、施設の維持・保全のほか、香川県と協力して、海上における地域の物流や人流の拠点として、港湾の整備を進めています。

このほか、南海トラフ地震等による地震・津波対策を推進するために県が策定した香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、香川県と連携して対策を推進しており、管理する漁港や港湾において、防護施設の整備を行っています。

図表／写真等

図表／写真等

[課題]

- 老朽化している治水施設について、機能を確保する対策が必要です。
- 更新時期を迎える漁港・港湾施設について、施設の延命化や更新費用の抑制を図ることが必要です。
- 巨大地震による津波や台風等による洪水・高潮被害を最小限に抑える対策が求められています。

[取組方針]

1 治水施設の適正な維持管理

治水施設の機能を確保するため、老朽化した護岸の改修及び水門・ポンプの更新を推進するほか、適時に堆積土砂の浚渫を実施します。また、生活環境の保全のため、生活排水等による水質悪化や通水不良となった排水路の改修や浚渫を実施します。

2 漁港・港湾施設の適正な維持管理

長寿命化計画に基づいた施設の管理を行うことにより、施設機能の低下を事前に防止し、維持更新費用の平準化、最小化を図るとともに、津波・高潮など災害に対するハード整備との整合を取りながら、漁港・港湾の施設機能と安全を確保するため、効率的かつ計画的な維持管理に取り組みます。

3 津波・高潮対策の推進

県の策定した香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、発生頻度の高い津波に対しては、可能な限り構造物で人命と財産を守る防災を目指した施設整備を推進し、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、粘り強い構造物により減災効果が発揮できる施設整備を推進します。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
治水施設の不具合による浸水発生件数（件）	浸水が発生した件数	0		
津波・高潮対策施設の整備率（％）	整備計画延長における整備済延長の比率	0		

施策名：(434) みどりの保全・創造

[目的]

人と環境にやさしい、みどり豊かなまちづくりを総合的・計画的に進めます。

[現状]

緑は、環境保全、レクリエーション、防災及び景観形成など、多様な機能を有し、人々の生活の中でかけがえのないものです。

本市では、平成13年度に高松市緑の基本計画を策定し、その後、17年度の近隣6町との合併や20年度の高松市都市計画マスタープランの策定など、本市を取り巻く状況の変化も踏まえる中で、22年度に同計画の改訂を行い、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進など、緑の創造に積極的に取り組んでいます。

同計画では、「みどりをまもり、つたえる まちづくり」「みどりをつくり、育てる まちづくり」「みどりの環境と共生する まちづくり」「みどりをみんなでふやし、育む まちづくり」の4つの方針を掲げ、緑の保全や公園・緑地の整備・維持管理、公園施設の長寿命化に取り組んでいます。

また、公園の芝生化の実施や屋上・壁面緑化による温暖化対策の推進、市民参加の促進による緑の普及・啓発も合わせて推進しています。

図表／写真等

図表／写真等

[課題]

- 緑を保全するため、既存施設緑地の適切な維持管理や長寿命化に向けた再整備が必要です。
- 緑を創造するため、身近な公園などを計画的に整備する必要があります。
- 緑を保全・創造するため、市民や事業者の積極的な参加が求められています。

[取組方針]

1 緑の創出

安全で安心な利用しやすい緑を保全するため、公園や緑地、街路樹等の除草・清掃・剪定など、緑の適切な維持管理を行うとともに、高松市都市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改築・更新等に取り組みます。

また、市民や事業者が取り組む屋上・壁面緑化に対する支援を行うとともに、公園・街路の緑化により、都市景観の向上や防音・防塵効果、都心部のヒートアイランド現象の緩和など、自然環境に配慮した緑の取組を推進します。

2 公園・緑地の整備

都市公園等を適正に配置するため、小学校区に公園がない地区及び公園が不足している地区において、子どもから高齢者までが気軽に憩い、ふれあえる地域の身近な公園の整備に取り組みます。

3 市民参加による緑の普及啓発

地域の公園や緑地の維持管理については、全市的に公園愛護会の結成を促進するほか、花いっぱい推進事業では、ボランティア団体への活動支援やボランティア花壇の設置を拡大するなど、市民との協働による緑の普及・啓発を推進します。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
市民1人当たり都市公園等の面積 (㎡/人)	市民1人当たりの都市公園等の面積	8.14		

施策名：(435) 水の安定供給

[目的]

持続可能な水環境を形成するとともに、安全で良質な水を安定的に供給します。

[現状]

市民生活や社会経済活動を支えるライフラインとして、安心して、いつでも、いつまでも使える水道システムの構築を目指し、各種施策に取り組んでいます。

また、渇水による給水への影響を最小限に止め、自己処理水源を確保するため、栴川ダム建設事業を香川県と実施しています。

浄水場においては、多様な自己処理水源に対応した浄水処理を行うため、老朽化した施設の更新や耐震化などの整備を、計画的に実施しています。

また、配水管については、耐震化を始め、老朽配水管の更新や、道路改良工事に合わせた配水管の新設など、計画的な整備を行っています。

また、水道水が蛇口に届くまでの安全性を確保するため、水源から蛇口までの統合的な水質管理を行っています。

さらに、持続可能な水環境の形成に関し、水を大切にする意識の醸成や節水型ライフスタイル・巧水スタイルの普及促進に取り組むなど、水を巧みに使い、水を大切にする高松の浸透に努めていますが、水循環の改善効果は限定的なものにとどまっています。

[課題]

- 地震などの災害発生時や、渇水時においても、断水などのリスクを軽減し、安定した給水を行う必要があります。
- 水道料金の減収が想定されることから、施設整備は、この限られた財源を重点的・効率的に活用して実施する必要があります。
- 常に安全で良質な水道水の供給を確実にを行うため、水道水質の管理水準の向上が求められています。
- 水を効果的かつ効率的に利用し、水の持つ多面的価値を最大限に引き出すことができるよう、持続可能な水環境の形成に関する市民及び事業者の理解を更に深めることが必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 安定給水の確保

自己処理水源の割合を高めるため、引き続き、桜川ダム建設事業を県とともに進めます。このような取水状況の変化に対応するため水道施設整備計画（平成23年度～平成42年度）に基づき、浄水場では、引き続き、老朽化した設備の更新や耐震化等に取り組みます。また、配水管の整備や耐震化にも計画的に取り組みます。

安全な水道水を将来にわたり安定的に供給するため、水道料金の減収が想定されている状況においても、業務の効率化や施設の最適化により、安定的な経営に努めます。

さらに、県内水道広域化については、県と市町で協力し、企業団の設立に向けて取り組みます。

2 安全で良質な水の供給

常に、安全で良質な水道水を確保するため、浄水場の運転・維持管理を適正に行うとともに、水質管理体制を定期的に見直し、水道水質の管理水準の向上に取り組みます。

図表／写真等

3 持続可能な水環境の形成

持続可能な水環境の形成に関する市民や事業者の理解促進を始め、高松市水環境基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に実施することにより、豊かな水環境を形成し、これを持続可能な形で将来の世代に引き継いでいけるよう取り組んでいきます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
自己処理水比率（％）	全配水量に対する自己処理水配水量の割合	43.7		
基幹管路の耐震化適合率（％）	基幹管路総延長に対する耐震・準耐震管延長の割合	37.5		
1人1日当たり水道平均使用水量（リットル）	給水人口1人1日当たりの水道平均使用水量	301		

施策名：(436) 汚水・雨水対策の充実

[目的]

自然環境を守り、災害に強いまちを目指し、汚水・雨水対策を充実させます。

[現状]

公共下水道については、現在の下水道事業計画区域をおおむね整備することを目指し、第3次高松市生活排水対策推進計画に基づき、汚水管路の整備を行っています。

一方、下水道事業計画区域外では、生活排水対策を進めるため、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

また、中心市街地においては、平成16年の台風23号などによる甚大な浸水被害を踏まえ、18年に中心市街地浸水対策計画を策定し、市街地の浸水被害を軽減するため、雨水を速やかに排水するバイパス幹線やポンプ場の整備を進めています。

また、これら下水の処理機能を維持するため、下水処理場やポンプ場については、適切な運転や維持管理、設備の改築工事を実施しています。

[課題]

- 合併処理浄化槽への転換促進など、生活排水対策の推進が求められています。
- 公共用水域の水質向上や下水道事業の健全な運営のため、下水道未接続世帯の解消に取り組む必要があります。
- 豪雨時における浸水被害を軽減するため、浸水対策に取り組む必要があります。
- 下水道施設について、ライフラインとしての機能を維持するため、その耐震化も含め、適切な維持管理及び計画的な老朽施設の更新に取り組む必要があります。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 汚水対策の推進

河川や沿岸海域の水辺環境や身近な水環境などの悪化を防ぐため、第4次高松市生活排水対策推進計画（仮称）に基づき、引き続き、生活排水対策に取り組みます。

公共下水道の整備については、人口減少などの環境の変化を踏まえ、多核連携型コンパクト・エコシティの推進の観点から取組に配慮し、新たな計画区域の拡大は行わず、合併処理浄化槽の設置促進などにより、効率的な汚水処理に取り組みます。

また、生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正に合併処理浄化槽の維持管理を行うよう周知・啓発に取り組みます。

併せて、公共下水道への接続促進に向けた働きかけを継続し、接続率向上に努めます。

2 浸水対策の推進

中心市街地浸水対策計画に基づき、引き続き、雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備を進め、浸水被害の軽減や解消に取り組みます。

図表／写真等

3 下水道施設の適切な維持及び計画的な更新

下水処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、改築等に要するコストの平準化に留意しながら、計画的な更新や耐震化等に取り組みます。

また、下水道管路についても、適切な維持管理に努めるとともに、更新する管渠の優先度を考慮し、延命化を含めた計画的な更新や耐震化等に取り組みます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
汚水処理人口普及率 (%)	総人口に対する生活排水処理施設整備人口の割合	84.9		
雨水対策整備率 (%)	下水道事業計画区域内において雨水による浸水対策が講じられた面積の割合	48.5		
下水道管路耐震化率 (%)	管路総延長に対する耐震化延長の割合	35.0		

施策名：(5 1 1) 多核連携型コンパクト・エコシティの推進

[目的]

人口減少、少子・超高齢社会においても、活力を失わず、市民がいきいきと暮らせる、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進します。

[現状]

人口減少、少子・超高齢社会の到来、国・地方を問わず厳しさを増す財政状況などの社会経済情勢を始め、平成16年5月の線引き廃止を柱とする都市計画の変更や17年度の近隣6町との合併による市域の拡大など、本市のまちづくりは大きく変化しています。

これらの変化に適切に対応し、魅力と活力ある新たなまちづくりを進めるため、都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、そして人と環境にやさしい公共交通を機軸とした環境共生都市 多核連携型コンパクト・エコシティを目指す、新たな高松市都市計画マスタープランを20年12月に策定し、23年12月に、郊外部への都市機能の拡散を抑制するため、土地利用規制を見直しました。

また、25年2月に、都市居住・集約拠点形成などのまちづくり施策の基本となる多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画を策定し、映像資料を作成するなど、周知啓発に取り組んでいます。

さらに、集約拠点の一つである仏生山地区において、新病院を核としたまちづくりを推進するため、新病院へのアクセス道路となる市道や仏生山駅からの利便性向上に資する西口駅前広場の整備に取り組むほか、公共施設なども整備することとしています。

[課題]

- 居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の適正な立地に向け、土地利用状況等を勘案した規制や誘導が必要です。
- コンパクトで持続可能なまちづくりのため、官民一体による集約拠点における都市機能の集積が必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 適正な土地利用の推進

計画的な市街地の形成を図るため、居住機能や福祉・医療・商業等の都市生活を支える機能や業務機能等の適正な配置に向けた、具体的で効果的な規制・誘導策の検討とその実施に取り組みます。

図表／写真等

2 集約拠点における都市機能集積

地域交流拠点となっている仏生山地区における新病院を核としたまちづくりを推進するほか、集約拠点への都市機能の誘導を図るなど、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組みます。

図表／写真等

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
用途地域内の人口比率（%）	本市の人口のうち、用途地域内の人口の割合	64.3		
コンパクト・エコシティ推進計画に掲げる施策の進捗状況（%）	計画策定時の施策数のうち、着手済及び実施済の施策数の割合	45.7		

施策名：(5 1 2) 景観の保全・形成・創出

[目的]

自然・都市・歴史・文化の調和した、だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる、美しいまちづくりの実現に向け、市民・事業者との協働による、良好な景観の保全・形成・創出を図ります。

[現状]

瀬戸内海に面する本市では、高松城が日本三大水城と呼ばれていた旧来から海辺と密接に関わった空間を形成しており、海上交通で栄えてきた時代から現在に至っても、海上から見える港と一体となったまちの姿は、本市を代表する景観です。

このような本市が持つ景観を保全・形成・創出するため、平成23年3月に高松市美しいまちづくり基本計画を24年3月に高松市景観計画を策定、24年7月に高松市景観条例を、制定しました。

これらを踏まえ、市全域を景観計画区域に、また、栗林公園周辺などを景観形成重点地区に指定し、景観形成に大きな影響を及ぼす一定規模を超える建築行為等について、事前に景観計画に基づく景観形成基準への適合審査を行い、地域の景観特性に配慮した景観形成に取り組んでいます。

また、26年4月に、屋外広告物条例を改正し、屋外広告物の規制・誘導内容を見直しを行うとともに、基準不適合となる既存不適格広告物の改修等に対し支援しています。

[課題]

- 地区の景観まちづくりの熟度に応じ、地域の住民や事業者とともに地区の特性に応じたきめ細やかな景観ルールをつくる必要があります。
- 既存不適格広告物や違反広告物の減少に向け、屋外広告物に関する規制・誘導の内容や改修等補助制度の更なる周知啓発や違反者に対する対応など、取組強化が必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 美しいまちづくりの推進

景観計画に定める景観形成重点地区を追加指定するなど、魅力ある都市空間の形成に取り組めます。

図表／写真等

2 屋外広告物の適正化促進

既存不適格広告物や違反広告物の早期の適正化を促進するなど、一体的で良好な景観の形成に取り組めます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
屋外広告物の適正化率（%）	既存不適格広告物の件数のうち、改修等された件数の割合	0		

施策名：(521) 公共交通の利便性の向上

[目的]

市民の活動を支える多様な移動手段を確保するとともに、公共交通の利便性の向上を図ります。

[現状]

自動車に依存しないライフスタイルを実現するため、公共交通と自転車を活用したまちづくりが展開できるよう、市民を始め交通事業者など関係者の理解と協力の下、将来を見据えた本市にふさわしい交通体系の構築を目的として、平成22年11月に高松市総合都市交通計画を策定するとともに、25年9月に制定した高松市公共交通利用促進条例の理念を踏まえた種々の施策の推進に取り組んでいます。

また、多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向け、鉄道を基軸とする公共交通ネットワークの再構築に取り組んでいます。

また、鉄道駅のバリアフリー化や低床バス車両の導入、生活バス路線の維持充実、離島航路への運航などを支援するとともに、カーフリーデー高松を開催するなど公共交通の利用が定着するよう広報・啓発活動にも取り組んでいます。

[課題]

- コンパクト・エコシティを目指す都市として、環境負荷の大きい自動車交通から脱却するとともに、既存の公共交通基盤を活用し、交通事業者等と連携しながら、効率的で持続可能な公共交通サービス体系の構築が必要です。
- 多様な交通手段が有機的に連携した、快適で人にやさしい都市交通の形成・公共交通サービスの充実が必要です。

図表／写真等

図表／写真等

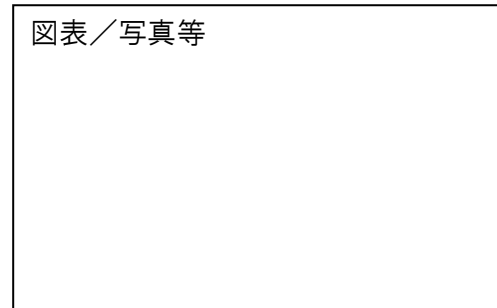
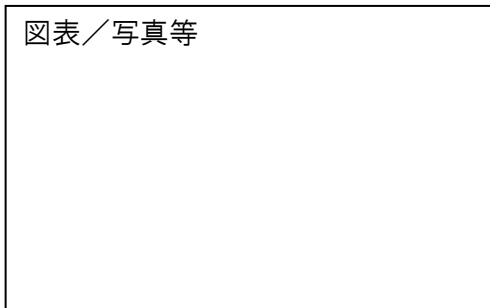
[取組方針]

1 目指す都市構造と整合した都市交通システムの構築

コンパクトで魅力的なまちづくりの実現に寄与し、持続可能な公共交通ネットワーク・サービスを形成するため、市内全域を対象とした公共交通体系の再編に取り組みます。

2 人と環境にやさしい、持続可能な公共交通サービスの導入

地域の実情に即した、高齢者や子ども等の交通弱者に対する移動手段の確保など、国・県及び交通事業者等と協力し、ハード・ソフトの両面から公共交通の利便性の向上に取り組みます。



[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
公共交通機関利用率 (%)	本市の人口のうち、公共交通機関利用者数 ^{※1} の割合	13.7		

※1 公共交通機関利用者数とは、電車及びバスの1日当たりの利用者数である。

施策名：(522) 自転車の利用環境の向上

[目的]

地球環境にやさしく機動性に優れた自転車を、人々が安全で快適に利用できる環境を向上させます。

[現状]

環境にやさしく機動性に優れた自転車を、自動車に替わる都市内交通の重要な手段として明確に位置付けるとともに、関係機関が行う自転車利用に係る各種施策・事業をより実効性のあるものとするため、平成20年11月に高松地区における自転車を利用した都市づくり計画を策定し、各種施策に取り組んでいます。

また、高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針に基づき、自転車利用者が安心して走行できる自転車道や自転車走行指導帯などの整備を進めるとともに、放置自転車の削減に向け、放置自転車への対応強化などに取り組んでいます。

さらに、環境にやさしい交通手段である自転車及び公共交通を重視した取組として、市民や観光客が自転車を利用して高松のまちや主要観光地を巡ることができるよう高松市ちやりんこマップを発行することなどにより、自転車の利用を促進しています。

[課題]

- 歩行者や自転車が安全で快適に通行できる環境整備が必要です。
- 自動車のない生活の快適さに気付き、自転車が持つ環境・健康・楽しさなどの魅力を実感できるよう、自転車の利用意識の高揚が重要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 快適な自転車利用のための環境整備

歩行者や自転車が安全で快適に通行できるよう、自転車道や自転車走行指導帯等の整備を進めるとともに、路外駐輪場の整備や放置自転車への対応強化を進めるなど、自転車利用環境を整備します。

図表／写真等

2 自転車利用の更なる促進

自転車利用に関する広報・啓発などを行うとともに、公共交通との連携による自転車利用や観光客の利用にも配慮したレンタサイクルの利便性の向上などにより、自転車利用の更なる促進に努めます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
自転車道等整備済延長 (累積) (km)	自転車ネットワーク整備方針に位置付けられた路線の整備延長	4.2		
レンタサイクル利用者数 (人)	年間のレンタサイクルを利用した延べ人数	306,580		

施策名：（５３１）拠点性を高める交通網の整備と利用促進

[目的]

環瀬戸内海圏の中核都市としての機能を発揮できる陸海空の交通網の整備と利用を促進します。

[現状]

高松空港振興期成会が実施する高松空港拠点性強化特別事業や、国が施行する高松空港整備事業に対し、県と連携して支援することで、高松空港の更なる利用促進や利便性の向上に取り組んでいます。

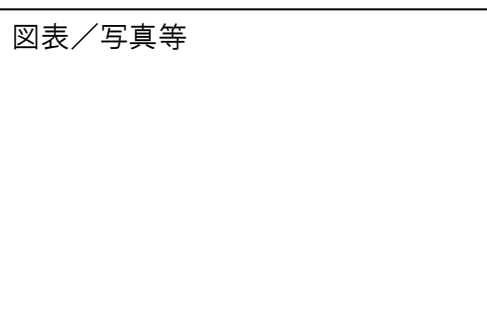
また、海上交通の要衝としての重要な位置を占め、人々の交流や物流の拠点である重要港湾高松港において、県の行う整備事業に対し費用の一部を負担することにより、総合港湾としての機能を高める対策に取り組んでいます。

また、四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会の提言等を受け、四国鉄道活性化促進期成会において、四国の鉄道の高速化等について議論されていることを踏まえ、本市が参画している香川県ＪＲ四国線複線電化・新幹線導入期成同盟会等において協議を進めています。

[課題]

- 高松空港に就航している路線の更なる利用、及び国内線・国際線の新規就航を促進することが重要です。
- 高松港において、船舶の大型化や貨物のコンテナ化への対応や大規模地震に備えた岸壁の耐震化など、物流の効率化と機能強化が必要です。
- 四国における鉄道の高速化等について、課題等の整理や解決に向けた取組が必要です。

図表／写真等



[取組方針]

1 高松空港の利用促進

高松空港の更なる利用促進や利便性の向上を図るため、県を始め関係市町とともに高松空港振興期成会を支援し、積極的な PR 活動など、様々な利用促進事業や航空ネットワークの拡充などに取り組みます。

図表／写真等

2 高松港などの交通・物流拠点性向上

高松港において、県が整備した高松港コンテナターミナルの維持管理等に係る経費を負担し、物流拠点港としての機能強化を図るとともに、防災機能強化港としての機能を確保するため、岸壁の耐震化や津波防護施設の整備を県と連携して取り組みます。

3 広域鉄道ネットワークの整備促進

四国の鉄道的高速化等に向けた香川県 J R 四国線複線電化・新幹線導入期成同盟会などとの協議を行います。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			(平成 3 1 年度)	(平成 3 5 年度)
高松空港の利用者数 (万人)	高松空港を離発着する定期航空路線の年間利用者数	1 7 3		
高松港に入港した外国貿易船の年間延べ純トン数(千トン)	特別とん税の課税基準となる、外国貿易船の準トン数	9 2 9		
市内 J R 駅の乗降客数(万人)	高松市内にある J R 駅での年間乗降客数	6 9 4		

施策名：（５３２）拠点性を高める道路ネットワークの整備

[目的]

中枢拠点都市としての道路ネットワークを強化し、安心安全な市民生活と機能的な都市活動を確保します。

[現状]

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、歩行者、自転車、自動車等の円滑な交通の場を提供することにより、都市交通ネットワークの中で最も中心的な役割を果たすとともに、上下水道、電気、ガス等の公共公益施設を収容し、震災、火災時において消防活動の場、避難路となることに加え、日照、通風、レクリエーションのための公共空間を提供するなど、多目的な効用を発揮する基幹的な都市施設です。

本市の都市計画道路は、昭和３年に当初決定を行って以降、２１年に変更、戦災復興土地区画整理事業とともに街路事業に着手し、その後、都市規模の拡大に対応した道路体系を確立するため、４４年に全面的な見直しを行い、現在の都市の骨格となる幹線道路網が計画されました。

その後も、平成２年の四国横断自動車道（三木高松線）や３年の香川インテリジェントパーク周辺における路線の追加等を行うとともに、１７年には、整備の必要性が低くなった路線を廃止、縮小するなど、必要な見直しを行いながら、都市交通の円滑化に向け、道路ネットワークの強化を推進しています。

また、本市が目指す多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向け、集約拠点間を結ぶ道路ネットワークの機能強化が求められています。

図表／写真等

図表／写真等

[課題]

- 環瀬戸内圏での中枢拠点性を高めるため、中心市街地等への円滑なアクセスを可能とするよう、インターチェンジを始め、駅や港、空港等をつなぐ道路の強化が必要です。
- 多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向け、必要な道路網の見直しも行いながら、集約拠点間を結ぶ道路ネットワークの強化に資する路線を整備する必要があります。

[取組方針]

1 中枢拠点性を高める道路ネットワークの強化

都市間移動が円滑な拠点性の高い都市の形成に向け、国や香川県とも連携しながら、高速道路や空港などから中心市街地等へのアクセスを高める道路ネットワークの強化に取り組みます。

2 集約拠点間のアクセスを向上させる道路ネットワークの強化

コンパクトな都市構造への転換に向けて、中心市街地地区を中心とした集約拠点間のアクセスを向上させるため、都市計画道路等の整備により、道路ネットワークの強化に取り組みます。

図表／写真等

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
都市計画道路整備率 (%)	都市計画道路の計画延長ベースでの整備進捗率	88.8		

施策名：(533) 中心市街地の活性化

[目的]

環瀬戸内海圏の中核都市の役割を維持・発展させるため、中心市街地の活性化を図ります。

[現状]

本市は、サンポート高松や中央通りを軸に集積する行政機関を始め、四国を統括する大手企業の支店や事務所等の業務機能と、全国有数の規模を誇る中央商店街の商業機能を骨格とした経済活動が展開され、環瀬戸内海周辺に広がる圏域の中核都市として、確固たる地位を築いてきました。

本市において、この地位を維持・発展させるまちづくりを進めるため、平成19年5月に第1期高松市中心市街地活性化基本計画を策定し、同計画に基づき各種施策に取り組み、丸亀町商店街やその周辺の通行量が増加するなど、一定のにぎわい効果が見られました。

引き続き、にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指して、25年6月に第2期高松市中心市街地活性化基本計画を策定し、同計画に基づき各種施策に取り組んでいます。

この主な取組として、丸亀町商店街の再開発では、再開発ビルがオープンし、まちなかでの居住が促進されるなど、生活環境が図られました。

また、サンポート高松と中央商店街を連携し、回遊性を向上させる、歩行者ネットワーク等整備に取り組みました。

また、中央通りに面したオフィスビルでは、快適な歩行者空間を創出したビル所有者に対し支援を行い、業務機能の集積と都市環境の整備の促進に取り組んでいます。

[課題]

- 市民や来街者等を中心市街地に呼び込み、滞在時間を延ばしてもらうために、休憩環境 娯楽施設などの商業空間における機能強化に取り組むことが重要です。
- 中心市街地の魅力情報を包括的に発信する仕掛けづくりなど、市民や来街者等が中心市街地の魅力を認識し、関心を持つ機会の創出が求められています。
- 現状では、中心市街地の人口を維持していますが、少子・超高齢社会の到来等を踏まえると、更に居住の魅力を上昇させる環境づくりが必要です。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 中心市街地の来街魅力の強化

これまで整備されてきた商業施設の機能を生かしながら、不足している休憩環境娯楽施設等の充実を図り、これらの商業空間におけるそれらの魅力強化と既存の商業施設との連携に取り組みます。

2 タイムリーな情報発信による回遊促進

歩行者通行量の減少は、にぎわいの低下につながることから、これまで構築されてきた商業施設の機能を生かし、市民や来街者等に対し、魅力的な空間や関心を持つことができる情報発信を行い、まちの回遊促進に取り組みます。

図表／写真等

3 豊かな居住環境の充実

中心市街地に住む人が増えるよう、民間マンション開発や、まちなかで生活するために必要な施設整備を促進し、居住の魅力を向上していくことで魅力的なまちなか居住環境づくりに取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
中央商店街の空き店舗率 (%)	中央商店街における店舗のうち、空き店舗が占める割合	17.2		
中央商店街の歩行者通行量 (人)	中央商店街の歩行者通行量 (休日、15地点)	118,731		
中心市街地の居住人口の割合 (%)	本市の人口のうち、中心市街地活性化エリア内の人口の割合	4.8		

施策名：(611) 地域コミュニティの自立・活性化

[目的]

地域の個性及び自立性を尊重した、地域のまちづくりを担う地域コミュニティの自立と活性化を促進します。

[現状]

地方分権の進展に伴い、都市内分権への取組の必要性が高まる中、身近な課題は地域の人たちが自らの問題としてとらえ、解決に向けて積極的に取り組む“地域みずからのまちづくり”が求められています。

本市では、おおむね小学校区単位で、連合自治会を始め、地域の各種団体、企業及び市民活動団体等の多様な主体が連携し、地域コミュニティ組織の構築が進んでおり、高松市自治基本条例の条文に地域コミュニティ協議会について規定するなど、地域コミュニティを軸としたまちづくりを進めています。

これまで、地域コミュニティ組織の強化やコミュニティ活動の支援のため、事務局体制の強化に対する支援や地域まちづくり交付金の交付、活動の拠点となるコミュニティセンターの整備等、地域コミュニティ協議会の自立と活性化に向け取り組んできました。

その結果、地域が主体的にまちづくりを行う環境が徐々に一定、整いつつありますが、一方で、都市化や核家族化等の進展等に伴い、自治会への加入率は、年々低下しており、また、コミュニティ活動におけるリーダーの高齢化、固定化などの課題を抱えています。

[課題]

- 更なる「コミュニティの再生」に向けては、これまでのコミュニティ施策を検証し、今後の十年を見据えた対応や支援策を検討する必要があります。
- 自治会の加入率が低下している中、コミュニティ意識の醸成や地域のまちづくり活動の支援を通じ、地域におけるコミュニティ機能を再生させる必要があります。
- コミュニティ活動を推進する人材が高齢化、固定化しており、リーダーとなる人材を育成する必要があります。
- 老朽化、狭あい化しているコミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターの計画的な整備が必要です。

図表／写真等

[取組方針]

1 コミュニティ組織の強化・充実

新しい公共の担い手として、地域コミュニティ協議会が地域社会の中心的な役割を果たし、地域のまちづくりが活性化するように、組織体制の強化・充実に対する支援に取り組みます。

2 コミュニティ活動の支援

地域を支えるリーダーとなる人材の育成や地域コミュニティ協議会の事業への財政支援等を行い、地域コミュニティの自立と活性化に取り組みます。

また、幅広い世代の地域住民が、積極的にまちづくり活動に参加し、気軽に地域貢献できるような環境づくりに努めます。

図表／写真等

3 コミュニティ活動拠点の整備・充実

地域住民による自主的、主体的なコミュニティ活動の推進を図るため、コミュニティセンター等の活動拠点の整備に計画的に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			(平成31年度)	(平成35年度)
自治会加入率(%)	世帯のうち自治会加入世帯の割合	62.4		
コミュニティプランの見直し率(%)	コミュニティプランを見直したコミュニティの割合	54.5		

施策名：(612) 参画・協働の推進

[目的]

多様なパートナーシップの下、参画・協働によるまちづくりを推進します。

[現状]

地方分権の進展や社会状況の変化などに伴い、行政に対するニーズが複雑・多様化しており、これまでのように、行政だけでまちづくりの方針などを決めるのではなく、市民や地域コミュニティ協議会、市民活動団体等、多様な主体が地域社会を支える新しい仕組みづくりが必要となっています。

本市では、平成22年2月に、自治の基本理念や自治運営の基本原則など、市民主体のまちづくりの基本的なルールを定めた高松市自治基本条例を制定し、23年に市民主体のまちづくりの実現に向け、協働の在り方や、地域コミュニティ協議会、市民活動団体の目指すべき方向性を示す高松市自治と協働の基本指針を策定しました。

これまで、協働を積極的に推進するため、人材養成研修を行うほか、市民活動団体の中間支援組織として市民活動センターを設置し、相談事業や各種講座、交流事業を充実させるなど、市民や地域コミュニティ協議会、市民活動団体等、様々な団体との連携を推進しています。

また、市民が市民活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、市民の意見等が市政に適切に反映される仕組みを構築してきました。

[課題]

- 市民活動団体の活動を支援するため、市民活動に役立つ情報の収集・発信の強化や各種講座を充実させるなど、中間支援組織である市民活動センターの機能強化を図る必要があります。
- 自治運営の基本事項として掲げる市民との情報の共有を進めるため、市政に関する情報を積極的に分かりやすく、適時適切に市民に提供するとともに、参加と協働による市政運営が行えるような市民と情報共有するための仕組み作りが必要です。
- 市政への市民参画や協働を積極的に進めるため、効果的な広報活動や各種講座等を通じ、市民全体のボランティア意識の向上を図るとともに、協働の担い手を育成する必要があります。

[取組方針]

1 市民活動センター機能の拡充

市民活動センターが、市民活動団体の活動を支援する中間支援組織として、また、協働によるまちづくり推進に資する拠点となるよう、機能の拡充に取り組みます。

2 協働事業の充実

市民主体のまちづくりを基本理念に、多様な主体が地域社会を支える新しい仕組みをつくるため、啓発や講座等、各種事業を充実させ、協働意識の醸成、協働事業の充実に取り組むとともに、市職員を含め、コーディネーターやプロデューサーとなる協働の担い手の育成に取り組みます。

3 広聴・広報機能の充実

市民が必要とする情報を分かりやすく効果的に提供するため、広報紙を始め、様々な媒体を活用して、広報機能の充実に取り組むほか、幅広い世代の市民の意見等が市政に適切に反映され、主体的に市政に参加できる環境づくりに取り組みます。

4 適切な個人情報の取扱いと情報公開の推進

市民の市政に対する理解と信頼を高めるため、関係条例に基づき、自治基本条例に規定する個人情報の保護と情報公開の徹底に取り組みます。

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	
			（平成31年度）	（平成35年度）
協働事業数（件）	市民活動団体等との協働事業数	128		
市政出前ふれあいトーク延べ参加者数（人）	市政出前ふれあいトークの延べ参加者数（人）	20,724		

施策名：(613) 離島の振興

[目的]

女木島、男木島及び大島、それぞれの島の特性を生かした交流・定住人口の拡大に向けた取組を推進します。

[現状]

本市の有人島である女木島、男木島、大島は、高松港沖約10km以内に位置しており、本土との関連が深く、かつ高次の日常生活圏を形成しています。

しかしながら、各島の人口は、次第に減少するとともに、高齢化が急速に進展しており、それに伴う地域活動の停滞が起こるなど、様々な問題が生じています。

一方、瀬戸内国際芸術祭を契機に、各島への交流人口が増加するとともに、それぞれの島への関心も高まっており、交流・定住の場として、注目を集めているところです。

このことから、本市では、人口の著しい減少を防止し、活力ある島として存続させるため、生活環境の整備を進めるとともに、ホームページなどを活用し、交流・定住人口の拡大につながる、島の魅力や情報を発信する取組を進めています。

また、離島航路については、関係機関と協議をしながら、持続可能な航路の在り方についての検討を進めており、各島への航路の維持・確保など、生活圏域としての機能の充実に取り組んでいます。

[課題]

- 島の過疎化や高齢化に対応し、活力ある島として存続させるため、島外にも人材を求めるなど、交流・定住人口の拡大を図ることが必要です。
- 島民の生活の足である離島航路を充実するなど、生活圏域としての機能を存続させるため、交通の利便性を確保することが求められています。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 交流・定住人口の拡大

瀬戸内国際芸術祭を通じて生まれた観光客等の増加を継続しつつ、更なる交流・定住の促進を図るため、周辺の島々との連携や多様な主体との協働により、男木交流館など島の魅力を生かした特色ある島づくりを推進します。

また、今後も、活力ある島として存続するため、生活環境の整備に取り組むとともに、離島の振興に関わる人材を島内外に求めることにより、交流・定住人口の拡大を図ります。

図表／写真等

2 航路の確保及び利便性向上

離島航路については、民間航路事業者や関係機関と協議しながら、持続可能な航路の在り方を検討するなど、各島の生活圏域としての機能を維持するため、航路の確保と利便性の向上に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
各島への年間来島者数 (人/年)	女木・男木・大島への来島者数	189,667		
イベント参加者数 (人)	講演会、学習交流、アーティスト・イン・レジデンスの参加者数	2,573 (暫定値)		

施策名：(621) 連携の推進

[目的]

地域課題の解決に向け、多様な主体との連携を推進します。

[現状]

我が国の総人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位推計）によると、2048年（平成60年）には1億を下回るとともに、2060年（平成70年）には高齢化率も約40%へと大幅に上昇すると見込まれています。

また、今後、日本全体で人口減少が加速するとともに、社会移動により大都市に人口が集中すると、地方では人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われ、地方自治体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念されています。

このため、本市では、住民が安心して定住できる環境づくりを推進するため、近隣のさぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町及び綾川町と広域自治体連携による圏域を形成し、創造性豊かな中核・生活交流圏域を目指して、生活機能の強化等に視点に置いた施策・事業に取り組んでいます。

また、地域課題の解決に向けて、香川県と本市間でトップ会談や政策連携会議の開催のほか、地元大学等と包括協定を締結し、調査研究・共同研究の実施、さらに、産業振興による地域活性化等を図るため、本市の指定金融機関と連携協力に関する協定を締結するなど、他団体との連携を推進しています。

[課題]

- 圏域からの人口流出を抑制するため、広域自治体連携の一層の充実・強化が求められています。
- 地域課題の解決のためには、香川県と連携して課題に取り組む必要があります。
- 地域経済を活性化させるためには、地元企業や大学等と一体となって取り組む必要があります。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 連携中枢都市圏における連携事業の充実

圏域からの人口流出の抑制を図るため、近隣自治体と連携し、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を始め、経済成長や高次の都市機能の集積・強化に資する事業の充実に取り組みます。

2 県との連携強化

地域課題の解決を目指すため、香川県と本市において積極的な意見・情報交換により、連携強化を図るとともに、連携事業の創出等に取り組みます。

3 多様な主体との連携強化

地域経済を活性化させるため、圏域内の企業、大学、金融機関等、多様な主体との連携強化に取り組みます。

図表／写真等

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
連携中枢都市圏での生活関連機能サービス等連携事業数（事業）	圏域における生活関連機能サービスの向上に関する連携事業数	45		
大学等との連携・協力事業数（事業）	庁内照会により把握した大学等と高松市の連携・協力事業数	73		

施策名：(631) 職員力の向上

[目的]

市民から信頼される職員を目指し、職員の意識改革と資質の向上を図ります。

[現状]

本市では、高松市職員人財育成ビジョンに基づき、毎年度、職員研修計画を策定し、計画的に研修を実施しています。

また、業績評価を盛り込んだ人事評価制度を導入するとともに、筆記試験を取り入れた昇任試験制度を拡充し、能力及び業績に基づく人事管理や、職員の意識改革と資質向上、さらには、組織の活性化と市民サービスの向上を目指してきました。

加えて、近年の相次ぐ不祥事を受け、不祥事撲滅推進プログラムの作成と実践、職場ごとのリスクマネジメント会議の開催義務付け、及び高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例の制定のほか、所属長マニュアルを作成・周知するなど、不祥事の撲滅に取り組んできました。

しかし、その後も、不祥事が発生するなど、これまでに講じてきた対策が十分に機能していなかったと言わざるを得ない状況となっています。

このようなことから、市民の本市に対する信頼回復に向け、職員のコンプライアンス意識を向上させることはもとより、職員のモチベーション向上を図るため、コンプライアンス推進施策を策定し、各施策を着実に実施しています。

[課題]

- 職務に対する職員のモチベーションの向上が必要です。
- 職員のコンプライアンスに対する意識の向上が必要です。
- 職員一人一人が、公務員としての自覚を持つ必要があります。

図表／写真等

図表／写真等

[取組方針]

1 人材の育成とコンプライアンスの推進

これまでに引き続き、高松市職員人財育成ビジョンに基づき、計画的に研修を実施し、進行管理を行う中で、職員力の向上を図ります。

また、コンプライアンス推進施策に基づき、各施策を着実に実施するとともに、新たな施策を策定し、引き続き、職員の意識改革に主眼を置き、市民に信頼される職員を育成します。

2 人事制度の整備

能力及び業績に基づく人事管理を実現することで、職員の意識改革と資質向上を図り、組織の活性化と市民サービスの向上を目指すため、現行の勤務評定制度を見直し、業績評価を盛り込んだ新たな人事評価制度を導入するとともに、現行の選考型の昇任制度を見直し、新たな昇任試験制度を実施します。

3 組織・人事管理の適正化

業務に必要な職員数を確保しつつ、義務的経費である人件費を継続的に抑制するため、職員数の適正化に努めるとともに、職員の意識改革と資質向上を図り、組織の活性化と市民サービスの向上を目指します。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値 (平成31年度)	目標値 (平成35年度)
昇任試験受験率（％）	昇任試験受験資格があるものが試験を受験した割合	19.3		
業務に関するコンプライアンスを理解している職員の割合（％）	コンプライアンスに関する職員意識調査の設問の回答	22.9		
職員数の適正化計画の達成率（％）	H28.4.1 の職員数を目標値とし、その達成率を成果指標とする。 (職員数が目標を下回れば100％超えとする。)	99.3		

施策名：(632) 効率的で効果的な行財政運営の推進

[目的]

多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応できる、効率的で効果的な行財政運営を推進します。

[現状]

本市では、社会の変革に即応した行財政運営を図るため、行財政改革計画に基づき、職員数の適正化や事務事業の改善など、市政全般にわたって行財政の改革に取り組んできました。

しかし、人口減少、少子・超高齢社会が現実のものとなる中で、本市が、住民に最も身近な基礎自治体として、今後も適切な公共サービスを提供し続けるとともに、将来を見据えた、中・長期的な視点や、市民の立場に立った、より質の高いサービスを提供するためには、これまで以上に、効率的な行政運営を行う必要があります。

また、人口減少に伴う税収減など、財源確保も厳しくなることが予測されることから、健全財政を維持するためには、これまで以上に慎重な財政運営が求められています。

また、社会保障・税番号制度の導入により、市民の利便性向上や行政の効率化を図るなど、今後もICT技術の利活用を推進し、多様化する市民ニーズに効率的に対応する必要があります。

さらに、これまでに大量に整備された、庁舎、小・中学校、福祉関係施設などの多くの公用・公共施設と、道路、橋梁、上下水道、港湾などのインフラ施設が、今後、一斉に老朽化の時期を迎えるため、その更新や維持管理・長寿命化に係る財政負担の軽減化と、経費の年度ごとの平準化は、特に対応が急がれる重要課題です。

[課題]

- 厳しい財政状況の中、事業の選択と集中や平準化を進めるとともに、財源を確保する必要があります。
- 公共・公用施設については、ファシリティマネジメントの観点から、保有総量の適正化や配置の見直し等を進めるとともに、インフラ施設を含めた総合的なマネジメントにより、更新や長寿命化を計画的に実施し、これらの財政負担の軽減化・平準化を図る必要があります。
- 社会保障・税番号制度の運用に向けた環境整備を行うとともに、円滑な制度の推進を図るなど、市民の利便性や行政効率を高める必要があります。

[取組方針]

1 効率的な行政運営の推進

行財政改革計画を継続策定し、行政評価システムにおいて進行管理を行う中で、行財政改革の推進に取り組みます。

また、市民ニーズに的確に対応した行政サービスの提供に取り組みます。

また、今後の財政状況を踏まえ、施設保有総量の最適化や複合化、配置の見直し等を推進し、施設の効率的運用に取り組みます。

2 健全な財政運営の推進

市税の収納対策や受益者負担の適正化など、自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効率的に配分することにより、後年度に過大な債務負担を残さない財政運営に取り組みます。

3 電子行政の推進

社会保障・税番号制度の運用に向けた環境整備を行うほか、ICTに関する技術動向等について、市の各分野へ積極的な導入を調査研究するなど、業務の簡素・効率化及び行政窓口における市民の利便性向上に取り組みます。

図表／写真等

[成果指標]

指標名（単位）	指標の説明	現状値	目標値	目標値
			（平成31年度）	（平成35年度）
行財政改革計画の目標達成度（％）	実績報告に係る達成度について、「達成」及び「おおむね達成」の事業の割合	70.8		
経常収支比率（％）	経常的な収入を毎年度必要となる経常的・義務的な経費に使っている割合	87.3		
実質公債費比率（％）	経常的な収入を実質的な借入金支払（公債費や公営企業繰出金など）に充てている割合	9.2		

総合計画の推進

- ・ マネジメントサイクルによる進行管理
- ・ 施策の成果指標と目標値
＜施策成果指標一覧表＞

1 総合計画の推進

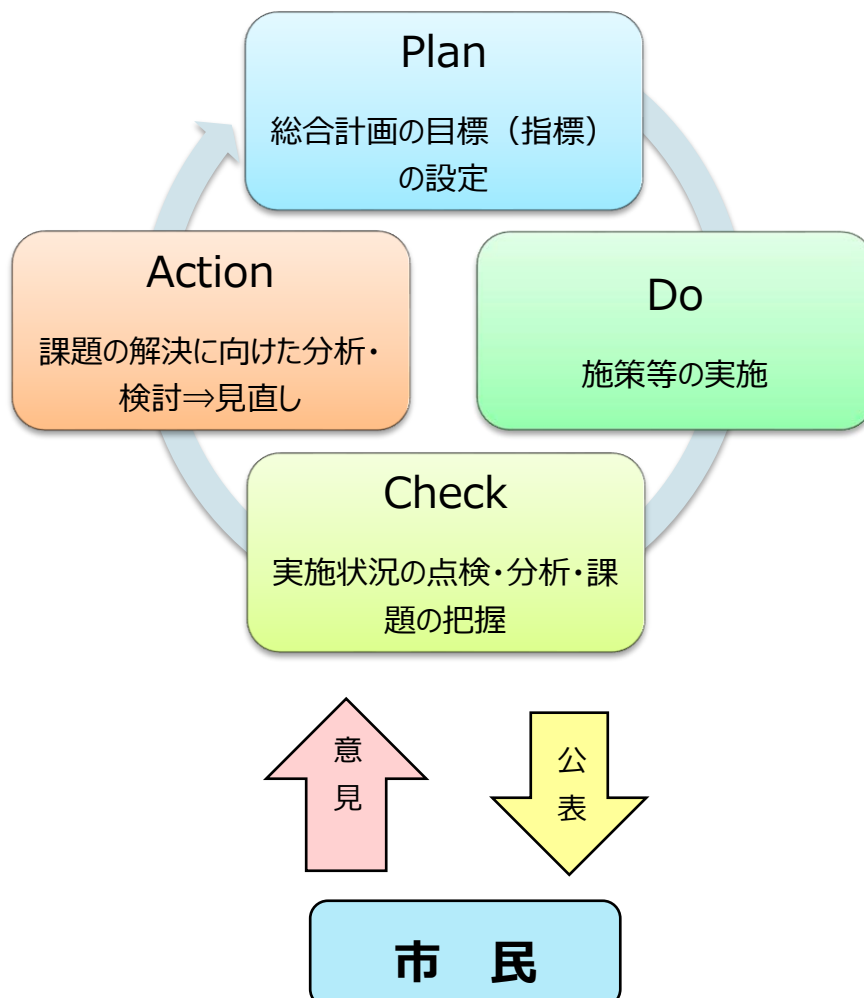
本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」の実現に向けて、まちづくりの目標に掲げる施策の大綱の一つ一つを着実に実施していくために、次の点に留意して総合計画を推進します。

(1) マネジメントサイクルによる進行管理

この総合計画の進行管理は、計画(Plan)―実施(Do)―評価(Check)―改善(Action)の、マネジメントサイクルを確立し、行政評価システムにより行います。

行政評価システムにおいては、本市のまちづくり及び市政運営の成果について、施策事業の成果目標の達成度等により、客観的に評価した結果を公表することで説明責任を全うするとともに、その結果を今後の取組に反映させ、効率的な行財政運営の実現を図ります。

また、市民満足度調査を実施することにより、市民の声を反映した施策・事業の推進や見直しに努めます。



(2) 施策の成果指標と目標値

総合計画の適切な進行管理のために設定する、各施策の成果指標等については、次の表のとおりとします。

なお、この成果指標に係る平成35年度の目標値については、その後の社会情勢の変化や施策・事業の状況を踏まえ、32年度において、必要に応じた見直しを行うこととします。

区分	内容
指標名(単位)	施策を実施することによって得られる成果を、客観的な数値で表します。 成果指標を数値化することで、目標を市民と共有し、市民と行政が、協働して目標の達成を目指すことができるものとします。
指標の説明	設定した成果指標の算出方法を記載しています。
現況値及び目標値	現況値は、原則として、平成26(2014)年度の数値を記載し、これ以外の場合は、()書きで基準となる年月を記載しています。 目標値は、総合計画の終期である35(2023)年度までの8年間の達成目標を設定し、中間年である31(2019)年度に中間目標も記載しています。

付 属 資 料

- (予定)
- ・ 総合計画策定経過
 - ・ 関係条例、規程等
 - ・ 総合計画審議会関係
 - ・ 用語解説 等

高松市総合計画審議会条例

昭和47年3月31日条例第3号

改正 平成11年7月14日条例第20号

平成26年4月1日用字用語整備施行

(設置)

第1条 高松市総合計画の策定について市長の諮問に応じ、その基本的事項を審議するため、高松市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市政に関し見識を有する者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(幹事)

第5条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、審議会に出席し、審議事項について意見を述べることができる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月14日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

高松市総合計画審議会 名簿

(敬称略 五十音順)

	氏名	役 職 等
会 長	佃 昌道	高松大学 学長
副 会 長	野田 法子	高松市婦人団体連絡協議会 会長
委 員	上田 利枝	公募委員(一般社団法人 キラメキ社会福祉士事務所 代表理事)
	上原 加代江	高松市PTA連絡協議会 相談役
	国見 香須子	公募委員(アスパラ大騒ぎ実行委員会 主宰)
	糸井 弘之	株式会社四国新聞社 執行役員 編集局長
	桑村 美奈子	公募委員(地域イベントプロデューサー)
	坂口 祐	公募委員(デザイナー/物語を届けるしごと)
	佐野 正	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー 理事長
	白薊 敬三	株式会社香川銀行 執行役員 営業店統括部長
	鈴木 義博	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長
	高嶋 伸子	香川県立保健医療大学 教授
	滝川 三郎	高松市コミュニティ協議会連合会 会長
	竹内 麗子	一般社団法人香川経済同友会 副代表幹事
	徳倉 康之	公募委員(株式会社ファミリーエ 代表取締役)
	中橋 恵美子	NPO法人わははネット 理事長
	西岡 敦子	高松市医師会 理事、女性医師部長
	花澤 均	香川県農業協同組合 経営管理委員
	原 真志	香川大学大学院地域マネジメント研究科 研究科長
	藤本 実紗	四国運輸局企画観光部交通企画課 課長
	古川 康造	高松丸亀町商店街振興組合 理事長
	楨田 實	高松商工会議所 常議員、地域振興委員会委員長
眞鍋 邦大	株式会社四国食べる通信 代表取締役	
柳 富夫	四国経済産業局産業部商業・流通・サービス産業課 課長	
頼富 俊哉	株式会社百十四銀行 執行役員 営業統括部長	
オブザーバー	淀谷 圭三郎	香川県政策部政策課 課長

高松市総合計画審議会 幹事名簿

番号	役 職	氏 名
1	市民政策局長	城下 正寿
2	総務局長	小川 武彦
3	財政局長	外園 暖
4	健康福祉局長	田中 克幸
5	環境局長	合田 彰朝
6	創造都市推進局長	宮武 寛
7	都市整備局長	安藤 照文
8	消防局長	高島 眞治
9	病院局長	篠原 也寸志
10	上下水道局長	細川 公紹
11	教育局長	東原 利則

高企第 4 号
平成19年9月6日

高松市総合計画審議会
会長 井原 理代 殿

高松市長 大 西 秀 人

高松市新総合計画（仮称）基本構想案について（諮問）

高松市総合計画審議会条例第1条の規定により、高松市新総合計画（仮称）基本構想案について、貴審議会の意見を求めます。

平成19年11月12日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市総合計画審議会
会長 井原 理代

高松市新総合計画（仮称）基本構想案について（答申）

平成19年9月6日付け高企第4号をもって諮問を受けた高松市新総合計画（仮称）基本構想案について、活発かつ精力的に審議を行った結果、おおむね妥当であると認め、別紙のとおり答申します。

答 申

国際社会では、グローバル化が一層進展し、経済、文化、環境などあらゆる分野において、相互依存関係が深まる中で、地球温暖化など、世界的な課題が生じています。

わが国では、少子・高齢社会が到来するとともに、国・地方ともに厳しい財政状況の中、地方分権改革が進められ、地方自治の在り方そのものも大きく変わりつつあります。

一方、私たちの高松市は、平成17年9月26日の塩江町、平成18年1月10日の牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る広範な市域、それぞれの地域で受け継がれてきた歴史・文化・自然など個性豊かな地域特性を持つ、新しい高松市が誕生しました。

高松市では、このような本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、自らの責任と判断で、地域特性をいかした主体的なまちづくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが、強く求められています。

このような中、当審議会に諮問を受けた高松市新総合計画（仮称）基本構想案は、21世紀中ごろを見据えた長期的展望の下、高松市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民と行政のまちづくりおよび市政運営の共通の基本指針として、施策の基本方向を明らかにするものです。

当審議会では、審議に当たっては、高松らしい個性豊かで活力に満ちたまちづくりの実現に向け、活発かつ精力的に審議を重ねました。

その結果、今回の基本構想案は、目指すべき都市像を実現していくためのまちづくりの目標、また、まちづくりの目標の実現に向けての政策・施策、さらに、全体の内容も、高松市を取り巻く社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズを踏まえたものとなっており、おおむね妥当であると認め、ここに答申するものです。

なお、審議の過程において提出された多くの意見、要望を踏まえ、当審議会の総意として、次のとおり、特に意見を付すので、総合計画に基づく施策の推進に当たっては、これらの意見を十分に尊重されるよう強く要望します。

総括的事項

- ◎ 高松市は、これまで経済・文化など様々な面において、瀬戸内海とのかかわりの中で発展してきたところであるが、今後においても、海をいかした魅力あふれ、中枢拠点性のあるまちづくりを進め、目指すべき都市像である「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現を図りたい。
- ◎ 地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化してきていることから、高松市としてもあらゆる分野において環境配慮という視点に立ったまちづくりを進められたい。
- ◎ 将来発生が予想される東南海・南海地震などによる災害から市民を守り、安全なまちを実現するため、防災面を意識した災害に強いまちづくりを進められたい。
- ◎ 人口減少社会や地球環境問題を踏まえ、持続可能な都市を目指し、公共交通網の整備にも留意する中で、高松市にふさわしいコンパクトなまちづくりを進められたい。
- ◎ 地域コミュニティの自立活性化を積極的に支援するとともに、NPOや企業など、多様な主体との連携を図る中で、協働のまちづくりを推進されたい。
- ◎ 合併により誕生した新・高松市において、各地域の多様で豊かな特性をいかしながら、市域の一体化を図り、より魅力あるまちづくりを進められたい。

個別的事項

1 まちづくりの目標（施策の大綱）

(1) 心豊かな人と文化を育むまち

- ① 施策体系の中で、「平和を大切に作る社会づくり」の基本事業に、「平和教育の推進」を加えられたい。
- ② 市民一人一人が地球環境問題に対する認識を深め、主体的に行動できるよう学校教育や社会教育など、幅広い分野で環境教育や環境学習を推進し、時代の要請である地球環境問題に対応できる人づくりに取り組まれたい。

(2) 人と環境にやさしい安全で住みよいまち

- ① 地球規模の環境問題への対応は喫緊の課題となっており、高松市としても地球温暖化防止などの取組みを積極的に展開されたい。

また、私たちを取り巻く自然環境は年々悪化していることから、自然の保全・再生に向けた取組みを進めるとともに、次の世代に良好な自然を残していくため、川やため池、里山などの身近な自然を大切にすることができる子どもたちを育てる取組みを図られたい。

- ② 水資源に恵まれない高松市にとって、市民生活や産業活動等に多大な影響を及ぼすことになる渇水等の問題は、特に重要な課題であり、その安定的な確保は行政の責任であるという認識の下に、自己処理水源の確保に努めるとともに、水源の涵養と水源地の保全の取組みや生活用水等への下水道の再生水、雨水などの更なる活用策の検討を進められたい。

- ③ 今世紀前半にも発生が予想される、東南海・南海地震や台風などの災害に対応できる、防災面を意識した災害に強いまちづくりを目指す中で、自主防災組織の組織率を高めるなど危機管理体制の整備を進められたい。

また、災害時における避難所の耐震化や食料・水の備蓄、緊急輸送路の確保など、防災対策に取り組まれたい。

(3) 健やかにいきいきと暮らせるまち

- ① まちづくり全般にわたり、子どもが安心して暮らせるまちという視点での取組みを進められたい。

子育て支援においては、家庭・地域・行政など関係者の連携の下に行うことが重要であることから、今後、ネットワーク化による子育て情報の共有化を図るなど地域社会全体で子育て支援ができる体制の整備を図られたい。

また、家庭における子育て力が低下していることから、その向上とともに、子ども自らの育ちをサポートする「子育て支援」に取り組むなど、次代を担える子どもの育成に努められたい。

また、不妊に悩んでいる人も多くいることから、不妊治療への助成など、市としての支援施策の充実を図られたい。

- ② ワーク・ライフ・バランスの視点が重要であり、その支援とともに企業の就業環境の充実に努められたい。

- ③ 最近における高松市の医療の現状は、産科医、小児科医不足による夜間救急医療体制や外科医の高齢化や外科医の不足などにより、休日当番医制の維持が困難な状況にあることから、それぞれの機能分担について、県・市等関係機関で連携調整を図るなど、高松市域内医療の充実に努められたい。

また、がん検診の受診率向上など、疾病予防の取組みを進められたい。

(4) 人がにぎわい活力あふれるまち

- ① 里山や里海の保全など自然との共生に取り組むことが観光振興に寄与するという視点に立ち、エコ・ツーリズムなどの施策に取り組みたい。

また、観光資源については、創造だけでなく、保全・整備・再発見など様々な観点があることを踏まえ、既存の観光資源の充実を図るとともに、観光ボランティアの育成や観光地めぐりができる公共交通網の整備など、観光客の受け入れ態勢の充実を図られたい。

また、コンベンションの誘致促進については、大会・会議のみならず、幅広く対象を捉える視点で取り組みたい。

- ② 学校給食に、地元でとれた安全な農水産物を使用するなど、市が率先して地産地消に取り組む中で、若い人が魅力を感じる農水産業政策を推進されたい。

(5) 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

- ① コンパクトで持続可能な集約型都市の実現に向け、まちなか居住の推進や人々の回遊性を高め、徒歩で移動ができる、安全で快適な歩行者空間の整備など、中心市街地の活性化や都市の賑わいに資する施策に取り組みたい。

- ② 人口減少社会や地球環境問題等に対応した公共交通の在り方について、地域特性をいかした、目指すべき都市交通の将来ビジョンを明らかにされたい。

また、快適で、環境にもやさしい交通手段である自転車利用のまちづくりを進めるため、自転車利用者のマナー向上のための施策を充実するとともに、自転車の通行空間の確保など、自転車利用の環境整備に取り組みたい。

(6) 分権型社会にふさわしいまち

- ① NPO等の活用と連携の仕組みづくりの方策を検討するなど、多様な主体の特性をいかした、パートナーシップによるまちづくりを一層推進されたい。

また、コミュニティ協議会の在り方、方向性についての考え方を明確にし、地域の自立支援を促進するなど、地域自らのまちづくりの推進に取り組みたい。

2 土地利用構想

- ◎ 将来都市構造のイメージ図については、将来都市構造や土地利用の基本的な考え方を、的確に示すとともに「瀬戸の都・高松」にふさわしい海に開かれた都市である高松市の特性を盛り込むよう配慮されたい。

3 地域別まちづくり

- ◎ 「地域別まちづくり」の「地域の特性と課題」については、必要に応じ、それぞれの地域の資源等についての記述を追加するとともに、「まちづくりの方向」については、地域の活性化のため、具体的な方策を検討されたい。

4 総合計画の推進

- ◎ 総合計画の推進における、目標・目標項目・目標値について、区分の取扱いや追加項目を含め、適切なものとなるよう検討されたい。

その他

- ◎ 施策体系の中で、「男女共同参画社会の形成」と「男女共同参画社会づくり」のように、極めて似通った表現になっているものについて、適切な表現となるよう、更に工夫されたい。
- ◎ 図表、地図などを活用するとともに、市民にとって分かりやすい表現となるよう工夫されたい。
- ◎ データ、字句、説明内容を検討するなど、市民にとって分かりやすい計画書とされたい。
- ◎ 審議の過程における意見や要望のうち、この答申で示すことができなかった具体的な事業の提案などについては、各種施策を推進する過程において配慮されたい。

第6次高松市総合計画（仮称）についての御意見等記載用紙

委員氏名

御意見等がある場合、欠席時はあらかじめ、又は会議開催後1週間以内に御提出ください。

送付先 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市役所・政策課（審議会・懇談会担当）
TEL 839-2135 FAX 839-2125
メールアドレス seisaku@city.takamatsu.lg.jp

第1回高松市総合計画審議会の流れ（予定）

日時：平成27年9月7日（月） 午後7時30分～

場所：市役所13階 大会議室

1 開会

- ・ 市長挨拶（5分）
- ・ 諮問（3分）

2 議題

(1) 第6次高松市総合計画（仮称）基本構想（案）について（50分）

- ・ 事務局説明（15分）
- ・ 意見交換

【各委員1分以内で御意見をお願いします。】（26分）

【一巡後、補足等、適宜御意見をお願いします。】（10分）

(2) その他

3 閉会

※ 第3回たかまつ創生総合戦略懇談会終了後、第1回高松市総合計画審議会を開催します。

第6次高松市総合計画（仮称）についての御意見用紙

質問1 第6次高松市総合計画（仮称）基本構想（原案）について、加除・修正の有無を含めて、自由に御記入ください。

質問2 第2回審議会では、まちづくりの目標ごとのグループワークを予定しています。希望するまちづくりの目標を第3希望番号（1,2,3）で御記入ください。（御希望に添えないことがあります。御了承ください。）

お手数ですが、9月16日（水）までに、政策課・審議会担当宛に御提出ください。

委員名		
(質問2) 希望グループ	項目	(質問1) 御意見欄を自由に記入してください。
	序論 (1頁～13頁)	
	基本構想 (16頁～33頁)	
	施策の方針 まちづくりの目標1 (35頁～52頁)	
	施策の方針 まちづくりの目標2 (53頁～72頁)	
	施策の方針 まちづくりの目標3 (73頁～94頁)	
	施策の方針 まちづくりの目標4 (95頁～128頁)	
	施策の方針 まちづくりの目標5 (129頁～142頁)	
	施策の方針 まちづくりの目標6 (143頁～154頁)	
	総合計画の推進 (157頁～158頁)	